【参考資料】社会福祉法(平成二十九年四月一日施行版) [三段表(社会福祉法人関係部分)] ver. 02

(注) 実際の法令の適用に当たっては、必ず官報等で確認ください。

日次 第一節 通則(第二十二条 - 第三十五条) 第二節 設立(第三十一条 - 第三十五条) 第二節 設立(第三十一条 - 第三十五条) 第二款 評議員等の選任及び解任(第三十八条 - 第四十五条の十二) 第五款 評議員及び評議員会(第四十五条の十三) 第五款 計算 第一款 役員等の損害賠償責任(第四十五条の二十二) 第二款 計算書類等(第四十五条の二十二) 第二款 計算書類等(第四十五条の二十二) 第二款 計算書類等(第四十五条の二十二) 第二款 計算書類等(第四十五条の二十二) 第二款 計算書類等(第四十五条の二十二) 第二款 計算書類等(第四十五条の二十二) 第二款 計算書類等(第四十五条の二十二) 第二計 清算の開始(第四十六条の三・第四十六条の 回) 第二計 計算の開始(第四十六条の三・第四十六条の 回) 第二目 財産目録等(第四十六条の二十二 - 第四十六条の 回) 第四目 債務の弁済等(第四十六条の三十一第四十六条の 日十九)	社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号) 社会福祉法施行令
	!施行令(昭和三十三年政令第百八十五条)
	社会福祉法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十八号)

第二十四条 社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手と第二十四条 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たつては、日常生活又は社会生活にする公益事業を行うに当たつては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。	(名称)	より設立された法人をいう。	第一節 通則	第六章 社会福祉法人	第五目 残余財産の帰属 (第四十七条) 第五目 残余財産の帰属 (第四十七条の二 第四目 一) 第二目 一) 第四目 合併の無効の訴え (第五十五条の四) 第二目 新設合併 (第五十四条の五 第五十四条の十 一) 第四目 合併の無効の訴え (第五十五条) 第一章 雑則 (第百二十五条 一) 第一章 雑則 (第百二十五条 一) 第十一章 雑則 (第百二十五条 一) 第十二章 割則 (第百三十条の二 一) 第五十五条 第十二章 割則 (第百三十条の二 一) 第五十五条 1

第二十七条 社会福祉法人は、その事業を行うに当たり、その 第二十七条 社会福祉法人は、その事業を行うに当たり、その 第二十七条 社会福祉法人は、その事業を行うに当たり、その 第	(公益事業及び収益事業) (公益事業及び収益事業) (公益事業及び収益事業に支策二十六条 社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益を目的とする事業(以下「収益事業」という。) 又はその収益を社会福祉事業者しくは公益事業(第二条第四項第四号に掲げる事業その他の政令で定めるものに限る。第五十七条第二号において同じ。)の経営に充てることを目的とする事業(以下「収益事業」という。)を行うことができる。 2 公益事業又は収益事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。 (公益事業及び収益事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。	産を備えなければならない。第二十五条 社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資(要件)
(特別の利益を与えてはならない社会福祉法人の関係者) 第十三条の二 法第二十七条の政令で定める社会福祉法人の関係者は、次に掲げる者とする。 一 当該社会福祉法人の設立者、評議員、理事、監事又は職員 一 当該社会福祉法人の設立者、評議員、理事、監事又は職員 一 当該社会福祉法人の設立者、評議員、理事、監事又は職 三 前二号に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族 三 前二号に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚 」	(社会福祉法人の収益を充てることのできる公益事業) 第十三条 法第二十六条第一項の政令で定める事業は、次に掲 げる事業であつて社会福祉事業以外のものとする。 一 法第二条第四項第四号に掲げる事業 二 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第一項 に規定する居宅サービス事業、同条第十四項に規定する居宅介 護支援事業、同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業又は同条第十六項に規定する介護予防支援事業 一 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十 一 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十 号)第七条第二号若しくは第三号又は第三十九条第一号から第三号まで若しくは第四十条第二項第二号に規定する都道府県知事の指定した養成施設を経営する事業 五 精神保健福祉士法(平成九年法律第百三十一号)第七条 第二号又は第三号に規定する都道府県知事の指定した養成施設を経営する事業 立 特神保健福祉法第十八条の六第一号に規定する指定保育士養 成施設を経営する事業 本 前各号に掲げる事業に準ずる事業であつて厚生労働大臣 が定めるもの	
(法人が事業活動を支配する法人等) (法人が事業活動を支配する法人等) (法人が事業活動を支配する法人等) (法人が事業活動を支配する法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該他の法人(第三項各号において「子法人」という。)とする。 て厚生労働省令で定めるものは、一の者が当該法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場で関業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該一の者とする。 すがで、の者とする。 まずの者とする。 まずの者とする。 まずの者とする。		

(法第三十条第二項 に規定する厚生労働省令で定めるもの) (法第三十条第二項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。 一 全国を単位として行われる事業 二 地域を限定しないで行われる事業 三 法令の規定に基づき指定を受けて行われる事業 四 前各号に類する事業		(所轄庁)
	【参照】組合等登記令(昭和三十九年政令第二十九号)	(登記) (登記) (登記) (登記)
		地にあるものとする。第二十八条(社会福祉法人の住所は、その主たる事務所の所在(住所)
一のは、アイル・スペース・ルース・スペース・スペース・スペース・スペース・スペース・スペース	治重でう西できませて、原と文化をよって、ためですの	

(申請) (中請) (中請) (中請) (中請) (中請) (中請) (中請) (中	第二節 設立	上の市町村の区域にわたるもの及び第百九条第二項に規定との市町村の区域にわたるもの及び第百九条第二項に規定と、その所轄庁は、前項本文の規定にかかわらず、厚生労働省合で定めるものにある地区社会福祉法人でその行う事業が二以上の地方厚生局の管轄と、その所轄庁は、前項本文の規定にかかわらず、厚生労働大臣とする。
(設立認可申請手続) (設立表表の代表及び住所 (記述表表の代表表の代表及び住所 (記述表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表		

第三十二条	5
所轄庁は、	法人(会計監査人を置いなければならない。 第一項第五号の評議員を選任し、又は解析 第一項第一日はい。 第一項第一日のであるときは、 第一項第十三号に掲げる事項をの他社会福祉事業を行う者の他社会福祉事業を行う者の評議員に関する場合に表現する場合に表現する場合に表現する場合に表現する場合に表現する場合に表現する場合に表現する場合に表現する場合に表現する場合に表現する場合に表現を表現する場合に表現を表現する場合に表現を表現する場合に表現を表現する場合に表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表
前条第一	をけ 掲 、議 らるか置 行 る げ 又 員 ら と け ら る か 置 う 場 る は い 。 う 者 事 解 関 の に 項 任 す 、 ば 福
項の規定に	会計監査人を置く社会福祉法人又は 開第五号の評議員に関する事項とし 関第五号の評議員に関する事項とし 可第十三号に掲げる事項中に、残余 可能でを設ける場合には、その者 社会福祉事業を行う者のうちから選 ばならない。
項の規定による認可の申請が	定は財 款 て 会会こ され、産 の 計福の れ 社 の 定 理 監 法 ろ 会 婦 め 事 香 洪 律
申請が	よ 福 属 は 文 人人の

を出る話出まって、こうまきとう。こうでかっすぎょみることを明らかにすることができる書類 財産目録及び当該財産が当該社会福祉法人に確実に帰属す設立当初において当該社会福祉法人に帰属すべき財産の

2

- を立ら切りなり上に変めが大りなけませておける事業と可らな、その使用の権限が当該社会福祉法人に確実に帰属することを明らかにすることができる書類。 当該社会福祉法人がその事業を行うため前号の財産目録
- 書及びこれに伴う収支予算書 一設立当初の会計年度及び次の会計年度における事業計画
- 設立者の履歴書
- 設立代表者を定めたときは、その権限を証明する書類
- 就任承諾書 就任承諾書
- 価書その他必要な書類の提出を求めることができる。 所轄庁は、前二項に規定するもののほか、不動産の価格評

3

- なければならない。

 社会福祉法人は、その設立の認可を受けたときは、遅滞ないればならない。
- 5 第一項の認可申請書類には、副本一通を添付しなければな

(電磁的記録)

(定款の備置き及び閲覧等) (定款の信義は、当該社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をするには、当該社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者を限し、当該社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該社会福祉法人は、正当な理由がないのにこれを担んではならない。	いて設立の登記をすることによつて成立する。第三十四条(社会福祉法人は、その主たる事務所の所在地にお(成立の時期)	。 求により又は職権で、これらの事項を定めなければならない 求により又は職権で、これらの事項を定めなければならない 条第一項第二号から第十五号までの各号に掲げる事項を定め 条第一項第二号から第十五号までの各号に掲げる事項を定め (定款の補充)	した上で、当該定款の認可を決定しなければならない。立の手続が、法令の規定に違反していないかどうか等を審査立の手続が、法令の規定に違反していないかどうか等を審査の要件に該当しているかどうか、その定款の内容及び設あつたときは、当該申請に係る社会福祉法人の資産が第二十
第			
(電磁的記録に記録された事項を表示する方法) 第二条の三 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録(法第三十一条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。 一 法第三十四条の二第二項第三号 法第四十五条の十一第三項第二号 法第四十五条の十一第四項第二号 法第四十五条の二十五第二項第二号 法第四十五条の二十五第二項第二号 法第四十五条の二十五第二項第二号 法第四十五条の二十五第二項第二号 法第四十五条の二十二第四項第二号 法第四十五条の二十二第二項第三号 法第四十五条の二十二第二項第三号 法第四十五条の二十二第二項第三号 法第四十五条の二十二第四項第二号 法第四十五条の二十二第二項第三号 法第四十五条の二十二第二項第三号 法第五十四条の四第三項第三号 法第五十四条の四第三項第三号 法第五十四条の四第三項第三号 法第五十四条の四第三項第三号 法第五十四条の十十第二項第三号 法第五十四条の四第三項第三号 法第五十四条の十十第二項第三号 法第五十四条の十十第二項第三号 法第五十四条の十十第二項第三号 法第五十四条の十十第二項第三号 法第五十四条の十十第二項第三号 法第五十四条の十十第二項第三号 法第五十四条の十十第二項第三号 法第五十四条の十十第二項第三号 第三号 法第五十四条の十十第二項第三号 第三号 法第五十四条の十十第二項第三号 第三号 法第五十四条の十十第三項第三号 第三号 法第四十二条 法第四十二条 法第三号 法第四十二条 公司 第三号 法第四十二条 公司 第三号 法第四十二条 公司 第三号 第三号 法第三号 法第四十二条 公司 第三号			

	成十八年法律第四十八号)第百五十八条及び第百六十四条の第三十五条(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平(準用規定)
(電磁的記録の備置きに関する特則) (電磁的記録の備置きに関する特則) (電磁的記録の備置きに関する特則) (電磁的記録の備置きに関する特則) (電磁的記録の備置きに関する特則) (電磁的記録の備置きに関する特則)	
に記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の 世機失受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける力することができる物をもつて調製するファイルに情報を記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録しておくことができるものでなければならない。	【参考】準用条文(読替え後) ○社会福祉法 ○社会福祉法 の社会福祉法 の主たる事務所に備え置かなけ 受けたときは、その定款をその主たる事務所に備え置かなけ のはならない。 2~4 (略)
(電磁的方法) (電磁的方法) (電磁的方法) (電磁的方法) (電磁的方法) (電磁的方法) (電磁的方法) (電磁的方法)	一

2 規定は、社会福祉法人の設立について準用する。 第二百六十四条第二項第一号中「社員等 条第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第二項(第一号 とあるのは、 四条まで並びに第二百七十七条の規定は、社会福祉法人の設 るものとする。 立の無効の訴えについて準用する。この場合において、 に限る。)、第二百七十条、第二百七十二条から第二百七十 に係る部分に限る。) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百六十四 監事又は清算人をいう。以下この款において同じ。) 一評議員、理事、監事又は清算人」と読み替え 第二百六十九条(第一号に係る部分 (社員、評議員、理 同法

【参考】準用条文(読替え後)

- (曽チスよ賃曽に男トトら見言)隻月~○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
- 第百五十八条 生前の処分で財産の拠出をするときは、その性(贈与又は遺贈に関する規定の準用)
- 、民法の遺贈に関する規定を準用する。 遺言で財産の拠出をするときは、その性質に反しない限り質に反しない限り、民法の贈与に関する規定を準用する。 生前の処分で財産の拠出をするときは その性
- する。
 産は、社会福祉法人の成立の時から当該社会福祉法人に帰属第百六十四条(生前の処分で財産の拠出をしたときは、当該財

(財産の帰属時期)

- (社会福祉法人の設立の無効の訴え)を生じた時から社会福祉法人に帰属したものとみなす。2 遺言で財産の拠出をしたときは、当該財産は、遺言が効力
- 以内 一 社会福祉法人の設立 社会福祉法人の成立の日から二年 一 社会福祉法人の設立 社会福祉法人の成立の日から二年定める期間に、訴えをもってのみ主張することができる。第二百六十四条 次の各号に掲げる行為の無効は、当該各号に
- 二·三 【準用対象外】
- 前頁第一号に掲げるう為 役立する社会畐业去人の平義者に限り、提起することができる。2 次の各号に掲げる行為の無効の訴えは、当該各号に定める
- 員、理事、監事又は清算人前項第一号に掲げる行為 設立する社会福祉法人の評議
- 二·三 【準用対象外】

(被告)

ては、当該各号に定める者を被告とする。「社会福祉法人の設立の無効の訴え」と総称する。)につい第二百六十九条(次の各号に掲げる訴え(以下この節において

第三十七条 特定社会福祉法人(その事業の規模が政令で定め 第十三条の三(会計監査人の設置義務) (特定社会	「機関の設置)	第一款(機関の設置)	第三節 機関	(訴えの管轄) (証容判決の効力が及ぶ者の範囲) (無効の判決の効力が及ぶ者の範囲) (無効の判決の効力が及ぶ者の範囲) (無効の判決の効力が及ぶ者の範囲) (認容判決の効力が及ぶ者の範囲) (無効の判決の効力が及ぶ者の範囲) (認容判決の効力が及ぶ者の範囲) (認容判決の効力を有するで、第六号及び第七号に掲げる訴えに限る。) (は、将来に向かってその効力を失う。 (原告が敗訴した場合において、原告に悪意又は重大な過失があったときは、原告は、被告に対し、連帯して損害を賠償する責任を負う。
三条の三 法第三十七条及び第四十五条の十三第五項の政特定社会福祉法人等の基準)				
(最終会計年度における事業活動に係る収益の額の算定方法				

法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行三 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉二 成年被後見人又は被保佐人	する。	関係は、委任に関する規定に従う。 第三十八条 社会福祉法人と評議員、役員及び会計監査人との(社会福祉法人と評議員等との関係)	第二款 評議員等の選任及び解任	において同じ。) は、会計監査人を置かなければならない。
				中で定める基準を超える社会福祉法人は、次の各号のいずれって定める基準を超える社会福祉法人は、次の各号のいずれって定める基準を超える社会福祉法人は、次の各号のいずれって定める基準を超えること。 「国の承認(法第四十五条の二十八第三項の承認)を受けた場合における当該各会計年度のうち最も遅いものをいう。以下この条において同じ。)に係る法第四十五条の三十一前段に規定する場合にあっては、法第四十五条の三十一前段に規定する場合にあっては、同条の規定により定時評議員会に報告された収支計算書)に基づいて最終会計年度における社会福祉事業並びに法第二十六条第一項に規定する公益事業及び同項に規定する収益事業による経常的な収益の額として厚生労働省合で定めるところにより計算した額が三十億円を超えること。 「最終会計年度に係る法第四十五条の三十一前段に規定する場合にあっては、同条の規定により定時評議員会に報告された貸借対照表とし、社会福祉法人の成立後最初の定時評議員会までの間においては、法第四十五条の二十七第一項。 「場合にあっては、同条の規定により計算した額が一、最終会計年度に係る法第四十五条の三十第二項の承認を受けた収支計算書)に基づいて最終会計年度におりた額の方針を記さる。
(評議員の使用人) 「当該評議員の使用人」 「当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係」と同様の事情にある者。 と同様の事情にある者。と同様の事情にある者。 と同様の事情にある者。 と同様の事情にある者。 と同様の事情にある者。				第二条の六 令第十三条の三第一号に規定する収益の額として 厚生労働省令で定めるところにより計算した額は、社会福祉 条の二第一項第二号ロ(1)に規定する法人単位事業活動計算書 の当年度決算(A)の項サービス活動収益計(1)欄に計上した額と する。

を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

- での者である者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ四 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ
- 2 評議員は、役員又は当該社会福祉法人の職員を兼ねること 解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員 第五十六条第八項の規定による所轄庁の解散命令により
- 部議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える数でなけができない。評議員は、役員又は当該社会福祉法人の職員を兼ねること
- の関係がある者が含まれることになつてはならない。親等以内の親族その他各評議員と厚生労働省令で定める特殊評議員のうちには、各評議員について、その配偶者又は三ればならない。
- 係がある者が含まれることになつてはならない。 等以内の親族その他各役員と<mark>厚生労働省令</mark>で定める特殊の関 5 評議員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親

- 維持している者

 維持している者

 一当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を
- 1 前二号に掲げる者の配偶者
- あつて、これらの者と生計を一にするもの第一等一号から第三号までに掲げる者の三親等以内の親族で
- 当該評議員が役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以る社員である他の同一の団体(社会福祉法人を除く。)の役員、業務を執行する社員又は職員(当該評議員及び当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の評議員の合計数の当該社会福祉法人の評議員の総数のうちに占める割合が、三分の一を超えるの評議員の総数のうちに占める割合が、三分の一を超えるの評議員の総数のうちに占める割合が、三分の一を超えるの評議員の総数のうちに占める割合が、三分の一を超えるの評議員の総数のうちに占める割合が、三分の一を超えるの評議員の総数のうちに占める割合が、三分の一を超えるの評議員の総数のうちに占める割合が、三分の一を超えるの評議員が役員(法人でない団体で代表者又は管理人
- 他の社会福祉法人の役員又は職員(当該他の社会福祉法人の評議員及び役人の評議員となつている当該社会福祉法人の評議員及び役数を超える場合に限る。)
- 、 次に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者(当該団体の職員(国会議員又は地方公共団体の議会の議員の総数の当該社会福祉法人の評議員の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限る総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限る総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限る。)
- 国の機関
- ロ 地方公共団体
- 条第一項に規定する独立行政法人 独立行政法人通則法 (平成十一年法律第百三号) 第二
- 高大学共同利用機関法人第一項に規定する国立大学法人又は同条第三項に規定する国立大学法人又は同条第三項に規定する大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条
- |条第||項に規定する地方独立行政法人| |地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第
- 人をいう。)

 大をいう。)

 大をいう。)

 大をいう。)

 大をいう。)

 大をいう。)

 大は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法され、かつ、その設立に関し行政官が関係という。)

(評議員に欠員を生じた場合の措置) 「評議員に欠員を生じた場合の措置) (評議員に欠員を生じた場合の措置)	(評議員の任期) (評議員の任期の満了する時までとすることを妨げない。 (評議員の任期の満了する時までとすることを妨げない。 (評議員の任期の満了する時までとすることを妨げない。 (評議員の任期の満了する時までとすることを妨げない。 (評議員の任期の満了する時までとすることを妨げない。	
		(評議員のうちの各役員と特殊の関係がある者) 常二条の八、法第四十条第五項に規定する各役員と厚生労働省 帝で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。 一 当該役員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者 四 前二号に掲げる者の配偶者 三 当該役員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者

任することができ	請求により又は職	損害を生ずるおそ	2 前項に規定する
<u>်</u>	権で、一時評議員の職務な	れがあるときは、所轄庁は	場合において、事務が遅漕
	ど行うべき者を選	は、利害関係人の	滞することにより

(役員等の選任)

第四十三条 選任する。 役員及び会計監査人は、評議員会の決議によつて

- なるときに備えて補欠の役員を選任することができる。 により、この法律又は定款で定めた役員の員数を欠くことと 前項の決議をする場合には、厚生労働省令で定めるところ
- 同項中「監事が」とあるのは「監事の過半数をもって」と 第七十三条第一項及び第七十四条の規定は、社会福祉法人に み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、 同法第七十四条中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読 七十三条第一項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と ついて準用する。この場合において、同法第七十二条及び第 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十二条 政令で定

【参考】準用条文 (読替え後)

〇一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 (監事の選任に関する監事の同意等)

第七十二条 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提 出するには、監事の過半数の同意を得なければならない

こと又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出すること を請求することができる。 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の目的とする

(会計監査人の選任等に関する議案の内容の決定)

第七十三条 社会福祉法人においては、評議員会に提出する会 に関する議案の内容は、監事の過半数をもって決定する。 計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないこと

【準用対象外】

2

(監事等の選任等についての意見の陳述)

- 第七十四条 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは 解任又は辞任について意見を述べることができる。
- 2 出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に
- び社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第四十五条の 理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨及

(社会福祉法人に関する読替え)

第十三条の四 準用する場合においては、同条第三項中「第三十八条第一項 八年法律第四十八号)第七十四条第三項及び第四項の規定を 第一項第一号」と、同条第四項中「第七十一条第一項」とあ 第一号」とあるのは「社会福祉法(昭和二十六年法律第四十 るのは「社会福祉法第四十五条の五第一項」と読み替えるも 五号)第四十五条の九第十項において準用する第百八十一条 のとする。 ついて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十 規定により適用する場合を含む。)において社会福祉法人に 法第四十三条第三項 (法第四十六条の二十一の

2 第二条の九 任については、この条の定めるところによる。 法第四十三条第二項の規定により補欠の役員を選任する場

- 当該候補者が補欠の役員である旨
- 員として選任するときは、その旨及び当該特定の役員の氏 当該候補者を一人又は二人以上の特定の役員の補欠の役
- の役員を選任するときは、 にあつては、当該二人以上の役員)につき二人以上の補欠 同一の役員(二人以上の役員の補欠として選任した場合 当該補欠の役員相互間の優先順
- 場合があるときは、その旨及び取消しを行うための手続 補欠の役員について、 就任前にその選任の取消しを行う

3

兀

定時評議員会の開始の時までとする。 議によつてその期間を短縮することを妨げない。 に別段の定めがある場合を除き、 一当該決議後最初に開催する ただし 評議員会の決

- 合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

る事項を通知しなければならない。 九第十項において準用する第百八十一条第一項第一号に掲げ

用する。この場合において、第一項中「評議員会において、 監査人を辞任した者及び社会福祉法第四十五条の五第一項の は「辞任した旨及びその理由又は解任についての意見」と読 任後又は辞任後」と、「辞任した旨及びその理由」とあるの 議員会に出席して」と、第二項中「辞任後」とあるのは「解 計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、評 監事の選任若しくは解任又は辞任について」とあるのは「会 規定により会計監査人を解任された者について、それぞれ準 み替えるものとする。 第一項の規定は会計監査人について、前二項の規定は会計

(監事等の選任等についての意見の陳述)

第七十四条 監事は、会計監査人の選任、解任若しくは不再任 又は辞任について、評議員会に出席して意見を述べることが

いての意見を述べることができる。 評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由又は解任につ 監事を辞任した者は、解任後又は辞任後最初に招集される

3・4 【準用対象外】

(役員の資格等)

第四十四条 第四十条第一項の規定は、 役員について準用する

2 できない。 監事は、 理事又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることが

4 理事は六人以上、 理事のうちには、 、次に掲げる者が含まれなければならない 監事は二人以上でなければならない。

社会福祉事業の経営に関する識見を有する者

当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関す

る実情に通じている者 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあつては

5 監事のうちには、次に掲げる者が含まれなければならない 当該施設の管理者

社会福祉事業について識見を有する者

財務管理について識見を有する者

親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の 理事のうちには、各理事について、その配偶者若しくは三

(理事のうちの各理事と特殊の関係がある者)

省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。 一条の十 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と 法第四十四条第六項に規定する各理事と厚生労働

当該理事の使用人

同様の事情にある者

持している者 当該理事から受ける金銭その他の財産によつて生計を維

Ŧī. 前二号に掲げる者の配偶者 第一号から第三号までに掲げる者の三親等以内の親族で

あつて、これらの者と生計を一にするもの 定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下 る他の同一の団体(社会福祉法人を除く。 この号において同じ。)若しくは業務を執行する社員であ 当該理事が役員(法人でない団体で代表者又は管理人の の役員、業務

務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の理事 を執行する社員又は職員(当該他の同一の団体の役員、業

の総数の当該社会福祉法人の理事の総数のうちに占める割

三分の一を超える場合に限る。)

の配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令 関係がある者が三人を超えて含まれ、又は当該理事並びにそ で定める特殊の関係がある者が理事の総数の三分の一を超え (含まれることになつてはならない

以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係 がある者が含まれることになつてはならない. 監事のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等

〇社会福祉法 【参考】準用条文(読替え後)

(役員の資格等)

第四十条次に掲げる者は、役員となることができない。

- 成年被後見人又は被保佐人
- を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉
- 四 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ 、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるま
- 2 5 5 解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員 第五十六条第八項の規定による所轄庁の解散命令により 【準用対象外】

七 国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者を除く。 場合に限る。 は地方公共団体の議会の議員でない者(当該団体の職員(八の理事の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える 第二条の七第八号に掲げる団体の職員のうち国会議員又 である当該社会福祉法人の理事の総数の当該社会福祉法

(監事のうちの各役員と特殊の関係がある者)

第二条の十一 働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする 法第四十四条第七項に規定する各役員と厚生労

- 同様の事情にある者 当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と
- 当該役員の使用人
- 持している者 当該役員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維
- 前二号に掲げる者の配偶者
- 第一号から第三号までに掲げる者の三親等以内の親族で これらの者と生計を一にするもの
- 社員である他の同一の団体(社会福祉法人を除く。 定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。 この号及び次号において同じ。)若しくは業務を執行する 占める割合が、三分の一を超える場合に限る。) 人の監事の総数の当該社会福祉法人の監事の総数のうちに 当該理事が役員(法人でない団体で代表者又は管理人の 業務を執行する社員又は職員(当該他の同一の団体の 業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法)の役 以下
- 占める割合が、三分の一を超える場合に限る。) の監事の合計数の当該社会福祉法人の監事の総数のうちに する社員又は職員(当該監事及び当該他の同一の団体の役 当該監事が役員若しくは業務を執行する社員である他の 一の団体(社会福祉法人を除く。)の役員、業務を執行 業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人
- 国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者を除く は地方公共団体の議会の議員でない者(当該団体の職員) 数を超える場合に限る。 員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半 人の評議員となつている当該社会福祉法人の評議員及び役 他の社会福祉法人の理事又は職員(当該他の社会福祉法 第二条の七第八号に掲げる団体の職員のうち国会議員又

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。	(会計監査人の任期) (会計監査人の任期) (会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。 コ 前二項の規定にかかわらず、会計監査人設置社会福祉法人が会計監査人を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合には、会計監査人の任期は、当該定時評議員会において再任されたした場合には、会計監査人の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了する。	(会計監査人の資格等) (会計監査人の資格等) (会計監査人の資格等) (会計監査人の資格等) (会計監査人の職務を行うべき者を選定し、これを社会福祉法人に通知しなければならない。 に通知しなければならない。 に通知しなければならない。 に通知しなければならない。 に通知しなければならない。 に通知しなければならない。 できない第四十五条の二十一第二項第一号イにおいて同じ。) 「でいて監査をすることができない者は、会計監査人となる ことができない。	げない。 する。ただし、定款によつて、その任期を短縮することを妨する。ただし、定款によつて、その任期を短縮することを妨度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までと第四十五条 役員の任期は、選任後二年以内に終了する会計年(役員の任期)	
				場合に限る。) 場合に限る。)

(監事による会計監査人の解任) 「監事による会計監査人の解任) 「監事による会計監査人を解任することができる。」 「職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。」」 「会計監査人としてふさわしくない非行があつたとき。」 「地えないとき。」 「地えないとき。」 「地表えないとき。」 「いまったとの解任」	【参考】準用条文 (読替え後) 〇一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 (社会福祉法人の役員等の解任の訴え) 第二百八十四条 理事、監事又は評議員(以下この款において「役員等」という。)の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該役員等を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、次に掲げる者は、当該評議員会において否決されたときは、次に掲げる者は、当該評議員会において否決されたときは、次に掲げる者は、当該評議員会の日から三十日以内に、訴えをもって当該役員等の解任を請求することができる。 「護用対象外】 二 評議員 (被告) 第二百八十六条 社会福祉法人の役員等の解任の訴え」という。)については、当該社会福祉法人及び前条の役員等を被告とする。 (訴えの管轄) (訴えの管轄) 「許えの管轄) 「許えの管轄) 「許えの管轄) 「おえの管轄) 「おえの管轄) 「おえの管轄) 「おえの管轄) 「おえの管轄) 「おえの管轄」 「おえの管轄) 「おえの管轄」 「おえの管轄」 「おえの管轄」 「おえの管轄」 「おえの管轄」 「おえの管轄」 「おえの管轄」 「おえの管轄」 「おえの管轄」 「おんので、当該社会福祉法人の役員等の解任の訴えは、当該社会福祉法人の役員等の解任の訴えば、当該法とに関する法律	二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。 2 会計監査人が次条第一項各号のいずれかに該当するときはができる。 条 (第二号に係る部分に限る。)、第二百八十五条及び第二百八十六条の規定は、役員又は評議員の解任の訴えについて可八十六条の規定は、役員又は評議員の解任の訴えについて可八十六条の規定は、役員又は評議員の解任の訴えについて

互選によつて定めた監事は、その旨及び解任の理由を解任後3 第一項の規定により会計監査人を解任したときは、監事のなければならない。

(役員等に欠員を生じた場合の措置)

最初に招集される評議員会に報告しなければならない

| この法律又は定款で定めた役員の員数が欠ける。 | この法律又は定款で定めた役員の職務を有すを記。)が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。 | この法律又は定款で定めた役員の員数が欠け

任しなければならない。 会計監査人が選任されな数が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されな数が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されなる計監査人が欠けた場合又は定款で定めた会計監査人の員

の職務を行うべき者について準用する。第四十五条の二及び前条の規定は、前項の一時会計監査人

〇社会福祉法 〇社会福祉法

(一時会計監査人の職務を行うべき者の資格等)

ない。 と含む。以下同じ。)又は監査法人でなければならいう。)を含む。以下同じ。)又は監査法人でなければなら第百三号)第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を会計士(外国公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第四十五条の二 一時会計監査人の職務を行うべき者は、公認

ければならない。 職務を行うべき者を選定し、これを社会福祉法人に通知しなは、その社員の中から一時会計監査人の職務を行うべき者の2 一時会計監査人の職務を行うべき者に選任された監査法人

職務を行うべき者となることができない。 について監査をすることができない者は、一時会計監査人のについて監査をすることができない者は、一時会計監査人の上第二項に規定する計算書類をいう。第四十五条の十九第一3 公認会計士法の規定により、計算書類(第四十五条の二十

(監事による一時会計監査人の職務を行うべき者の解任)

- 19 -

第年百八六二十	八十二条第一項」と読み替えるものとする。 (評議員に関する読替え) 「一の規定により適用する場合においては、同項中「第百八十二条第一項の規定を準用する場合においては、同項中「第百八十六年法十二条第一項の規定を準用する場合を含む。)において評議員につ条第一項の規定を準用する場合を含む。)において評議員につ一の規定により適用する場合を含む。)において評議員につ一の規定により適用する場合を含む。)において評議員につ一の規定により適用する場合を含む。)において連用する第一人十二条第一項」と読み替えるものとする。	(評議員会の権限等) 「評議員会の権限等) 「評議員会は、この法律に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。 「国に限り、決議をすることができる。」 「可に限り、決議をすることができる。」 「可に限り、決議して、全ての評議員で組織する。」 「可に限り、決議して、会に、会に、会に、会に、会に、会に、会に、会に、会に、会に、会に、会に、会に、
		第三款 評議員及び評議員会
		2 【準用対象外】 (理事又は監事の欠員補充) 第四十五条の七 監事のうち、定款で定めた監事の員数の三分第四十五条の七 監事のうち、定款で定めた監事の員数の三分ればならない。
		2 前項の規定は、監事について準用する。
		が次のいずれかに該当するときは、当該一時会計監査人の職 務を行うべき者を解任することができる。 一 職務上の義務に違反し、又は職務を行うべき者を に堪えないとき。 2 前項の規定により一時会計監査人の職務を行うべき者を なければならない。 3 第一項の規定により一時会計監査人の職務を行うべき者を なければならない。 なければならない。 なければならない。 なければならない。 3 第一項の規定による解任は、監事の全員の同意によつて行わなければならない。 なければならない。 なければならない。 なければならない。

2 評議員会は、必要がある場合には、いつでも、招集するこ時期に招集しなければならない。 第四十五条の九 定時評議員会は、毎会計年度の終了後一定の(評議員会の運営)	〇一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 〇一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 (評議員提案権) 第百八十四条 評議員は、理事に対し、一定の事項を評議員会の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会において、子の情でとない。 第百八十五条 評議員は、理事に対し、一定の事項を評議員会の目の四週間(これを下回る期間を定款で定めた場合において、評議員会の目の四週間(これを下回る期間)前までに、評議員会の目的である事項につき講議員会において、評議員会の日の四週間(これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)前までに、評議員会の目的である事項につき当該評議員では、この限りでない。 第百八十二条第一項又は第二項の通知に記載し、又は記録して記載でに、評議員に通知することができる評議員会において、評議員会の日の四週間(これを下回る期間(これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)前までに、できる評議員会の目のである事項につき当該評議員の利力の一(これを下回る期間(これを下回る期間)がまでに、できる評議員会の目のである事項につき当該評議員の日の四週間(これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)前までにしなければならない。 第百九十六条 評議員の報酬等の額は、定款で定めなければならない。	、政令で定める。 ついて準用する。この場合において、必要な技術的読替えはから第百八十六条まで及び第百九十六条の規定は、評議員に
み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法一の規定により適用する場合を含む。) 及び次条において読第十三条の六 法第四十五条の九第十項(法第四十六条の二十(電磁的方法による通知の承諾等)		
に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)に記録された事方法は、次に掲げる規定の電磁的記録(法第三十一条第二項第二条の三 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)		

とができる。

- 3 事が招集する。 評議員会は、 第五項の規定により招集する場合を除き、 理
- 。 の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。 評議員は、理事に対し、 評議員会の目的である事項及び招
- 次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした評議員 所轄庁の許可を得て、 評議員会を招集することができる

2

- 前項の規定による請求の後遅滞なく招集の手続が行われ
- の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せら 回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間)以内 前項の規定による請求があつた日から六週間(これを下
- る多数をもつて行わなければならない。 割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上に当た 議決に加わることができる評議員の三分の二(これを上回る 款で定めた場合にあつては、その割合以上)をもつて行う。 の割合以上)が出席し、その過半数(これを上回る割合を定 半数(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、 前項の規定にかかわらず、次に掲げる評議員会の決議は、 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過 そ
- に限る。 第四十五条の四第一項の評議員会(監事を解任する場合
- 二 第四十五条の二十第四項において準用する一般社団法人 及び一般財団法人に関する法律第百十三条第一項の評議員
- 第四十五条の三十六第一項の評議員会
- 第四十六条第一項第一号の評議員会
- Ŧī. の評議員会 第五十二条、 第五十四条の二第一項及び第五十四条の八
- 8 議決に加わることができない 前二項の決議について特別の利害関係を有する評議員は、 評議員会は、次項において準用する一般社団法人及び一般
- 第二項の会計監査人の出席を求めることについては、この限 項以外の事項については、決議をすることができない。ただ 財団法人に関する法律第百八十一条第一項第二号に掲げる事 第四十五条の十九第六項において準用する同法第百九条

を得なければならない。 方法の種類及び内容を示し、 発出者」という。)は、厚生労働省令で定めるところにより 律第百八十二条第二項の規定により電磁的方法(同項に規定 する電磁的方法をいう。以下この条及び第十四条において同 あらかじめ、当該通知の相手方に対し、その用いる電磁的)により通知を発しようとする者(次項において「通知 書面又は電磁的方法による承諾

ない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、当該通知 方が再び同項の規定による承諾をした場合は、 を電磁的方法によつて発してはならない。ただし、当該相手 から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受け 前項の規定による承諾を得た通知発出者は、同項の相手方 この限りでな

(評議員会の招集に関する読替え)

第十三条の七 法第四十五条の九第十項(法第四十六条の二十 規定する電磁的方法をいう。 五条の九第五項」と、同条第二項中「電磁的方法」とあるの 四十五号)第四十五条の九第五項」と、同法第百八十二条第 前条第二項」とあるのは「社会福祉法(昭和二十六年法律第 定を準用する場合においては、同法第百八十一条第二項中 百八十一条第二項並びに第百八十二条第一項及び第二項の規 招集について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 項中「第百八十条第二項」とあるのは「社会福祉法第四十 の規定により適用する場合を含む。 「電磁的方法(社会福祉法第三十四条の二第二項第四号に)」と読み替えるものとする。)において評議員会の

項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

- 法第三十四条の二第二項第三号
- 法第三十四条の二第三項第二号
- 号)第百九十四条第三項第二号 及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八 法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人
- 法第四十五条の十一第四項第二号
- 法第四十五条の十五第二項第二号
- 六 五 四 法第四十五条の十九第三項第二号
- 法第四十五条の二十五第二号
- 法第四十五条の三十二第三項第三号
- 法第四十五条の三十二第四項第二号
- 法第四十五条の三十四第三項第二号
- 法第四十六条の二十六第二項第三号

法第四十六条の二十第二項第二号

- 法第五十一条第二項第三号
- 法第五十四条第二項第三号
- 法第五十四条の七第二項第三号 法第五十四条の四第三項第三号
- 法第五十四条の十一第三項第三号

(招集の決定事項)

第二条の十二 目的である事項に係る議案(当該目的である事項が議案とな 第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、評議員会の 社団法人及び一般財団法人に関する法律第百八十一条第一項 るものを除く。)の概要(議案が確定していない場合にあつ ては、その旨)とする。 法第四十五条の九第十項において準用する一般

(社会福祉法施行令に係る電磁的方法)

- 第二条の十三 磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする 令第十三条の六第一項の規定により示す りべき電
- 次に掲げる方法のうち送信者が使用するもの 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるも
- (1)る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信 し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファ イルに記録する方法 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係
- 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイ

10 条第一項第三号及び第百九十四条第三項第二号中「法務省令 招集について、 から第百八十三条まで及び第百九十二条の規定は評議員会の とあるのは、 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百八十一条 必要な技術的読替えは、政令で定める。 それぞれ準用する。この場合において、同法第百八十 同法第百九十五条の規定は評議員会への報告につい 同法第百九十四条の規定は評議員会の決議に 「厚生労働省令」と読み替えるものとするほ

【参考】準用条文(読替え後)

- 〇一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 (評議員会の招集の決定)
- 第百八十一条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議に よって、次に掲げる事項を定めなければならない。
- 評議員会の日時及び場所
- 評議員会の目的である事項があるときは、当該事項
- る事項を定めなければならない。 議員会を招集する場合には、当該評議員は、前項各号に掲げ 第四十五号)第四十五条の九第五項の規定により評議員が評 前項の規定にかかわらず、社会福祉法(昭和二十六年法律 前二号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

(評議員会の招集の通知)

- 第百八十二条 評議員会を招集するには、理事(社会福祉法第 評議員会の日の一週間(これを下回る期間を定款で定めた場 る場合にあっては、当該評議員。次項において同じ。)は、 四十五条の九第五項の規定により評議員が評議員会を招集す でその通知を発しなければならない。 合にあっては、その期間)前までに、評議員に対して、書面
- 福祉法第三十四条の二第二項第四号に規定する電磁的方法を めるところにより、評議員の承諾を得て、電磁的方法(社会 て、当該理事は、同項の書面による通知を発したものとみな いう。)により通知を発することができる。この場合におい 理事は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定
- 又は記録しなければならない 前二項の通知には、前条第一項各号に掲げる事項を記載し

(招集手続の省略)

第百八十三条 前条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員 の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催 することができる。

> 報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を 受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイ ルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情 ルに当該情報を記録する方法

二 報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製す るファイルに情報を記録したものを交付する方法 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情

ファイルへの記録の方式

(延期又は続行の決議)

、『義皇(さ) き義の(言名) は、適用しない。 議があった場合には、第百八十一条及び第百八十二条の規定 第百九十二条 評議員会においてその延期又は続行について決

3 評議員及び債権者は、社会福祉法人の業務時間内は、いつ録をその主たる事務所に備え置かなければならない。たものとみなされた日から十年間、同項の書面又は電磁的記2 社会福祉法人は、前項の規定により評議員会の決議があっ

でも、次に掲げる請求をすることができる。 評議員及び債権者は、社会福祉法人の業務時間内は、いつ

前項の書面の閲覧又は謄写の請求

したものとみなす。のとみなされた場合には、その時に当該定時評議員会が終結のとみなされた場合には、その時に当該定時評議員会が終結てについての提案を可決する旨の評議員会の目的である事項のすべ第一項の規定により定時評議員会の目的である事項のすべ

(評議員会への報告の省略)

議員会への報告があったものとみなす。
はい記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評価的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項と電性することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電話自入十五条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告す

(理事等の説明義務)

帝は、この限りでない。 第四十五条の十 理事及び監事は、評議員会において、評議員 第四十五条の十 理事及び監事は、評議員会において、評議員 第四十五条の十 理事及び監事は、評議員会において、評議員

(理事等の説明義務)

める場合は、次に掲げる場合とする。 第二条の十四 法第四十五条の十に規定する厚生労働省令で定

査をすることが必要である場合(次に掲げる場合を除く。評議員が説明を求めた事項について説明をするために調

項を社会福祉法人に対して通知した場合当該評議員が評議員会の日より相当の期間前に当該事

評議員が説明を求めた事項について説明をすることによく容易である場合
当該事項について説明をするために必要な調査が著し

五. 評議員会に出席した評議員、理事、監事又は会計監査人 法人及び一般財団法人に関する法律第百九条第二項

の氏名又は名称

評議員会の議長が存するときは、議長の氏名

号に定める事項を内容とするものとする。 次の各号に掲げる場合には、評議員会の議事録は、当該各 議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名

及び一般財団法人に関する法律第百九十四条第一項の規定 に掲げる事項 により評議員会の決議があつたものとみなされた場合 法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人 次

評議員会の決議があつたものとみなされた事項の内容

イの事項の提案をした者の氏名

評議員会の決議があつたものとみなされた日

及び一般財団法人に関する法律第百九十五条の規定により げる事項 評議員会への報告があつたものとみなされた場合 次に掲 法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人 議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名

評議員会への報告があつたものとみなされた日

イ 評議員会への報告があつたものとみなされた事項の内

議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第二条の三 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める 項を紙面又は映像面に表示する方法とする。 に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)に記録された事 方法は、次に掲げる規定の電磁的記録(法第三十一条第二項

法第三十四条の二第二項第三号

法第三十四条の二第三項第二号

号)第百九十四条第三項第二号 及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八 法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人

法第四十五条の十一第四項第二号

九八七六五四 法第四十五条の十九第三項第二号 法第四十五条の十五第二項第二号

法第四十五条の二十五第二号

法第四十五条の三十二第四項第二号 法第四十五条の三十二第三項第三号

(評議員会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え) 第四十五条の十二 一般社団法人及び一般財団法人に関する法第四十五条の十二 一般社団法人及び一般財団法人に関する法第四十五条の十二 一般社団法人及び一般財団法人に関する法別の確認又は取消しの訴えについて準用する。この場合において、同法第二百六十五条第一項中「社員総会等」とあるのは「評議員会」と、同法第二百七十一条第一項中「社員総会等」とあるのは「評議員会」と、同法第二百七十一条第一項中「社員総会等」とあるのは「評議員会」と、同法第二百七十一条第一項中「社員総会等」とあるのは「評議員会」と、同法第二百七十一条第一項中「社員総会等」とあるのは「評議員会」と、同法第二百七十一条第一項中「社員総会等」とあるのは「評議員会」と、同法第二百七十一条第一項中「社員総会等」とあるのは「評議員会」と、同法第二百七十一条第一項中「社員総会等」とあるのは「請議員会」と、同法第二百七十一条第一項中「社員総会等」とあるのは「評議員会」と、同方において「社員総会等」とあるのは「評議員会」と、同法第二百七十一条第一項中「社員と、同項中「社員総会等」とあるのは「評議員会」と、同方に対して、記述といいい、記述といいいいいい、記述といいいいいい、記述といいいいいいいいいい	
(評議員会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの 第十三条の八 法第四十五条の十二において評議員会の決議の 不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて一般社 団法人及び一般財団法人に関する法律第二百六十六条第一項 (第百七十七条及び第二百十条第四項において準用する場合を含む。)又は」とあるのは、「社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第四十二条の一項式しくは第四十五条第一項 大第一項又は同法第四十六条の七第三項において準用する場合を含む。)又は」とあるのは、「社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第四十二条第一項若しくは、同項中「第七十五条第一項 一項又は同法第四十六条の七第三項において準用する第一項又は同法第四十六条の七第三項において準別で、 において準別で、 (評議員会の決議の	
	十二 法第四十五条の三十四第三項第二号 十二 法第四十六条の二十六第二項第三号 十三 法第五十四条の一十二 法第三十四 法第五十四条の一十二 法第五十四条の一十二 法第五十四条の十一第三項第三号 十五 法第五十四条の十一第三項第三号 十七 法第五十四条の十一第三項第三号 十七 法第五十四条の十一第三項第三号 十七 法第五十四条の十一第三項第三号 十七 法第五十四条の十一第三項第三号 十七 法第五十四条の十一第三項第三号 1 法第五十四条の一十二十二年。 1 法第五十四条の一十二十二年。 1 法第三十四条の一十二年。 1 法第三十四条の一十二年。 1 法第三十四条の三十四第三項第三号 1 法第四十五条の三十四第三項第三号 1 法第四十五条の三十四第三項第三号 1 法第四十五条の三十四第三項第三号 1 法第四十五条の三十四第三項第三号 1 法第四十五条の三十四第三項第三号 1 法第四十五条の三十四第三項第二号

- 【参考】準用条文(読替え後)
- 第二百六十五条 評議員会の決議については、決議が存在しな 〇一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 (評議員会の決議の不存在又は無効の確認の訴え)
- ことを理由として、決議が無効であることの確認を、訴えを もって請求することができる。 いことの確認を、訴えをもって請求することができる。 評議員会の決議については、決議の内容が法令に違反する

(評議員会の決議の取消しの訴え)

- 第二百六十六条 次に掲げる場合には、評議員、理事、監事又 規定により理事、監事、清算人又は評議員としての権利義務 第四十五条の六第一項又は同法第四十六条の七第三項におい の取消しにより評議員、理事、監事又は清算人(社会福祉法 もって当該決議の取消しを請求することができる。当該決議 を有する者を含む。)となる者も、同様とする。 て準用する第七十五条第一項若しくは第百七十五条第一項の は清算人は、評議員会の決議の日から三箇月以内に、訴えを (昭和二十六年法律第四十五号)第四十二条第一項若しくは
- 款に違反し、又は著しく不公正なとき。 評議員会の招集の手続又は決議の方法が法令若しくは定
- 評議員会の決議の内容が定款に違反するとき。
- 【準用対象外】
- の手続又は決議の方法が法令又は定款に違反するときであっ 定による請求を棄却することができる。 議に影響を及ぼさないものであると認めるときは、同項の規 ても、裁判所は、その違反する事実が重大でなく、かつ、決 前項の訴えの提起があった場合において、評議員会の招集

- 第二百六十九条 次の各号に掲げる訴え (以下この節において 者を被告とする。 確認の訴え」と総称する。)については、当該各号に定める 「評議員会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの
- <u>{</u> 【準用対象外】
- 内容が法令に違反することを理由として当該決議が無効で あることの確認の訴え 当該社会福祉法人 評議員会の決議が存在しないこと又は評議員会の決議の
- 六~八 五 評議員会の決議の取消しの訴え 当該社会福祉法人 【準用対象外】

(理事会は、理事の中から理事長一人を選定しなければなら 理事長の選定及び解職 三 理事長の機限等) 三 理事会は、全ての理事で組織する。	第四款 理事及び理事会	(訴えの管轄) (訴えの管轄) (訴えの管轄) (訴えの管轄) (訴えの管轄) (訴えの管轄) ((訴えの管轄) ((訴えの管轄) ((訴えの管轄) ((証容判決の効力を有する。((記容判決の動力を有する。((記容判決の動力を有する。((記容判決の効力を有する。((記容判決の動力を有する。((記容判決の効力を有する。((記容判決の効力を有する。((記容判決の効力が及ぶ者の範囲) ((原告が敗訴した場合の損害賠償責任) ((原告が敗訴した場合の損害賠償責任) ((原告が敗訴した場合の損害賠償責任) ((原告が敗訴した場合の損害賠償責任) ((原告が敗訴した場合の損害賠償責任) ((原告が敗訴した場合の損害賠債責任) ((原告が敗訴した場合の損害賠債責任) ((原告が敗訴した場合の損害賠債責任) ((原告が敗訴した場合の損害賠債責任) ((原告が敗訴した場合の損害賠債責任) ((原告が敗訴した場合の損害賠債責任) ((原告が敗訴した場合の損害賠債責任) ((原告が敗訴した場合の損害賠債責任) ((原告が敗訴した場合の損害賠債する責任を負う。)
(特定社会福祉法人等の基準) 「東二項に規定する計算書類につき法第四十五条の三十第二所に裁当する社会福祉法人とする。」 ・一 最終会計年度(各会計年度に係る法第四十五条の二十七十分。) 一 最終会計年度(各会計年度に係る法第四十五条の二十七十分。) ・ 一 最終会計年度に係る法第四十五条の二十七十分。 ・ 一 最終会計年度に係る法第四十五条の二十七十分。 ・ 一 最終会計年度、各会計年度に係る法第四十五条の二十七十分。 ・ 一 最終会計年度、各会計年度に係る法第四十五条の二十七十分。 ・ 一 は第三十七条及び第四十五条の十三第五項の政		
の当年度決算(A)の項サービス活動収益計(1欄に計上した額と第二条の二第一項第二号ロ(1)に規定する法人単位事業活動計算書法人会計基準(平成二十八年厚生労働省令第七十九号)第七法人会計基準(平成二十八年厚生労働省令第七十九号)第七法人会計基準(平成二十八年厚生労働省令第七十九号)第七法人会計基準(平成二十八年原生労働省令第七十九号)第七法人会計算に係る収益の額の算定方法(最終会計年度における事業活動に係る収益の額の算定方法)		

(理事会の運営) (理事会の運営) (理事会の運営) (理事会の運営) (理事会を招集する。 まり定められた理事(以下この項において「招集権者」という。)以外の理事は、招集権者に対し、理事が招集する。 事項を示して、理事会の招集を請求することができる。 事項を示して、理事会の招集を請求することができる。 の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、招集権者に対し、理事会の目的である 事項を示して、理事会の招集を請求することができる。 ないとする (理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数 (理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数 (理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数 (理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数 (理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数 (理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数 (理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数 (理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数 (理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数 (理事会の共産) (理事会へ (理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数 (理事会の) (理事会へ (理事会の)	4 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定 合に対
への報告に関する読替え) ハ 法第四十五条の十四第九項において理事会への 無第二項」とあるのは、「社会福祉法(昭和二十六 無第二項」とあるのは、「社会福祉法(昭和二十六 と読み替える 四十五号)第四十五条の十六第三項」と読み替える る。	つては、法第四十五条の二十八第三項の承認)を受けた場合における当該各会計年度のうち最も遅いものをいう。以下この条において同じ。)に係る法第四十五条の三十一前段に規定する場合にあつては、同条の規定により定時評議員会に報告された収支計算書(法第四十五条の三十一前段に規定する公益事業及び同項に規定する収益事業のでに法第二十六条第一項に規定する公益事業及び同項に規定する収益事業のでに表別に表別主十六条第一項に規定する公益事業及び同項に規定する収益事業のでに係る法第四十五条の三十一前段に規定すると。 最終会計年度に係る法第四十五条の三十第二項の承認を受けた貸借対照表とし、社会福祉法人の成立後最初の定時評議員会までの間においては、法第四十五条の三十七第一項の貸借対照表とし、社会福祉法人の成立後最初の定時評議員会までの間においては、法第四十五条の三十七第一項の資借対照表とし、社会福祉法人の成立後最初の定時評別を超えること。
(理事会の議事録) (理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。 コ 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。 コ 理事会が講解された日時及び場所(当該場所に存しない理事、監事又は会計監査人が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。) コ 世事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨	(社会福祉法人の業務の適正を確保するための体制) (社会福祉法人の業務の適正を確保するための体制) 第二条の十六 法第四十五条の十三第四項第五号に規定する厚生労働省令で定める体制は、次に掲げる体制とする。 一 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 定めた場合にあつては、その割合以上)をもつて行う。合以上)が出席し、その過半数(これを上回る割合を定款で(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割
- に加わることができない。前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決

【参考】準用条文(読替え後)

- 〇一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
- ばならない。
 前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなけれ前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなけれれを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間(こ第九十四条(理事会を招集する者は、理事会の日の一週間(こ
- とができる。 の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催すること 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員

(理事会の決議の省略)

たとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし事(当該事項について議決に加わることができるものに限る事項について提案をした場合において、当該提案につき理第九十六条(社会福祉法人は、理事が理事会の決議の目的であ

受けて招集されたもの

- たもの
 たもの
 法第四十五条の十四第三項の規定により理事が招集し
 ロ
- 定による監事の請求を受けて招集されたもの法人及び一般財団法人に関する法律第百一条第二項の規外 法第四十五条の十八第三項において準用する一般社団
- 定により監事が招集したもの法人及び一般財団法人に関する法律第百一条第三項の規法人及び一般財団法人に関する法律第百一条第三項の規定法第四十五条の十八第三項において準用する一般社団
- 理事会の議事の経過の要領及びその結果
- があるときは、当該理事の氏名 一円 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事
- イ 法第四十五条の十六第四項において準用する一般社団は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要五 次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又
- 法人及び一般財団法人に関する法律第百条 法角の十五条の十八第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十二条第二項
- 法人及び一般財団法人に関する法律第百一条第一項 法第四十五条の十八第三項において準用する一般社団
- 世事長以外の理事であつて、理事会に出席したものの氏名 理事長以外の理事であつて、理事会に出席したものの氏名 、 法第四十五条の十四第六項の定款の定めがあるときは、
- 理事会の議長が存するときは、議長の氏名
- に定める事項を内容とするものとする。
 次の各号に掲げる場合には、理事会の議事録は、当該各号
- FTI 理事会の決議があつたものとみなされた場合 次に掲げる 人及び一般財団法人に関する法律第九十六条の規定により 法第四十五条の十四第九項において準用する一般社団法
- 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容
- ロ イの事項の提案をした理事の氏名
- 理事会の決議があつたものとみなされた日
- 議事録の作成に係る職務を行つた理事の氏名
- 掲げる事項 により理事会への報告を要しないものとされた場合 次に人及び一般財団法人に関する法律第九十八条第一項の規定二 法第四十五条の十四第九項において準用する一般社団法
- ロ 理事会への報告を要しないものとされた日 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容

(理算会へ) 限売り資格) みなす旨を定款で定めることができる。) は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものと

(理事会への報告の省略)

- 項を理事会へ報告することを要しない。に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事第九十八条 理事、監事又は会計監査人が理事及び監事の全員
- 用しない。)第四十五条の十六第三項の規定による報告については、適り第四十五条の十六第三項の規定による報告については、適とが前項の規定は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)

(議事録等)

- 掲げる請求をすることができる。 評議員は、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、次に
- 面の閲覧又は謄写の請求 議事録等が書面をもつて作成されているときは、当該書
- 方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求 当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める 議事録等が電磁的記録をもつて作成されているときは、
- 認めるときは、同項の許可をすることができない。
 り、当該社会福祉法人に著しい損害を及ぼすおそれがあるとり、当該社会福祉法人に著しい損害を及ぼすおそれがあると掲げる請求をすることができる。
 ときは、裁判所の許可を得て、議事録等について前項各号にときは、裁判所の許可を得て、議事録等について前項各号にときは、裁判所の許可を得て、議事録等について前項各号にときは、規判所の許可をすることができない。
- 条第一項、第二百八十八条、第二百八十九条(第一号に係る一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百八十七

議事録の作成に係る職務を行つた理事の氏名

(電子署名)

1 民等四十五条の十四等に頁 る署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。 第二条の十八 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定め

法第四十五条の十四第七項

人及び一般財団法人に関する法律第九十五条第四項 法第四十六条の十八第五項において準用する一般社団法

のいずれにも該当するものをいう。
ことができる情報について行われる措置であつて、次の要件のいずれに規定する「電子署名」とは、電磁的記録に記録する

2

ことを示すためのものであること。 当該情報が当該措置を行つた者の作成に係るものである

することができるものであること。 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

一 法第三十四条の二第二項第三号

二 法第三十四条の二第三項第二号

号)第百九十四条第三項第二号 及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八三 法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人

] 法第四十五条の十一第四項第二号

五 法第四十五条の十五第二項第二号

法第四十五条の十九第三項第二号

法第四十五条の二十五第二号

法第四十五条の三十二第三項第三号

- 法第四十五条の三十四第三項第二号 法第四十五条の三十二第四項第二号

二 法第四十六条の二十六第二項第三号

- 三 法第五十一条第二項第三号

法第五十四条第二項第三号

法第五十四条の四第三項第三号

十七 法第五十四条の十一第三項第三号十六 法第五十四条の七第二項第三号

用する。
用する。
別条及び第二百九十五条の規定は、第三項の許可について準四条及び第二百九十五条の規定は、第三項の許可について準部分に限る。)、第二百九十条本文、第二百九十一条(第二部分に限る。)、第二百九十条本文、第二百九十一条(第二十二条)

【参考】準用条文(読替え後)

- 〇一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
- 地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。する事件を除く。)は、社会福祉法人の主たる事務所の所在第二百八十七条(この法律の規定による非訟事件(次項に規定)

|百八十八条

2

【準用対象外】

- 、当該各号に定める者の陳述を聴かなければならない。ただついての裁判のうち、次の各号に掲げる裁判をする場合には第二百八十九条(裁判所は、この法律の規定による非訟事件に(陳述の聴取)
- の申立てについての裁判 当該社会福祉法人置いた書面又は電磁的記録についての閲覧又は謄写の許可この法律の規定により社会福祉法人が作成し、又は備え

を却下する裁判をするときは、この限りでない。

し、不適法又は理由がないことが明らかであるとして申立て

二~六 【準用対象外】

(理由の付記)

- には、理由を付さなければならない。【準用対象外】 第二百九十条 この法律の規定による非訟事件についての裁判
- 一・二 【準用対象外】

(即時抗告)

- に定める者に限り、即時抗告をすることができる。第二百九十一条(次の各号に掲げる裁判に対しては、当該各号
- 【準用対象外】
- は、当該各号に定める者)に定める者(同条第二号及び第三号に掲げる裁判にあってに定める者(同条第二号及び第三号に掲げる裁判にあっている。
- (原裁判の執行停止)
- 。【準用対象外】 第二百九十二条 前条の即時抗告は、執行停止の効力を有する
- (非訟事件手続法の規定の適用除外)

【参考】準用条文 (読替え後) 三 社会福祉法人が理事の債務を保証することその他理事以 (競業及び利益相反取引の制限) 「 理事が自己又は第三者のために社会福祉法人の事業の部 類に属する取引をしようとするとき。 ニ 理事が自己又は第三者のために社会福祉法人の事業の部 類に属する取引をしようとするとき。 ニ 社会福祉法人が理事の債務を保証することその他理事以 まうとするとき。	(理事の職務及び権限等) (理事会」とあるのは「評議員」と、「著しい」とあるのは「「回復することができない」と、同法第八十八条の見出し及び同条第一項中「社員」とあるのは「評議員」と、「著しい」とあるのは「「回復することができない」と、同法第八十九条中「社員総会」とあるのは「評議員」と、同法第八十九条中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えば、政令で定める。	第二百九十四条 この法律の規定による非訟事件については、第二百九十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の規第二百九十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)第四十条及非訟事件については、第二百九十四条 この法律の規定による非訟事件については、

相反する取引をしようとするとき。 外の者との間において社会福祉法人と当該理事との利益が

2 前項の承認を受けた同項第二号の取引については、適用しな 民法(明治二十九年法律第八十九号)第百八条の規定は、

(理事の報告義務)

第八十五条 理事は、社会福祉法人に著しい損害を及ぼすおそ れのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事 実を監事に報告しなければならない。

(評議員による理事の行為の差止め)

第八十八条 評議員は、理事が社会福祉法人の目的の範囲外の とを請求することができる。 らの行為をするおそれがある場合において、当該行為によっ おそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめるこ て当該社会福祉法人に回復することができない損害が生ずる 行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれ

【準用対象外】

(理事の報酬等)

第八十九条 理事の報酬等(報酬、賞与その他の職務執行の対 同じ。)は、定款にその額を定めていないときは、 価として社会福祉法人から受ける財産上の利益をいう。以下 の決議によって定める。 評議員会

(競業及び社会福祉法人との取引等の制限)

第九十二条 【準用対象外】

要な事実を理事会に報告しなければならない。 した理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重 社会福祉法人においては、第八十四条第一項各号の取引を

(理事長の職務及び権限等)

第四十五条の十七 2 切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗すること 理事長は、社会福祉法人の業務に関する一

り選任された理事又は理事長の職務を代行する者について、 元年法律第九十一号)第五十六条に規定する仮処分命令によ は理事長について、 般財団法人に関する法律第七十八条及び第八十二条の規定 第四十五条の六第一項及び第二項並びに一般社団法人及び 同法第八十条の規定は民事保全法(平成

それぞれ準用する。この場合において、第四十五条の六第

項中「この法律又は定款で定めた役員の員数が欠けた場合」

3

ができない。

- 35 -

の場合において、監事は、厚生労働省令で定めるところによ第四十五条の十八 監事は、理事の職務の執行を監査する。こ	第五款 監事	(理事の職務を代行する者の権限) (理事の職務を代行する者の権限) (理事の職務を代行する者は、年成元年法律第九十一号)第五十六条第八十条 民事保全法(平成元年法律第九十一号)第五十六条第八十二条 社会福祉法人は、理事長以外の理事に社会福祉法人は、これをもって善意の第三者に対抗することができない。(表見理事長) (表見理事長) (表見理事の職務を代行する者の権限) (表見理事の職務を代行する者の権限) (表見理事人)	。 務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う第七十八条 社会福祉法人は、理事長その他の代表者がその職(代表者の行為についての損害賠償責任) 〇一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	とあるのは、「理事長が欠けた場合」と読み替えるものとする。 【参考】準用条文(読替え後) 〇社会福祉法 (理事長に欠員を生じた場合の措置) 第四十五条の六 理事長が欠けた場合には、任期の満了又は辞第四十五条の六 理事長が欠けた場合には、任期の満了又は辞第四十五条の六 理事長が欠けた場合には、任期の満了又は辞第四十五条の大 理事長が欠けた場合の措置) まなお理事長の職務を行うべき者を含む。)が就任するまで、なお理事長の職務を行うべき者を含む。)が就任するまで、なお理事長の職務を行うべき者を選任することができる。 3・4 【準用対象外】
第十三条の十 法第四十五条の十八第三項において監事につい(監事に関する読替え)				
第二条の十九 法第四十五条の十八第一項の規定による監査報(監査報告の作成)				

- り、監査報告を作成しなければならない。
- 2 監事は、いつでも、理事及び当該社会福祉法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百条から第百三条まで、第百四条第一項、第百五条及び第百六条の規定は、監事について準用する。この場合において、同法第百二条(見出しを含む。)中「社員総会」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第百五条中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同条中「法務省令」とあるのは「評議員会」とあるのとするほか、必要な技術的読替えば、政令で定め替えるものとするほか、必要な技術的読替えば、政令で定める。

【参考】準用条文(読替え後)

〇一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

(理事会への出席義務等) (理事会への出席義務等) 、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。 、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。 するおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違第百条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為を

は、意見を述べなければならない。第百一条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるとき

- 事会の招集を請求することができる。は、同項ただし書の規定により定められた理事)に対し、理は、同項ただし書の規定により定められた理事)に対し、理い、第四十五条の十四第一項ただし書に規定する場合にあってるときは、理事(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号るときは、前条に規定する場合において、必要があると認め、監事は、前条に規定する場合において、必要があると認め
- 、理事会を招集することができる。の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は求があった日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会3 前項の規定による請求があった日から五日以内に、その請

(評議員会に対する報告義務)

評議員会に報告しなければならない。 著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果をない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は書類その他厚生労働省令で定めるものを調査しなければなら第百二条 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、

(監事による理事の行為の差止め)

白三条 監事は、理事が社会福祉法人の目的の範囲外の行為

告の作成については、この条の定めるところによる。

2

歴事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者と の意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努め なければならない。この場合において、理事又は理事会は、 監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなけれ に努め

当該社会福祉法人の理事及び職員

図るべき者との他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を

を認めるものと解してはならない。持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持時での規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保

3

努めなければならない。福祉法人の他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう福祉法人の他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、当該社会

(監事の調査の対象)

ころにより、会計監査報告を作成しなければならない。 、社会福祉法人の計算書類及びその附属明細書を監査する。 第四十五条の十九 会計監査人は、次節の定めるところにより	第六款 会計監査人	その他法令若しくは定款に遺反する行為をし、又はつれらの行為をするおよれがある場合において、当該行為によって当該社会福祉法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該社会福祉法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該社会福祉法人に著しい損害が生ずるおそれがあるととは、当該社会福祉法人に著しい損害が生ずるおそれがあるととは、当該社会福祉法人で行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。 2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。 (社会福祉法人を代表する。)に対し、又は理事が社会福祉法人に対して次において同じ。)に対し、又は理事が社会福祉法人に対して次において同じ。)に対し、又は理事が社会福祉法人に対して次においてにおいる。 2 各監事の報酬等について定める。 2 各監事の報酬等について定める。 2 各監事の報酬等について定める。 3 監事は、評議員会の決議によって定める。 2 各監事の協議によって定める。 3 監事は、評議員会の決議によって定める。 2 各監事の報酬等について定数の定めていないときは、許議員会の決議がよって定める。
九条第一項の規定を準用する場合においては、同項中「第百人について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百第十三条の十一 法第四十五条の十九第六項において会計監査(会計監査人に関する読替え)		
2 会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げ第二条の二十一 法第四十五条の十九第一項の規定による会計(会計監査報告の作成)		

- て記載し、又は記録しなければならない。
 の他の厚生労働省令で定める書類を監査する。この場合において、会計監査人は、会計監査報告に当該監査の結果を併せいて、会計監査人は、前項の規定によるもののほか、財産目録そ
- に対し、会計に関する報告を求めることができる。をし、又は理事及び当該会計監査人設置社会福祉法人の職員を引き、 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写
- ているときは、当該書面 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもつて作成され
- **厚生労働省令**で定める方法により表示したもの成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもつて作
- ることができる。 計監査人設置社会福祉法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- かに該当する者を使用してはならない。 会計監査人は、その職務を行うに当たつては、次のいずれ
- 第四十五条の二第三項に規定する者
- である者
 「理事、監事又は当該会計監査人設置社会福祉法人の職員
- 人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者三 会計監査人設置社会福祉法人から公認会計士又は監査法
- 6 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百八条から6 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百八条から

【参考】準用条文(読替え後)

- (監事に対する報告)〇一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
- 事に報告しなければならない。 大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重第百八条 会計監査人は、その職務を行うに際して理事の職務
- (定時評議員会における会計監査人の意見の陳述)人に対し、その監査に関する報告を求めることができる。監事は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査
- 五条の十九第一項に規定する書類が法令又は定款に適合する第百九条 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第四十

する。 第四十五号)第四十五条の十九第一項」と読み替えるものと七条第一項」とあるのは、「社会福祉法(昭和二十六年法律

- 当該社会福祉法人の理事及び職員 ある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。 態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのに努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の

その他会計監査人が適切こ職務を

疎通を図るべき者 - その他会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思

(会計監査人が監査する書類)

目に限る。) とする。第一項第一号イに規定する法人単位貸借対照表に対応する項第一項第一号イに規定する法人単位貸借対照表に対応する項定める書類は、財産目録(社会福祉法人会計基準第七条の二第二条の二十二 法第四十五条の十九第二項の厚生労働省令で

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第二条の三 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める第二条の三 次に掲げる規定の電磁的記録(法第三十一条第二項第二条の三 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める

- 法第三十四条の二第二項第三号
- 一法第三十四条の二第三項第二号
- 号)第百九十四条第三項第二号 及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八三 法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人
- □ 法第四十五条の十一第四項第二号
- 五 法第四十五条の十五第二項第二号
- 法第四十五条の十九第三項第二号
- 法第四十五条の二十五第二号
- 法第四十五条の三十二第三項第三号
- 法第四十五条の三十二第四項第二号
- 一 法第四十六条の二十第二項第二号 法第四十五条の三十四第三項第二号
- 法第四十六条の二十六第二項第三号

+

- 十三 法第五十一条第二項第三号
- 四 法第五十四条第二項第三号
- 法第五十四条の四第三項第三号
- 、法第五十四条の七第二項第三号
- 法第五十四条の十一第三項第三号

第七款 役員等の損害賠償責任 (役員等又は評議員の社会福祉法人に対する損害賠償責任) 第四十五条の二十 理事、監事若しくは会計監査人(以下この款において「役員等」という。)又は評議員は、その任務を念つたときは、社会福祉法人に関する法律第八十四条第一項の規定に違反して同項第一号の取引をしたときは、当該取引によって理事又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。 「理事以第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。」当該取引に関する法律第八十四条第一項の規定に掲げる理事は、その任務を念つたものと推定する。この場合において、同法第百十二条中「総社員」と、同人が一般財団法人に関する法律第八十四条第一項の規定に掲げる理事は、その任務を念つたものと推定する。この場合において、同法第百十二条中「総社員」と、同人が一般財団法人に関する法律第八十四条第一項の理事に、その任務を念つたものと推定する。。この場合において、同法第百十二条中「総社員」ととあるのは「理事長」と、同条第二項及び第三項中「社員総会」とあるのは「理事長」と、同条第二項及び第三項中「社員総会」とあるのは「理事長」と、同条第二項及び第三項中「社員総会」とあるのは「理事長」と、同条第二項及び第三項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同条第二項及び第三項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同条第二項及び第三項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同条第二項及び第三項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同条第二項及び第三項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同条第二項及び第三項中「社員総会」とあるのは「評議員会」とあるのは「評議員会」とあるのは「評議員会」とあるのは「評議員会」とあるのは「評議員会」とあるのは「評議員会」とあるのは「評議員会」とあるのは「評議員会」とあるのは「評議員会」とあるのは「評議員会」とあるのは「評議員会」とあるのは「評議員会」とあるのは「評事は対する。	かどうかについて会計監査人が監事と意見を異にするときは、会計監査人(会計監査人が監査法人である場合にあっては、その職務を行うべき社員。次項において同じ。)は、定時評議員会に出席して意見を述べることができる。 でときは、会計監査人は、定時評議員会において会計監査人の出席を求める決議があったときは、会計監査人は、定時評議員会に出席して意見を述べなければならない。 (会計監査人の報酬等の決定に関する監事の関与) 第百十条 理事は、会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の報酬等を定める場合には、監事の過半数の同意をうべき者の報酬等を定める場合には、監事の過半数の同意を得なければならない。
(役員等又は評議員の社会福祉法人に対する損害賠償責任に (役員等又は評議員の社会福祉法人に対する損害賠償責任について一般 は評議員の社会福祉法人に対する損害賠償責任について一般 社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十五条第四項第 三号及び第百十六条第一項」とあるのは「社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第四十五条の二十第一項」と 同項中「第八十四条第一項第二号」とあるのは「社会福祉法(昭 第四十五条の十六第四項において準用する第八十四条第一項 第二号」と読み替えるものとする。	
(責任の一部免除に係る報酬等の額の算定方法) 第二条の二十三 法第四十五条の二十第四項において準用する 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十三条第一度及びその前の各会計年度(次のイからハまでに掲げる場合においる調管を対したでは、当該合計額を一年当たりの額の会計年度に限る。)として社会福祉法人がら受け、又は受けるべき財産上の利益(次号に定めるものを除く。)の額の会計年度に限る。)として社会福祉法人がら受け、又は受けるべき財産上の利益(次号に定めるものを除く。)の額の会計年度に限る。)として社会福祉法人がら受け、又は受けるべき財産上の利益(次号に定めるものを除く。)の額の会計年度に限る。)として社会福祉法人がら受け、又は受けるべき財産上の利益(次号に定めるものを除く。)の額の会計年度に限る。)として社会福祉法人がら受け、又は受けるべき財産上の利益(次号に定めるものを除く。)の額の会計年度に限る。)として社会福祉法人がら受け、又は受けるべき財産上の利益(次号に定める自動を除く。)の額の会計年度に限る。)ごとの合計額(当該各人及び一般財団法人に関する法律第百十三条第一項の規定による定款の定めに基づいて責任を免除する旨の理事会の決議を行つた場合 当該評議員会の決議の日口法人及び一般財団法人に関する法律第百十四条第一項の規定による定款の定めに基づいて責任を免除する旨の理事会の決議を行つた場合 当該決議のあつた日本、法第四十五条の二十第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十五条第一項の法人及び一般財団法人に関する法律第百十五条第一項の法人及び一般財団法人に関する法律第百十五条第一項の法人及び一般財団法人に関する法律第百十五条第一項の表別の対域を対して、当該と対域を対して、対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対	

四項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるも 項」とあるのは「評議員が前項」と、同法第百十五条第一項 合及び当該責任の免除」とあるのは「限る。)」と、同条第 員会」と、同法第百十四条第二項中「社員総会」とあるのは のとするほか、必要な技術的読替えは、 権」とあるのは「総評議員」と、 社員(前項の責任を負う役員等であるものを除く。 三項中「社員」とあるのは「評議員」と、同条第四項中「総 るのは「厚生労働省令」と、「社員総会」とあるのは「評議 評議員会」と、 「代表理事」とあるのは「理事長」と、 「限る。)についての理事の同意を得る場 「議決権を有する社員が同 政令で定める。 同条第三項及び第)の議決

【参考】準用条文(読替え後)

〇一般社団法人に対する損害賠償責任の免除)

免除することができない。
十五条の二十第一項の責任は、総評議員の同意がなければ、第百十二条 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第四

(責任の一部免除)

員会の決議によって免除することができる。
任限度額」という。)を控除して得た額を限度として、評議から第二号に掲げる額(第百十五条第一項において「最低責から第二号に掲げる額(第百十五条第一項の責任は、当該役員等が職務を行うに四十五条の二十第一項の責任は、当該役員等が職務を行うに第百十三条 前条の規定にかかわらず、役員等の社会福祉法第

- 賠償の責任を負う額
- イ 理事長 六区分に応じ、当該イからいまでに定める数を乗じて得た額区分に応じ、当該イからいまでに定める数を乗じて得た額より算定される額に、次のイからいまでに掲げる役員等のたりの額に相当する額として厚生労働省令で定める方法にたりの額に相当する額として厚生労働省令で定める方法に対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当対価としている。
- 理事長以外の理事であって、次に掲げるもの 四

- る理事として選定されたもの 理事会の決議によって社会福祉法人の業務を執行す
- る理事を除く。)) 当該社会福祉法人の業務を執行した理事(⑴に掲げ
- 当該社会福祉法人の職員
- 計監査人 二 計監査人 二 のを除く。)、監事又は会い 理事(イ及び口に掲げるものを除く。)、監事又は会

一 イに掲げる額をロに掲げる数で除して得た額 (二以上の日がある場合にあつては、最も遅い日)

- イ 次に掲げる額の合計額一 イに掲げる額を口に掲げる数で除して得た額
- 金の額」 当該役員等が当該社会福祉法人から受けた退職慰労
- の額 (1)又は②に掲げるものの性質を有する財産上の利益
- 当該年数を超えている場合にあつては、当該数) 次に掲げるものに該当する場合における次に定める数が 当該役員等がその職に就いていた年数 (当該役員等が
- 理事長六
- 理事長以外の理事であつて、次に掲げる者 四
- ─する理事として選定されたもの─ 理事会の決議によつて社会福祉法人の業務を執行
- | げる理事を除く。) | げる理事を除く。) | 1 当該社会福祉法人の業務を執行した理事(i)に掲
- 当該社会福祉法人の職員
- 会計監査人 二 (1)及び②に掲げるものを除く。)、監事又は

(責任の免除の決議後に受ける退職慰労金等)

第二条の二十四 法第四十五条の二十第四項において準用する (法第四十五条の二十第四項において準用する場合を含む。) に規定する厚 (大のび一般財団法人に関する法律第百十四条第五項及び第百十五条第五項において準用する一般社団法 (大ので) (大ので)

- 退職慰労金
- 分 等のうち理事を兼ねていた期間の職務執行の対価である部でいたときは、当該職員としての退職手当のうち当該役員二 当該役員等のうち理事が当該社会福祉法人の職員を兼ね二
- 前二号に掲げるものの性質を有する財産上の利益

- 一 責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額
- の算定の根拠 前項の規定により免除することができる額の限度及びそ
- 三 責任を免除すべき理由及び免除額
- ければならない。 関する議案を評議員会に提出するには、各監事の同意を得なの二十第一項の責任の免除(理事の責任の免除に限る。)にの二十第一項の責任の免除(理事の責任の免除に限る。)に
- 受けなければならない。

 一つで定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の承認を決議後に同項の役員等に対し退職慰労金その他の厚生労働省決議後に同項の役員等に対し退職慰労金その他の厚生労働省

(理事会による免除に関する定款の定め)

- 定めることができる。

 において、資目の原因となった事実の内容、当該役員等の職務のいて、資目の原因となった事実の内容、当該役員等の職務のいて、役員を対していて、役員の責任について、役員の責任について、役員の関係を対している。
- する。

 「関する議案を理事会に提出する場合について準用限る。)に関する議案を評議員会に提出する場合、同項の規定はよる定款の定めに基づく責任の免除(理事の責任の免除に限る。)を設ける議案を評議員会に提出する場合、同項の規定は、定款を変更して前項の規定による定する。
- よる定款の定めに基づく免除をしてはならない。項の異議を述べたときは、社会福祉法人は、第一項の規定に合にあっては、その割合)以上の評議員が前項の期間内に同総評議員の十分の一(これを下回る割合を定款で定めた場
- 5 前条第四項の規定は、第一項の規定による定款の定めに基

(責任限定契約)でき責任を免除した場合について準用する。

第百十五条 第百十二条の規定にかかわらず、社会福祉法人は第百十五条 第百十二条の規定にかかわらず、社会福祉法人は第百十五条 第百十二条の規定にかかわらず、社会福祉法人は第百十五条 第百十二条の規定にかかわらず、社会福祉法人の業務を執行理事と は、定款で定めた額の範囲内であらかじめ社会福祉法人が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とす が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とす が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とす が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とす が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とす が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

- 将来に向かってその効力を失う。人の業務執行理事又は職員に就任したときは、当該契約は、2 前項の契約を締結した非業務執行理事等が当該社会福祉法2
- 出する場合について準用する。とができる旨の定めに限る。)を設ける議案を評議員会に提による定款の定め(同項に規定する理事と契約を締結するこによる定款の定め(同項に規定する理事と契約を締結するこの第百十三条第三項の規定は、定款を変更して第一項の規定
- 会において次に掲げる事項を開示しなければならない。受けたことを知ったときは、その後最初に招集される評議員方である非業務執行理事等が任務を怠ったことにより損害を方である非業務執行理事等が任務を怠ったことにより損害を第一項の契約を締結した社会福祉法人が、当該契約の相手
- 第百十三条第二項第一号及び第二号に掲げる事項
- 当該契約の内容及び当該契約を締結した理由
- する責任を負わないとされた額の二十第一項の損害のうち、当該非業務執行理事等が賠償 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第四十五条
- (理事が自己のためにした取引に関する特則)を賠償する責任を負わないとされた場合について準用する。契約によって同項に規定する限度を超える部分について損害契約によって同項に規定する限度を超える部分について損害の第百十三条第四項の規定は、非業務執行理事等が第一項の

ができない事由によるものであることをもって免れることがの責任は、任務を怠ったことが当該理事の責めに帰することに限る。)をした理事の社会福祉法第四十五条の二十第一項する第八十四条第一項第二号の取引(自己のためにした取引第百十六条 社会福祉法第四十五条の十六第四項において準用

できない。

2 前三条の規定は、前項の責任については、適用しない。

第百十三条 (略)

(責任の一部免除)

(略)

る場合には、各監事の同意を得なければならない。 理事の責任の免除に限る。)に関する議案を理事会に提出す る場合、同法第四十五条の二十第四項において準用する第百 できる旨の定めに限る。)を設ける議案を評議員会に提出す 祉法第四十五条の二十第四項において準用する第百十四条第 十四条第一項の規定による定款の定めに基づく責任の免除(一項の規定による定款の定め(理事の責任を免除することが 社会福祉法人においては、理事は、定款を変更して社会福

(責任の一部免除)

第百十三条 2 . 3 (略) (略)

る決議があった場合において、社会福祉法人が当該決議後に ればならない。 る財産上の利益を与えるときは、評議員会の承認を受けなけ 同項の役員等に対し退職慰労金その他の厚生労働省令で定め 次条第一項の規定による定款の定めに基づき責任を免除す

(責任の一部免除)

第百十三条 (略)

3 議員会に提出するには、 祉法第四十五条の二十第四項において準用する第百十五条第 締結することができる旨の定めに限る。)を設ける議案を評 において準用する第百十五条第一項に規定する理事と契約を 一項の規定による定款の定め(同法第四十五条の二十第四項 社会福祉法人においては、理事は、定款を変更して社会福 (略) 各監事の同意を得なければならない

(略)

(責任の一部免除)

第百十三条 2 (略) (略)

- 44 -

第一款 会計の原則等	第四節 計算	これらの者は、連帯債務者とする。 受員等又は評議員も当該損害を賠償する責任を負うときは、受員等又は評議員も当該損害を賠償する責任を負う場合において、他の三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の「十二」 役員等又は評議員が社会福祉法人又は第(役員等又は評議員の連帯責任)	(役員等又は評議員の第三者に対する損害賠償責任) (役員等又は評議員の第三者に対する損害賠償責任) (役員等又は重大な過失があつたときは、当該役員等又は評議員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。	ければならない。 ければならない。

기시 최 벨 크 ᅴ -		
十一 法第四十六条の二十第二項第二号十 法第四十五条の三十四第三項第二号 八 法第四十五条の三十二第四項第二号 一 法第四十五条の二十五第二号		
芸術四十五条の十五第二項第二号五 法第四十五条の十一第四項第二号四 法第四十五条の十一第四項第二号号)第百九十四条第三項第二号一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八条の九第十項において準用する一般社団法人	10	厚生労働省令 で定める方法により表示したものの閲覧又は
法第三十四条の二第三項第二号法第三十四条の二第二項第三号	<u>4</u>	成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもつて作ているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)に記録された事方法は、次に掲げる規定の電磁的記録(法第三十一条第二項第二条の三一次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める「電磁的記録に記録された事項を表示する方法」	4 (1) (2)	会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもつて作成され、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。 第四十五条の二十五 評議員は、社会福祉法人の業務時間内は (会計帳簿の閲覧等の請求)
		ところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければなけない。
七十九号) 【参照】社会福祉法人会計基準(平成二十八年厚生労働省令第		十四 社会
		第二款 会計帳簿
【参照】社会福祉法人会計基準(平成二十八年厚生労働省令第	711 21	三十一日に終わるものとする。

(計算書類等の監査等) (計算書類等の監査等) (計算書類等の監査を受けなければならない。 フ 前項の規定にかかわらず、会計監査人設置社会福祉法人においては、次の各号に掲げるものは、厚生労働省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。 フ 前条第二項の計算書類及びその附属明細書 監事及び会計監査人 計監査人 一 前条第二項の計算書類及びその附属明細書 監事及び会計監査人 にこれらの附属明細書は、理事会の承認を受けなければならない。	(計算書類等の作成及び保存) (計算書類等の作成及び保存) (計算書類等の作成及び保存) (計算書類及びその附属明細書を保存しなければならない。 おことにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。 (計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。 お言語ない。 (計算書類及びその附属明細書を保存しなければならない。 計算書類及びその附属明細書を保存しなければならない。	第三款 計算書類等 第三款 計算書類等 第三款 計算書類等
(計算関係書類の監査) (計算関係書類の監査) (監査報告の内容) (監査報告の内容) (監査報告の内容)	【参照】社会福祉法人会計基準(平成二十八年厚生労働省令第 (事業報告) 第二条の二十五 法第四十五条の二十七第二項の規定による事業報告及びその附属明細書の作成については、この条の定めるところによる。ただし、他の法令に別段の定めがある場合は、この限りでない。 2 事業報告は、次に掲げる事項をその内容としなければならない。 一 当該社会福祉法人の状況に関する重要な事項(計算書類をいう。以下同じ。)及びその附属明細書をいう。以下同じ。)及びその附属明細書をいう。以下同じ。)の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要の内容としなければならない。	

第二条の二十七 監事(会計監査人設置社会福祉法人(法第三 項を内容とする監査報告を作成しなければならない。 十一条第四項に規定する会計監査人設置社会福祉法人をいう 以下同じ。) は、 計算関係書類を受領したときは、次に掲げる事)の監事を除く。以下この条及び次条において

- 監事の監査の方法及びその内容
- 産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示して いるかどうかについての意見 計算関係書類が当該社会福祉法人の財産、収支及び純資
- びその理由 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及
- 追記情報
- 五四 監査報告を作成した日
- 事項とする。 ある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある その他の事項のうち、 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項 監事の判断に関して説明を付す必要が
- 会計方針の変更
- 重要な偶発事象
- 重要な後発事象

(監査報告の通知期限等)

- 第二条の二十八 特定監事は、 までに、特定理事に対し、計算関係書類についての監査報告 の内容を通知しなければならない。 次に掲げる日のいずれか遅い日
- ら四週間を経過した日 当該計算関係書類のうち計算書類の全部を受領した日か
- た日から一週間を経過した日 当該計算関係書類のうち計算書類の附属明細書を受領し 特定理事及び特定監事が合意により定めた日があるとき
- 2 とする。 査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたもの 計算関係書類については、特定理事が前項の規定による監 は、その日
- 知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類 通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通 については、監事の監査を受けたものとみなす。 前項の規定にかかわらず、特定監事が第一項の規定により

に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。 第一項及び第二項に規定する「特定理事」とは、次の各号

- 該通知を受ける理事として定められた理事 第一項の規定による通知を受ける理事を定めた場合 当
- 係書類の作成に関する職務を行つた理事
 二 前号に掲げる場合以外の場合 監査を受けるべき計算関
- 一第一項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監事に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。第一項及び第三項に規定する「特定監事」とは、次の各号
- 前号に掲げる場合以外の場合(全ての監事)

を定めたとき 当該通知をすべき監事として定められた監

(計算関係書類の提供)

しても計算関係書類を提供しなければならない。 に対して計算関係書類を提供しようとするときは、監事に対第二条の二十九 計算関係書類を作成した理事は、会計監査人

(会計監査報告の内容)

第二条の三十 会計監査人は、計算関係書類を受領したときは第二条の三十 会計監査人は、計算関係書類を受領したときは

- 会計監査人の監査の方法及びその内容
- マートリース は、 一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類が除外事項を除き一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行に 一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行に 一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行に を示していると認められる旨 を示していると認められる旨 を示していると認められる旨 を示していると認められる旨 を示していると認められる旨 を示していると認められる旨 を示していると認められる旨 を示していると認められる旨

を全ての重要な点において適正に表示していると認めら 係書類に係る期間の財産、収支及び純資産の増減の状況 れる旨並びに除外事項

正である旨及びその理由 不適正意見 監査の対象となつた計算関係書類が不適

前号の意見がないときは、その旨及びその理由

五四三 追記情報

会計監査報告を作成した日

がある事項とする。 必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要 その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項

継続事業の前提に関する事項の注記に係る事項

会計方針の変更

重要な偶発事象

重要な後発事象

(会計監査人設置社会福祉法人の監事の監査報告の内容)

を内容とする監査報告を作成しなければならない。 関係書類及び会計監査報告(次条第三項に規定する場合にあ つては、計算関係書類)を受領したときは、次に掲げる事項 一条の三十一 会計監査人設置社会福祉法人の監事は、計算

監事の監査の方法及びその内容

ときは、その旨及びその理由(次条第三項に規定する場合 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めた

にあつては、会計監査報告を受領していない旨) 重要な後発事象(会計監査報告の内容となつているもの

するための体制に関する事項 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及 会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保

びその理由 監査報告を作成した日

(会計監査報告の通知期限等)

第二条の三十二 日までに、特定監事及び特定理事に対し、計算関係書類につ いての会計監査報告の内容を通知しなければならない 会計監査人は、 次に掲げる日のいずれか遅い

ら四週間を経過した日 当該計算関係書類のうち計算書類の全部を受領した日か

- た日から一週間を経過した日 当該計算関係書類のうち計算書類の附属明細書を受領し
- めた日があるときは、その日 特定理事、特定監事及び会計監査人の間で合意により定
- を 査人の監査を受けたものとする。 査人の監査を受けたものとする。 査人の監査を受けたものとする。
- ・ 「保書類については、会計監査人の監査を受けたものとみなす」での通知をすべき日までに同項の規定による会計監査報告の内別通知をすべき日に、計算関係書類については、会計監査人が第一項の規定により通知を できました (本) 前項の規定にかかわらず、会計監査人が第一項の規定により
- 二条の三十四において同じ。)。に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう(第一項及び第二項に規定する「特定理事」とは、次の各号
- 係書類の作成に関する職務を行つた理事 前号に掲げる場合以外の場合 監査を受けるべき計算関 該通知を受ける理事として定められた理事
- 条及び第二条の三十四において同じ。)。に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう(次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう(次第一項及び第二項に規定する「特定監事」とは、次の各号
- 前号に掲げる場合以外の場合 全ての監事

監事を定めたとき

当該通知を受ける監事として定められ

第一項の規定による会計監査報告の内容の通知を受ける

(会計監査人の職務の遂行に関する事項)

- 第二条の三十三 会計監査人は、前条第一項の規定による特定第二条の三十三 会計監査人についての次に掲げる事項(当該事項に係る定めがない場合にあつては、当該事項を定めていない旨)を通知しなければならない。ただし、全ての監事が既に当該事項を知っている場合は、この限りでない。
- 遵守に関する事項をの他監査に関する法令及び規程の

監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約

るための体制に関するその他の事項 会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保す

の受任及び継続の方針に関する事項

(会計監査人設置社会福祉法人の監事の監査報告の通知期限

- ければならない。 第二条の三十四 会計監査人設置社会福祉法人の特定監事は、 第二条の三十四 会計監査人設置社会福祉法人の特定監事は、
- ・特定理事をが特定性事の間で含意により定ちた目がらいのとみなされた日)から一週間を経過した日定する場合にあつては、同項の規定により監査を受けたも定する場合にあつては、同項の規定により監査報告を受領した日(第二条の三十二第三項に規会計監査報告を受領した日(第二条の三十二第三項に規
- ときは、その日 特定理事及び特定監事の間で合意により定めた日がある
- 査を受けたものとする。 ・計算関係書類については、特定理事及び会計監査人が前項
- については、監事の監査を受けたものとみなす。知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通前項の規定にかかわらず、特定監事が第一項の規定により

(事業報告等の監査)

(監査報告の内容)

- なければならない。
 したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成ししたときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成し
- 監事の監査の方法及びその内容
- 三 当該社会福祉法人の理事の厳務の遂行に関し、不正の行の意見 社会福祉法人の状況を正しく示しているかどうかについて 社会福祉法人の状況を正しく示しているかどうかについて 二 事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該
- きは、その事実 当該社会福祉法人の理事の職務の遂行に関し、不正の行ニ 当該社会福祉法人の理事の職務の遂行に関し、不正の行
- 五 第二条の二十五第二項第二号に掲げる事項(監査の範囲びその理由 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及

(計算書類等の評議員への提供) 監査報告を含む。)を提供しなければならない。 監査報告を含む。)を提供しなければならない。 監査報告を含む。)を提供しなければならない。 監査報告を含む。)を提供しなければならない。		
でであっては、会計監査報告を含む。以下「提供計算書類等」にあっては、会計監査報告を含む。以下「提供計算書類等」であっては、会計監査報告(会計監査人設置社会福祉法人及び事業報告並びに監査報告(会計監査人設置社会福祉法人人のでは、会計算書類等の評議員への提供)	大 監査報告を作成した日 第二条の三十七 物定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日 第二条の三十七 物定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日 第二項の規定により定めた日に、当該を号に定める者をいう。 第一項及び第二項に規定する「特定理事と関うに定じ、当該各号に定める者をいう。 第一項及び第二項に規定する「特定理事ととして定められた理事と定めたとき、当該通知を受けたものとみなど。 第一項及び第二項に規定する「特定理事ととしてによる監査報告の内容の通知を受けたものとみない。 第一項及び第二項に規定する「特定理事ととは、次の各号 第一項及近による監査報告の内容の通知を受けたものとみなど。 第一項及近による監査報告の内容の通知を受けたものとみなど。 第一項及近による監査報告の内容の通知を受けたものとみなど。 第一項及近による運動として定められた理事ととでは掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。 第一項規定による監査報告の内容の通知を受けた地のとみなど、 第一項の規定による監査報告の内容の通知を受けた地のとみなど、 第一項規定による監査報告ので記事ととは、次の各号 第一項規定による監査報告ので記事ととは、次の各号 第一項規定による監査報告ので記事ととは、次の各号 第一項規定による監査報告ので必要を認定とより。 第一項の規定による監査報告のという。 第一項の規定による監査報告ので必要を認定となる。 第一項の規定による監査報告のである。 第一項の規定による監査報告のである。 第一項の規定による監査報告のである。 1 第一項の規定による監査報告のである。 1 第一項の規定による監査報告のである。 1 第一項の規定による監査報告のである。 1 第一項の規定による監査報告のである。 2 第一項の規定により 3 前項の規定による監査報告の内容の通知を受けたものとみなどにより 3 前項の規定による監査報告の内容の通知を受けたものとみなど、 3 第一項の規定による職者を受けた地のとよる。 3 前項の規定による監査報告の内容の通知を受けたものとみなど、 3 前項の規定による職者を受けたものといた理事となどののにより 4 第一項の規定による監査報告の内容の通知を受けたものとみなど、 5 第一項の規定による監査報告の内容の通知を受けたものとみなど、 5 第一項の規定による監査報告の内容の通知を受けたものとみなど、 5 第一項の規定による監査報告ののとなるでは、 5 第一項の規定による監査報告ののとなるでは、 5 第一項の規定による監査報告ののとなるでは、 5 第一項の規定による監査報告ののとなるでは、 5 第一項の規定による監査報告のでは、 5 第一項の規定による可知を受けたものとみなどによるに、 5 第一項の規定による可知を受けたものとみなどでは、 5 第一項の規定による監査報告のでは、 5 第一項の規定によるに、 5 第一項の規定によるに、 6 第一項の規定によるに、 6 第一項の規定によるに、 7 第一項の規定によるに、 7 第一項の規定によるに、 8 第一ののののののののののののののののののののののののののののののののののの	のに

おいては、理事は、当該計算書類の内容を定時評議員会に報 告しなければならない る場合には、前条第二項の規定は、適用しない。この場合に

(計算書類等の備置き及び閲覧等)

第四十五条の三十二 所に備え置かなければならない 度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並 の条において同じ。)を、定時評議員会の日の二週間前の日 る場合にあつては、会計監査報告を含む。)をいう。以下こ びに監査報告(第四十五条の二十八第二項の規定の適用があ (第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び 般財団法人に関する法律第百九十四条第一項の場合にあつ 同項の提案があつた日)から五年間、 社会福祉法人は、計算書類等(各会計年 その主たる事務

- 生労働省令で定めるものをとつているときは、この限りでな る事務所における次項第三号及び第四号並びに第四項第二号 算書類等が電磁的記録で作成されている場合であつて、従た その従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、 に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として厚 般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百九十四条第 (の場合にあつては、同項の提案があつた日) から三年間 社会福祉法人は、計算書類等の写しを、 二週間前の日(第四十五条の九第十項において準用する 定時評議員会の日
- が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、 評議員及び債権者は、社会福祉法人の業務時間内は、 人の定めた費用を支払わなければならない 次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者 当該社会福祉
- 書面又は当該書面の写しの閲覧の請求 計算書類等が書面をもつて作成されているときは、

前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

- る方法により表示したものの閲覧の請求 当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定め 計算書類等が電磁的記録をもつて作成されているときは
- て社会福祉法人の定めたものにより提供することの請求又 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつ

事項が含まれていること。

- 査人の監査の方法又は結果を相当でないと認める意見がな 前号の会計監査報告に係る監査報告の内容として会計監
- 十四第三項の規定により監査を受けたものとみなされたも のでないこと 法第四十五条の三十一に規定する計算書類が第二条の三

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

- 第二条の三 項を紙面又は映像面に表示する方法とする。 方法は、次に掲げる規定の電磁的記録(法第三十一条第二項 に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。) 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める に記録された事
- 法第三十四条の二第二項第三号
- 法第三十四条の二第三項第二号
- 及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八 法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人 第百九十四条第三項第二号
- 法第四十五条の十一第四項第二号
- 法第四十五条の十五第二項第二号
- 法第四十五条の十九第三項第二号
- 法第四十五条の二十五第二号
- 法第四十五条の三十二第三項第三号
- 法第四十五条の三十四第三項第二号 法第四十五条の三十二第四項第二号
- 法第四十六条の二十六第二項第三号 法第四十六条の二十第二項第二号
- 法第五十一条第二項第三号
- 法第五十四条の四第三項第三号 法第五十四条第二項第三号
- 法第五十四条の七第二項第三号

法第五十四条の十一第三項第三号

(電磁的記録の備置きに関する特則)

第二条の五 該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容 措置は、社会福祉法人の使用に係る電子計算機を電気通信回 を電気通信回線を通じて社会福祉法人の従たる事務所におい 線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、 て使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める 当

(財産目録の備置き及び閲覧等) 第四十五条の三十四 社会福祉法人は、毎会計年度終了後三月第四十五条の三十四 社会福祉法人が成立した日の属する会計年度終了後三月間その主たる事務所に、その写しを三年間その従たる事務所に、その写しを三年間その従たる事務所に、その写しを三年間その従たる事務所に、その写しを三年間その従たる事務所に、その写しを三年間その従たる事務所に、者財産上の利益及び退職手当をいう。次条及び第五十九条の二第一項第二号において同じ。)の支給の基準を記載した書類 「人も、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、財産目録等について、次に掲げる書類(以下この条において「財産目録等について、次に掲げる書類(以下この条において「財産目録等について、次に掲げる書類(以下この条において「財産目録等について、次に掲げる書類(以下この条において「財産目録等について、次に掲げる書類の大名及び第五十九条の上書類を表別では、当該社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、財産目録等については、当該社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、財産目録等については、当該社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、財産目録等については、当該社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、財産目録等については、当該社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、財産目録等についてはならない。	一部の提出を命ずることができる。 一部の提出を命ずることができる。 第四十五条の三十三 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴係の当事者に対し、計算書類及びその附属明細書の全部又は (計算書類等の提出命令)	4 何人(評議員及び債権者を除く。) も、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該社会福祉法人は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。 計算書類等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求 書面又は当該書面の写しの閲覧の請求 る方法により表示したものの閲覧の請求
(財産目録) 第二条の四十 法第四十五条の三十四第一項第一号に掲げる財産目録は、定時評議員会(法第四十五条の三十一の規定の適用がある場合にあつては、理事会)の承認を受けなければならない。 2 法第四十五条の二十八から第四十五条の三十一まで及び第二条の二十六から第二条の三十九までの規定は、社会福祉法人が前項の財産目録に係る同項の承認を受けるための手続について準用する。 第二条の四十 法第四十五条の三十九までの規定は、社会福祉法人が前項の財産目録に係る同項の承認を受けるための手続について準用する。 「当該終了した会計年度の翌会計年度(以下この条において「当会計年度の初日における理事の状況」当会計年度の初日における理事の状況」当会計年度の初日における理事の状況」当会計年度の初日における理事の状況」当会計年度の初日における理事の状況」 「当会計年度の初日における職員の状況」 「対産目録は、定時評議員会の状況」 第二条の四十 法第四十五条の三十四第一項第四号に規定する。「事業の概要等」」の初日における書表でにおける理事の状況」 「当会計年度の初日における理事の状況」 「対産計年度における評議員会の状況」 「対産計年度における評議」の表記を受けるための手続に、対策を受けるための手続に、対策を受けるための手続に、対策を受けるための手続に、対策を受けるといるに対しる計画を受けるに対しる対策を受けるといる。 「対策を受けるための手続に、対策を受けるための手続に、対策を受けるといるに対策を受けるといる。「対策を受けるに対策を受けるといるに対策を受けるといる。「対策を受けるといるに対するといるといるに対策を受けるといるといるに対策を受けるといるに対策を受けるといるに対策を受けるといるに対策を受けるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといる		一 法第四十五条の三十四第五項 一 法第三十四条の二十四第五項 三 法第四十五条の三十四第五項 三 法第四十五条の三十四第二項 三 法第四十五条の三十四第二項 1

書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

- る方法により表示したものの閲覧の請求 当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定め 財産目録等が電磁的記録をもつて作成されているときは
- 録された事項中、個人の住所に係る記載又は記録の部分を除 げる請求があつた場合には、役員等名簿に記載され、又は記 財産目録等が電磁的記録をもつて作成されている場合であ いて当該社会福祉法人の評議員以外の者から同項各号に掲 前項の規定にかかわらず、 その従たる事務所における第三項第二号に掲げる請求 同項各号の閲覧をさせることができる。 社会福祉法人は、役員等名簿に
- 定の適用については、同項中「主たる事務所に、その写しを 定めるものをとっている社会福祉法人についての第一項の規 三年間その従たる事務所」とあるのは、 に応じることを可能とするための措置として厚生労働省令で |主たる事務所] と

【参考】準用条文(読替え後)

(財産目録の備置き及び閲覧等)

第四十五条の三十四 社会福祉法人は、毎会計年度終了後三月 間その主たる事務所に備え置かなければならない。 以内に(社会福祉法人が成立した日の属する会計年度にあつ るところにより、次に掲げる書類を作成し、当該書類を五年 ては、当該成立した日以後遅滞なく)、厚生労働省令で定め

— 四

2 5 (略)

前会計年度における監事の監査の状況

前会計年度における会計監査の状況

前会計年度における事業等の概要

祉充実計画をいう。以下同じ。)の策定の状況及びその進 条の二第三項第四号に規定する社会福祉充実残額をいう。 捗の状況 並びに社会福祉充実計画(同条第一項に規定する社会福 前会計年度末における社会福祉充実残額(法第五十五

当該社会福祉法人に関する情報の公表等の状況

事業計画を作成する旨を定款で定めている場合にあつ 第十二号に規定する社会福祉充実残額の算定の根拠 事業計画

その他必要な事項

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第二条の三 項を紙面又は映像面に表示する方法とする。 に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。 方法は、 次に掲げる規定の電磁的記録(法第三十一条第二項 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める に記録された事

法第三十四条の二第二項第三号

法第三十四条の二第三項第二号

号) 及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八 法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人 第百九十四条第三項第二号

法第四十五条の十一第四項第二号

法第四十五条の十五第二項第二号

法第四十五条の十九第三項第二号

法第四十五条の二十五第二号

法第四十五条の三十二第三項第三号

法第四十五条の三十四第三項第二号 法第四十五条の三十二第四項第二号 法第四十六条の二十第二項第二号

法第四十六条の二十六第二項第三号

法第五十一条第二項第三号

法第五十四条第二項第三号

法第五十四条の四第三項第三号

法第五十四条の十一第三項第三号 法第五十四条の七第二項第三号

(電磁的記録の備置きに関する特則)

並びにその権利の所属を明らかにすることができる書類一善該事業の用に供する財産及びその価格を記載した書類材にる書類を紹介して勇粛庁に申請したに対にたらない。		○社会福祉法
掲げる書頁と於け、Cが書行に申请しなければならない。 営する場合に係るものであるときは、同項各号のほか、次に 2 前項の定款の変更が、当該社会福祉法人が新たに事業を経 二 変更後の定款	。 ときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け 第二項の <mark>厚生労働省令</mark> で定める事項に係 は、前項の認可について準用する。	3 第三十二条の規定は、前項の厚生 4 社会福祉法人は、第二項の厚生 る定款の変更をしたときは、遅滞
て所轄庁に提出しなければならない。の条項及び理由を記載した申請書に次に掲げる書類を添付しの条項及び理由を記載した申請書に次に掲げる書類を添付しにより定款の変更の認可を受けようとするときは、定款変更第三条 社会福祉法人は、法第四十五条の三十六第二項の規定	りれば、その効力を生じないといめる事項に係るものを除く	2 定款の変更(厚生労働省令で定める事項に係るものを除くければならない。 ・)は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
ヘアニケ ドンボ アンゴーロ ますご をじく	` ;	款
該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて社会福祉法人の従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録するものによる措置とする。 「 法第四十五条の三十二第二項 芸第四十五条の三十五第一項に規定する理事 (以下この条において「理事等」という。」に対する報酬等をいう。以下この条において「理事等」という。」でする報酬等をいう。以下この条において「理事等」という。を定めるものとする。	社会福祉法人は、理事、監事及び評議員いて、厚生労働省令で定めるところによいて、厚生労働省令で定めるところによいて、厚生労働省令で定めるところによいうな支給の基準を定めなければならない。 ・を変更しようとするときも、同様とする を変更しようとするときも、同様とする を変更しようとするときも、同様とする	(報酬等) 「報酬等」 「報酬等」 「報酬等」 「報酬等」 「報酬等」 「報酬等について、厚生労働省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該社会が、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該社会が、民間事業者の支給の基準は、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とすると話しなければならない。 「従つて、その理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準に従って、その理事、監事及び評議員に対する報酬等を支給しなければならない。
線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当措置は、社会福祉法人の使用に係る電子計算機を電気通信回第二条の五、次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める		

(解散事由) (解散事由) (解散事由) (解散事由) (解散事由) (解散事由) (解散事由)	解散	第六節 解散及び清算並びに合併	(認可) (可) (認可) (可) (可) (可) (可) (可) (可) (可) (
(解散の認可又は認定申請手続) 第五条 社会福祉法人は、法第四十六条第二項の規定により、第五条 社会福祉法人は、法第四十六条第二項の規定により、 を経たことを証明する書類 を経たことを証明する書類 を経たことを証明する書類 を経たことを記明する書類 を経たことを記明する書類 を経たことを記明する書類 を経たことを記明する書類 を経たことを記明する書類。			二 当該事業を行うため前号の書類に記載された不動産以外の不動産の使用を予定しているときは、その使用の権限の所属を明らかにすることができる書類 書 第一項の定款の変更が、当該社会福祉法人が従来経営していた事業を廃止する場合に保るものであるときは、同項各号のほか、廃止する事業の用に供している財産の処分方法を記載した書類を添付して所轄庁に申請しなければならない。載した書類を添付して所轄庁に申請しなければならない。ま、第三十一条第一項第四号に掲げる事項(定款変更の届出)であるをきは、同項各号のほか、廃止する事業の用に供している財産の処分方法を記載した書類を添付して所轄庁に申請しなければならない。ま、第三十一条第一項第九号に掲げる事項(正款第二十一条第一項第九号に掲げる事項 により定款の変更の届出をする場合に準用する。この場合に本いて、前条第一項中「申請書」とあるのは、「届出書」と読み替えるものとする。

(清算法人における機関の設置) 第四十六条の五 清算法人には、一人又は二人以上の清算人を 第四十六条の五 清算法人には、一人又は二人以上の清算人を 置かなければならない。 3 第四十六条の三各号に掲げる場合に該当することとなつた くことができる。 くことができる。	第二目 清算法人の機関	て、清算が結了するまではなお存続するものとみなす。以下「清算法人」という。)は、清算の目的の範囲内におい第四十六条の四 前条の規定により清算をする社会福祉法人(清算法人の能力)	場合 場合 場合 場合 場合 関立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した	(清算の開始原因) 「清算の開始原因) 「清算の開始原因) 「清算の開始原因) 「清算の開始原因) 「清算の開始原因) 「清算の開始原因) 「清算の開始原因) 「清算の開始原因)	第一目 清算の開始	第二款 清算	(社会福祉法人についての破産手続の開始) 2 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の 事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始 の決定をする。 2 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始 の決定をする。 1 世立てをしなければならない。	ばならない。

くなるました。	、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるま四 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられを終わり 又は執行を受けることがなくなるまでの者
) 新その執行	
害者福祉	三 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害二 成年被後見人又は被保佐人
	一法人
ない。 	第四十条 次に掲げる者は、清算人となることができない。
	(清算人の資格等)
する規定	第三十八条 清算法人と清算人との関係は、委任に関する規定
	(清算法人と清算人との関係)
	〇社会福祉法
	【参考】準用条文(読替え後)
	V
ばならな	同じ。)においては、清算人は、三人以上でなければならな
う。以下	第人会設置法人 (清算人会を
	準用する。
について	6 第三十八条及び第四十条第一項の規定は、清算人に
	届
所轄庁に	5 清算中に就職した清算人は、その氏名及び住所を所轄庁に
ければな	4 清算人は、その氏名及び住所を所轄庁に届け出なければな
	人
権で、清	り又は
、裁判所 1 () () () () () () () () () (る場合に該当することとなつた清算法人に
サこるが	3
	大を展在しまし、り村多年の言さり、ものり町村
で、青草	、利害関系人若しくは倹察官の清求こより又は職権。
	前頃の規定こより青草人となる者がないときは、
	三 評議員会の決議によって選任された者
	75
除く。	号又は第三号に掲げる者があ
となる。	第四十六条の六 次に掲げる者は、清算法人の清算人となる。
	(清算人の就任)
	の規定は、清算法人については、適用しない。
除く。)	4 第三節第一款(評議員及び評議員会に係る部分を除く。
	かなければならない。

での者

2~4 【準用対象外】 五 第五十六条第八項の規定による所轄庁の解散命令により 解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

清算人の解任

第四十六条の七 きは、評議員会の決議によつて、当該清算人を解任すること ができる。 裁判所が選任した者を除く。 清算人(前条第二項又は第三項の規定により が次のいずれかに該当すると

職務上の義務に違反し、 又は職務を怠つたとき。

2 に堪えないとき。 心身の故障のため 職務の執行に支障があり、 又はこれ

3 ことができる。 若しくは検察官の請求により又は職権で、 項から第三項までの規定は、清算人及び清算法人の監事に 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人の申立て 般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十五条第 同法第百七十五条の規定は、清算法人の評議員につ 清算人を解任する

【参考】準用条文(読替え後)

それぞれ準用する。

〇一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 (清算人又は監事に欠員を生じた場合の措置)

第七十五条 清算人若しくは監事が欠けた場合又はこの法律若 **監事の職務を行うべき者を含む。)が就任するまで、なお清** 算人又は監事としての権利義務を有する。 には、任期の満了又は辞任により退任した清算人又は監事は 、新たに選任された清算人又は監事(次項の一時清算人又は しくは定款で定めた清算人若しくは監事の員数が欠けた場合

2 事の職務を行うべき者を選任することができる。 めるときは、利害関係人の申立てにより、一時清算人又は監 前項に規定する場合において、裁判所は、必要があると認

の額を定めることができる。 を選任した場合には、清算法人がその者に対して支払う報酬 裁判所は、前項の一時清算人又は監事の職務を行うべき者

【準用対象外】

(評議員に欠員を生じた場合の措置)

第百七十五条 この法律又は定款で定めた評議員の員数が欠け た場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、

(業務の執行) 2 清算人が二人以上ある場合を除き、清算人の業務の適正を確保する。 こ 清算人が二人以上ある場合を除き、清算人の過半数をもつて決定する。	三 残余財産の引渡し 「清算人の職務」 「一 現務の結了 「一 現務の結了」 「一 現務の結了」 「一 現務の結了」 「一 現務の結了」	(監事の退任等) 「監事の退任等) 「監事の退任等)	新たに選任された評議員(次項の一時評議員の職務を行うべき者を選任しる。)が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
(清算人に関する読替え) とあるのは「監事設置清算法人」と読み替えるものとする。 とあるのは「監事設置清算法人」と読み替えるものとする。			
(清算人会設置法人以外の清算法人の業務の適正を確保するための体制) 大めの体制 一 清算人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 三 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 三 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 1 1 1 1 1 1 1 1 1			

4 読替えは、 年法律第四十五号)第四十六条の十一第一項に規定する代表 見代表理事」とあるのは「表見代表清算人」と、同条中「代 並びに第八十八条の見出し及び同条第一項中「社員」とある 総会の決議」とあるのは「定款」と、同法第八十四条第一項 表理事」とあるのは「代表清算人(社会福祉法(昭和二十六 算人(同条の規定については、第四十六条の六第二項又は第 ら第八十五条まで、第八十八条及び第八十九条の規定は、 清算人をいう。 とあるのは「評議員会」と、同法第八十二条の見出し中「表 用する。この場合において、 「項の規定により裁判所が選任した者を除く。)について準 は「評議員」と、 ために必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備 「評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的 「社員総会」とあるのは「評議員会」と、 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十一条か 政令で定める。)」と、同法第八十三条中「定款並びに社員 同法第八十九条中「社員総会」とあるの 同法第八十一条中「社員総会」 同法第八十五条

【参考】準用条文(読替え後)

- 〇一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 (清算法人と清算人との間の訴えにおける法人の代表)
- 第八十一条 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第四 えについて清算法人を代表する者を定めることができる。 法人に対して訴えを提起する場合には、評議員会は、当該訴 む。以下この条において同じ。)に対し、又は清算人が清算 定にかかわらず、清算法人が清算人(清算人であった者を含 十六条の十一第七項において準用する第七十七条第四項の規 (表見代表清算人)
- 第八十二条 清算法人は、代表清算人(社会福祉法(昭和二十 人がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負 を有するものと認められる名称を付した場合には、当該清算 表清算人をいう。)以外の清算人に清算法人を代表する権限 六年法律第四十五号)第四十六条の十一第一項に規定する代

(忠実義務)

- 第八十三条 清算人は、法令及び定款を遵守し、清算法人のた め忠実にその職務を行わなければならない。
- (競業及び利益相反取引の制限)
- 第八十四条 清算人は、次に掲げる場合には、評議員会におい て、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けな

- 報告すべき事項の報告をするための体制を含むものとする。 る場合には、第一項に規定する体制には、清算人が評議員に 監事設置清算法人をいう。以下同じ。)以外の清算法人であ
- には、次に掲げる体制を含むものとする。 監事設置清算法人である場合には、第 項に規定する体制
- 合における当該職員に関する体制 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場
- 前号の職員の清算人からの独立性に関する事項
- 四 る事項 監事の第一号の職員に対する指示の実効性の確保に関す 清算人及び職員が監事に報告をするための体制その他の
- 監事への報告に関する体制 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として
- 不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務 の処理に係る方針に関する事項 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の
- その他監事の監査が実効的に行われることを確保するた

- 青算人が自っければならない。

- ・ 清算人が自己又は第三者のために清算法人の事業の部類 一 清算人が自己又は第三者のために清算法人の事業の部類
- うとするとき。 二 清算人が自己又は第三者のために清算法人と取引をしよ
- 反する取引をしようとするとき。 外の者との間において清算法人と当該清算人との利益が相三 清算法人が清算人の債務を保証することその他清算人以
- 、。 前項の承認を受けた同項第二号の取引については、適用しな 1 日本 1 日本 1 日本 2 民法(明治二十九年法律第八十九号)第百八条の規定は、

(清算人の報告義務)

まり、 京八十五条 清算人は、清算法人に著しい損害を及ぼすおそれ 第八項に規定する監事設置清算法人をいう。第八十八条第二 第六項に規定する監事設置清算法人(社会福祉法第四十六条の十一 を評議員(監事設置清算法人(社会福祉法第四十六条の十一 を評議員(監事設置清算法人に著しい損害を及ぼすおそれ

(評議員による清算人の行為の差止め)

- い損害」とする。 同項中「著しい損害」とあるのは、「回復することができな2 監事設置清算法人における前項の規定の適用については、

(清算人の報酬等)

決議によって定める。じ。)は、定款にその額を定めていないときは、評議員会のじ。)は、定款にその額を定めていないときは、評議員会の対価として清算法人から受ける財産上の利益をいう。以下同第八十九条 清算人の報酬等(報酬、賞与その他の職務執行の

(清算法人の代表)

で、ない。 じ。)その他清算法人を代表する者を定めた場合は、この限 他に代表清算人(清算法人を代表する清算人をいう。以下同 第四十六条の十一 清算人は、清算法人を代表する。ただし、

前項本文の清算人が二人以上ある場合には、清算人は、

良 清算法人を代表する。

- 3 定により裁判所が選任した者を除く。以下この項において同 定めに基づく清算人(第四十六条の六第二項又は第三項の規 代表清算人を定めることができる。 清算法人(清算人会設置法人を除く。))の互選又は評議員会の決議によつて、清算人の中から は、定款、定款の
- 4 なる場合においては、理事長が代表清算人となる。 第四十六条の六第一項第一号の規定により理事が清算人と
- 5 清算人を選任する場合には、その清算人の中から代表清算人 を定めることができる 裁判所は、第四十六条の六第二項又は第三項の規定により
- 6 いては、 置清算法人に対して訴えを提起する場合には、 の規定及び次項において準用する同法第七十七条第四項の規 する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十一条 はこの法律の規定により監事を置かなければならない清算法 定にかかわらず、監事設置清算法人(監事を置く清算法人又 人をいう。以下同じ。 第四十六条の十七第八項の規定、 以下この項において同じ。)に対し、又は清算人が監事設 監事が監事設置清算法人を代表する。)が清算人(清算人であつた者を含む 前条第四項において準用 当該訴えにつ
- 代行する者について、それぞれ準用する。 仮処分命令により選任された清算人又は代表清算人の職務を 四項及び第五項並びに第七十九条の規定は代表清算人につい 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十七条第 同法第八十条の規定は民事保全法第五十六条に規定する

【参考】準用条文(読替え後)

- 〇一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 (清算法人の代表)
- 第七十七条 【準用対象外】
- 2 【準用対象外】
- 外の行為をする権限を有する。 第四十六条の十一第一項に規定する代表清算人をいう。以下 同じ。)は、清算法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判 代表清算人(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)
- ができない。 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗すること
- (代表清算人に欠員を生じた場合の措置)
- 第七十九条 代表清算人が欠けた場合又は定款で定めた代表清 算人の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退

(清算人の清算法人に対する損害賠償責任) (清算人の清算法人	(裁判所の選任する清算人の報酬) 「裁判所の選任する清算人の報酬)	(清算法人についての破産手続の開始) (清算法人についての破産手続の開始) (清算法人についての破産手続の開始) (清算法人についての破産手続の開始) (清算法人についての破産手続の開始) (清算法人についての破産手続の開始) (清算法人についての破産手続の開始) (清算法人についての破産手続の開始)	一時代表清算人の職務を行うべき者を含む。)が就任するまで、なお代表清算人としての権利義務を有する。 2 前項に規定する場合において、裁判所は、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより、一時代表清算人の職務を行うべき者を選任した場合には、清算法人がその者に対して支払う報酬の額を定めることができる。 (清算人の職務を代行する者は、仮処分命令に別段の定めがある場合を除き、清算法人の常務に属しない行為をするには、裁判所の説できる。 で、なお代表清算人の職務を代行する者の権限) (清算人の職務を代行する者は、仮処分命令に別段の定めがある場合とができる。 で、すお代表清算人の職務を代行する者の権限) (清算人の職務を代行する者の権限) (清算人の職務を代行する者の権限) (清算人の職務を代行する者の権限) (清算人の職務を代行する者の権限) (清算人の職務を代行する者の権限) (清算人の職務を代行する者の権限) (清算人の職務を代行する者の権限) (清算人の職務を代行する者の権限) (清算人の職務を代行する者の権限) (清算人の職務を代行する者の権限) (清算人の職務を代行する者の権限) (清算人の職務を代行する者の権限) (清算人の職務を代行する者の権限) (清算人の職務を代行する者のといいできない。
八に対する損害賠償責任に関する読替え)			

第百十六条 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第四 第百十二条 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第四 〇一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 4 第四十六条の十四 清算人は、その任務を怠つたときは、清算 第四十六条の十五 【参考】準用部分(読替え後) 。── 法人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う ることをもって免れることができない の取引(自己のためにした取引に限る。)をした清算人の同 該清算人の責めに帰することができない事由によるものであ 法第四十六条の十四第一項の責任は、任務を怠ったことが当 十六条の十第四項において準用する第八十四条第一項第二号 免除することができない。 十六条の十四第一項の責任は、総評議員の同意がなければ、 術的読替えは、政令で定める。 る。この場合において、同法第百十二条中「総社員」とある び第百十六条第一項の規定は、 る清算人は、その任務を怠つたものと推定する。 号の取引によつて清算法人に損害が生じたときは、 清算人又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定 法人及び一般財団法人に関する法律第八十四条第一項の規定 に違反して同項第一号の取引をしたときは、当該取引により (清算人が自己のためにした取引に関する特則) (清算法人に対する損害賠償責任の免除) 第四十六条の十第四項において準用する一般社団法人及び (清算人の第三者に対する損害賠償責任) 般財団法人に関する法律第八十四条第一項第二号又は第三 清算人が第四十六条の十第四項において準用する一般社団 び一般財団法人に関する法律第八十四条第一項の清算人 【準用対象外】 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十二条及 第四十六条の十第四項において準用する一般社団法人及 当該取引に関する清算人会の承認の決議に賛成した清算 清算法人が当該取引をすることを決定した清算人 「総評議員」と読み替えるものとするほか、 清算人がその職務を行うについて悪意又は 第一項の責任について準用す 次に掲げ 必要な技 第十三条の十四 法第四十六条の十四第四項において清算人の 法第四十六条の四に規定する清算法人(第十三条の十七にお 第四十五号)第四十六条の十第四項において準用する第八十 項の規定を準用する場合においては、同項中「第八十四条第 四条第一項第二号」と読み替えるものとする。 いて「清算法人」という。)に対する損害賠償責任について 項第二号」とあるのは、 般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十六条第一 「社会福祉法(昭和二十六年法律

(清算人会の権限等) (清算人会の権限等) (清算人会の権限等) (清算人会は、次に掲げる職務を行う。	(清算人等の連帯責任) 2 前項の場合には、第四十五条の二十二の規定は、適用しな 三者に生じた損害を賠償する責任を負うと 清算人、監事又は評議員も当該損害を賠償する責任を負うと きは、これらの者は、連帯債務者とする。 2 前項の場合には、第四十五条の二十二の規定は、適用しな い。	重大な過失があつたときは、当該清算人は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。 「清算人が、次に掲げる行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、当該清算人が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。「第四十六条の二十四第一項の貸借対照表及び事務報告並びに第四十六条の二十四第一項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
(清算人会設置法人に関する読替え) 第十三条の十五 法第四十六条の十七第十項において法第四十六条の六第七項に規定する清算人会設置法人(次条において一般財団法人に関する法律第九十二条の規定を準用する場合においては、同条の見出し中「理事会設置一般社団法人」とあるのは「清算人会設置法人」と、同条第一項中「理事会設置一般社団法人」とあるのは「清算人会設置法人をいう。次項において神用する第八十四条」と、同条第二項中「理事会設において準用する第八十四条」と、同条第二項中「理事会設において準用する第八十四条」と、同条第二項中「理事会設において準用する第八十四条」と、同条第二項中「理事会設において準用する第八十四条」と、同条第二項中「理事会設人の対域を対して、同条のは「清算人会設置法人」と、「第八十四条第一項各号」とあるのは「社会福祉法第四十六条の十第四項において準用する第八十四条第一項各号」と読み替えるものとする。		
(清算人会設置法人の業務の適正を確保するための体制) 第五条の三 法第四十六条の十七第六項第五号に規定する厚生 労働省令で定める体制は、次に掲げる体制とする。 一 清算人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 三 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保 するための体制 三 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保 するための体制 三 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保 するための体制 三 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保 するための体制 三 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保 するための体制 方と設置法人をいう。次項において同じ。)が、監事設置 第一項に規定する体制には、次に掲げる体制を含むものとする。 1 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する体制 合における当該職員に関する体制 合における当該職員に関する体制		

- 重要な役割を担う職員の選任及び解任
- 7 五四三 次に掲げる清算人は、清算人会設置法人の業務を執行する 保するための体制その他清算法人の業務の適正を確保する ために必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備 清算人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- 代表清算人
- されたもの つて清算人会設置法人の業務を執行する清算人として選定 代表清算人以外の清算人であつて、 清算人会の決議によ
- 表する者を定めることができる。 ある場合を除き、同条の訴えについて清算人会設置法人を代 場合には、清算人会は、同条の規定による評議員会の定めが 団法人及び一般財団法人に関する法律第八十一条に規定する 第四十六条の十第四項において読み替えて準用する一般社
- 告をしなければならない旨を定めた場合は、この限りでない 務の執行の状況を清算人会に報告しなければならない。ただ 第七項各号に掲げる清算人は、三月に一回以上、自己の職 定款で毎会計年度に四月を超える間隔で二回以上その報
- とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。 規定は、 「「理事会」とあるのは「「清算人会」と読み替えるもの 般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十二条の 同条第一項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と 清算人会設置法人について準用する。この場合にお

【参考】準用条文(読替え後)

- 〇一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 (競業及び清算人会設置法人との取引等の制限)
- 第九十二条 清算人会設置法人(社会福祉法(昭和二十六年法 」とする。 いては、同条第一項中「評議員会」とあるのは、「清算人会 条の十第四項において準用する第八十四条の規定の適用につ 置法人をいう。次項において同じ。)における同法第四十六 律第四十五号)第四十六条の六第七項に規定する清算人会設
- 第四項において準用する第八十四条第一項各号の取引をした 清算人は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要 な事実を清算人会に報告しなければならない 清算人会設置法人においては、社会福祉法第四十六条の十

- る事項 監事の第一号の職員に対する指示の実効性の確保に関す
- 四 監事への報告に関する体制 清算人及び職員が監事に報告をするための体制その他の
- 五. 不利な取扱いを受けないことを確保するための体制 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として

監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の

- 七 手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務 の処理に係る方針に関する事項
- その他監事の監査が実効的に行われることを確保するた

(競業及び利益相反取引の制限)

- こ 青章人が自己又は第三皆のために青章去人と収引をしたに属する取引をしようとするとき。 一清算人が自己又は第三者のために清算法人の事業の部類
- こうとするとき。 こうとするとき。 こうとするとき。 こうとするとき。 こうとするとき こうとするとき こうとり は第三者のために清算法人と取引をしよ
- 民法(明治二十九年法律第八十九号)第百八条の規定は、反する取引をしようとするとき。 外の者との間において清算法人と当該清算人との利益が相三 清算法人が清算人の債務を保証することその他清算人以
- い。
 前項の承認を受けた同項第二号の取引については、適用しなり、会議を受けた同項第二号の取引については、適用しなり、民法(明治二十九年法律第八十九号)第百八条の規定は、

(清算人会の運営)

きは、その清算人が招集する。
、清算人会を招集する清算人を定款又は清算人会で定めたと第四十六条の十八 清算人会は、各清算人が招集する。ただし

- することができる。
 「招集権者」という。) 以外の清算人は、招集権者に対し、「招集権者」という。) 以外の清算人は、招集権者に対し、「招集権者」という。) 以外の清算人は、招集権者に対いてより定められた清算人(以下この項及び次条第二項においてより定められた清算人(以下この項及び次条第二項において
- 清算人は、清算人会を招集することができる。人会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした人会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした求があつた日から二週間以内の日を清算人会の日とする清算 前項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請
- 本 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十四条の 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十四条の では、清算人及び監事」とあるのは「清算人(監事設置清算法人にあった規定する監事設置清算法人をいう。次項において同じ。)に規定する監事設置清算法人をいう。次項において同じ。)に規定する監事設置清算法人をいう。次項において同じ。)に規定する監事設置清算法人をいう。次項において同じ。)に規定する監事設置清算法人をいう。次項において同じ。)は規定は、清算人及び各監事)」と読み替えるものとする。
- の決議について準用する。この場合において、同法第九十五び第九十六条の規定は、清算人会設置法人における清算人会 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十五条及

(清算人会の運営に関する読替え)

第十三条の十六 法第四十六条の十八第五項において清算人会設置法人においては、同条中「理事会設置一般社団法人」とあるのはにおいては、同条中「理事会設置一般社団法人」とあるのは、「清算人会設置法人(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第四十六条の六第七項に規定する清算人会設置法人に関する法律第九十六条の規定を準用する場合においては、同条中「理事会設置一般社団法人及び、「清算人会設置法人における。」と読み替えるものとする。

社法第四十六条の十七第九項」と読み替えるものとする。 いては、同項中「第九十一条第二項」とあるのは、「社会福 人に関する法律第九十八条第二項の規定を準用する場合にお 人に関する法律第九十八条第二項の規定を準用する場合にお といて、同項中「第九十一条第二項の規定を準用する場合にお といる。

(清算人会の議事録)

事第四2 青算人会の義事禄よ、書面又は電磁的記录をもつて作成しるのは めるところによる。規定による清算人会の議事録の作成については、この条の定る場合 規定による清算人会の議事録の作成については、この条の定る場合 第五条の四 法第四十六条の十八第五項において準用する一般算人会 第五条の四 法第四十六条の十八第五項において準用する一般

- なければならない。 清算人会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするもので
- 清算人会が次に掲げるいずれかのものに該当するときはい清算人、監事又は評議員が清算人会に出席した場合における当該出席の方法を含む。)
- イ 法第四十六条の十八第二項の規定による清算人の請求、その旨 清算人会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは
- したもの
 法第四十六条の十八第三項の規定により清算人が招集を受けて招集されたもの
- を受けて招集されたもの法第四十六条の十九第一項の規定による評議員の請求
- いて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法、はの読み替えて適用する法第四十五条の十八第三項にお、大条の十八第三項の規定により評議員が招集したもの、大条の十八第三項の規定により評議員が招集したもの

的読替えは、政令で定める。 条第三項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、 「厚生労働省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術 (事 () とあるのは「清算人 () と、 「代表清算人」と、同条第四項中「法務省令」とあるのは 「代表理事」とあるの

項に規定する監事設置清算法人をいう。)にあっては、 祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第四十六条の十一第六 及び監事」とあるのは「清算人(監事設置清算法人(社会福 読替えは、政令で定める。 て準用する。この場合において、同条第一項中「理事、監事 規定は、清算人会設置法人における清算人会への報告につい 人及び監事)」と読み替えるものとするほか、必要な技術的 又は会計監査人」とあるのは「清算人又は監事」と、 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十八条の 「理事 清算

【参考】準用条文(読替え後)

- 〇一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
- 第九十四条 清算人会を招集する者は、清算人会の日の一週間 ればならない。 昭和二十六年法律第四十五号)第四十六条の十一第六項に規 間)前までに、各清算人(監事設置清算法人(社会福祉法(っては、各清算人及び各監事)に対してその通知を発しなけ 定する監事設置清算法人をいう。次項において同じ。)にあ (これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期
- 2 前項の規定にかかわらず、清算人会は、清算人(監事設置 清算法人にあっては、清算人及び監事)の全員の同意がある ときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。 (清算人会の決議)
- 第九十五条 清算人会の決議は、議決に加わることができる清 割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上)をもっ ては、その割合以上)が出席し、その過半数(これを上回る 算人の過半数(これを上回る割合を定款で定めた場合にあっ
- 2 決に加わることができない。 前項の決議について特別の利害関係を有する清算人は、議
- 3 記名押印しなければならない者を当該清算人会に出席した代 により、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されて いるときは、出席した清算人(定款で議事録に署名し、又は 清算人会の議事については、厚生労働省令で定めるところ

- 律第百一条第二項の規定による監事の請求を受けて招集 されたもの
- 律第百一条第三項の規定により監事が招集したもの より読み替えて適用する法第四十五条の十八第三項にお いて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法 法第四十六条の二十一及び令第十三条の十七の規定に
- 清算人会の議事の経過の要領及びその結果
- 四三 **八があるときは、その氏名** 決議を要する事項について特別の利害関係を有する清算
- Ŧī. (は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要 次に掲げる規定により清算人会において述べられた意見
- 律第百条 いて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法 より読み替えて適用する法第四十五条の十八第三項にお 法第四十六条の二十一及び令第十三条の十七の規定に
- 律第百一条第一項 いて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法 より読み替えて適用する法第四十五条の十八第三項にお 法第四十六条の二十一及び令第十三条の十七の規定に
- 法人及び一般財団法人に関する法律第九十二条第二項 法第四十六条の十七第十項において準用する一般社 法第四十六条の十九第四項
- へ及び一般財団法人に関する法律第九十五条第三項の定款 項に規定する代表清算人をいう。)以外の清算人であつ) 定めがあるときは、代表清算人 (法第四十六条の十一第 法第四十六条の十八第五項において準用する一般社団法 清算人会に出席したものの氏名
- 清算人会に出席した評議員の氏名又は名称
- 清算人会の議長が存するときは、議長の氏名
- 号に定める事項を内容とするものとする。 次の各号に掲げる場合には、清算人会の議事録は、 当該各
- 清算人会の決議があつたものとみなされた場合 人及び一般財団法人に関する法律第九十六条の規定により 法第四十六条の十八第五項において準用する一般社団法 次に掲げ
- 清算人会の決議があつたものとみなされた事項の内容
- イの事項の提案をした清算人の氏名
- 清算人会の決議があつたものとみなされた日
- 法第四十六条の十八第六項において準用する一般社団法 議事録の作成に係る職務を行つた清算人の氏名

ならない 算人)及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければ表清算人とする旨の定めがある場合にあっては、当該代表清

- ばならない。

 「働省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなけれいので定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなけれおける当該電磁的記録に記録された事項については、厚生労は、前項の議事録が電磁的記録をもって作成されている場合に
- する。に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定は、清算人会の決議に参加した清算人であって第三項の議事録

(清算人会の決議の省略)

(清算人会への報告の省略) (清算人会への報告の省略)

による報告については、適用しない。 前項の規定は、社会福祉法第四十六条の十七第九項の規定

(評議員による招集の請求)

的である事項を示して行わなければならない。 規定する場合にあつては、招集権者)に対し、清算人会の目別での規定による請求は、清算人(前条第一項ただし書に

3 前条第三項の規定は、第一項の規定による請求があつた場

に掲げる事項 に掲げる事項 という におり清算人会への報告を要しないものとされた場合 次 人及び一般財団法人に関する法律第九十八条第一項の規定

イ 清算人会への報告を要しないものとされた事項の内容

| 清算人会への報告を要しないものとされた日

議事録の作成に係る職務を行つた清算人の氏名

(電子署名)

る署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。第二条の十八 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定め

法第四十五条の十四第七項

人及び一般財団法人に関する法律第九十五条第四項二 法第四十六条の十八第五項において準用する一般社団法

のいずれにも該当するものをいう。ことができる情報について行われる措置であつて、次の要件前項に規定する「電子署名」とは、電磁的記録に記録する

ことを示すためのものであること。

当該情報が当該措置を行つた者の作成に係るものである

4 第四十六条の十八 【準用対象外】 4 第四十六条の二十 〇社会福祉法 4~6 【準用対象外】 【参考】準用条文(読替え後) る清算人会の招集の通知が発せられない場合には、その請求 その請求があつた日から二週間以内の日を清算人会の日とす る請求をすることができる。 所に備え置かなければならない をした清算人は、清算人会を招集することができる。 合について準用する。 ると認めるときは、 下この条において「議事録等」という。)をその主たる事務 示を記載し、 六条の十八第五項において準用する同法第九十六条の意思表 において準用する同法第九十五条第三項の議事録又は第四十 議があつたものとみなされた日を含む。)から十年間、同項 財団法人に関する法律第九十六条の規定により清算人会の決 十六条の十八第五項において準用する一般社団法人及び一般 るときは、 により招集した清算人会に出席し、 づき招集され、又は前項において準用する前条第三項の規定 次条第一項の規定による請求があった日から五日以内に、 (清算人会の運営) 評議員は、清算法人の業務時間内は、 (議事録等) 裁判所は、前項の請求に係る閲覧又は謄写をすることによ 提げる請求をすることができる。 第一項の規定による請求を行つた評議員は、当該請求に基 債権者は、清算人又は監事の責任を追及するため必要があ 当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める 方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求 面の閲覧又は謄写の請求 【準用対象外】 当該清算人会設置法人に著しい損害を及ぼすおそれがあ 議事録等が電磁的記録をもつて作成されているときは、 議事録等が書面をもつて作成されているときは、当該書 裁判所の許可を得て、 若しくは記録した書面若しくは電磁的記録(以 清算人会設置法人は、 同項の許可をすることができない 議事録等について前項各号 意見を述べることができ いつでも、 清算人会の日(第四 次に掲げ 方法は、次に掲げる規定の電磁的記録(法第三十一条第二項 項を紙面又は映像面に表示する方法とする。 に規定する電磁的記録をいう。 一条の三 号)第百九十四条第三項第二号 及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八 (電磁的記録に記録された事項を表示する方法) 法第四十五条の三十四第三項第二号 法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人 法第三十四条の二第三項第二号 法第三十四条の二第二項第三号 法第四十五条の三十二第四項第二号 法第四十五条の十九第三項第二号 法第四十五条の十一第四項第二号 法第四十五条の三十二第三項第三号 法第四十五条の二十五第二号 法第四十五条の十五第二項第二号 法第四十六条の二十第二項第二号 法第五十四条第二項第三号 法第五十四条の七第二項第三号 法第五十一条第二項第三号 法第四十六条の二十六第二項第三号 法第五十四条の四第三項第三号 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める 以下同じ。 に記録された事

(理事等に関する規定の適用)

第四十六条の二十一 えは、 号及び同法」と、 和二十六年法律第四十五号)第四十六条の六第七項に規定す 項中「第百八十一条第一項第三号及び」とあるのは「第百八 監事の過半数をもって」と、同法第七十四条」とあるのは とあるのは「評議員会」と、同項中「監事が」とあるのは 第七十二条、第七十三条第一項」とあるのは「第七十二条」 あるものとする。この場合において、第四十三条第三項中 は清算人会に関する規定として清算人又は清算人会に適用が 第三節第三款(第四十五条の十二を除く。)及び同節第五款 条」とあるのは「第百五条」とするほか、 る清算人会設置法人をいう。) においては、当該事項の決定 ればならない。ただし、清算人会設置法人(社会福祉法(昭 これらの規定」と、 人は」と、 と、第四十五条の十八第三項中「第百四条第一項、第百五 | 規定中理事又は理事会に関する規定は、それぞれ清算人又 第四十条第二項、第四十三条第三項、第四十四条第二項、 一条第一項中「理事会の決議によって」とあるのは「清算 清算人会の決議によらなければならない」と、 「同法第七十二条及び第七十三条第一項中「社員総会」 政令で定める。 「評議員会」と読み替える」と、第四十五条の九第十 「定めなければならない」とあるのは「定めなけ 「とあるのは、 清算法人については、 「「評議員会」と読み替える」とあるの 」とあるのは「とあるのは 第三十一条第五項 必要な技術的読替 同項第一

〇社会福祉法 【参考】準用条文(読替え後)

第三節 機関

(申請) 第二款 評議員等の選任及び解任

(略)

第三十一条 2 { 4 (略)

5 その効力を有しない。 算人会が評議員を選任し、 第一項第五号の評議員に関する事項として、清算人又は清 又は解任する旨の定款の定めは、

6

第四十条

(評議員の資格等)

(清算人又は清算人会に関する読替え)

第十三条の十七 条において同じ。 招集権者」とあるのは「同項ただし書の規定により定められ 法人(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第四十六 条中「理事会設置一般社団法人」とあるのは「清算人会設置 する場合においては、同項中「第百二条」とあるのは「第百 団法人」とあるのは あるのは「監事設置清算法人に」と、同法第百五条中」と、 は「監事設置清算法人(社会福祉法第四十六条の十一第六項 は「第百三条第一項中「監事設置一般社団法人の」とあるの た清算人」と、同法第百二条」と、「第百五条中」とあるの のは「社会福祉法第四十六条の十八第一項ただし書」と、 同法第百一条第二項中「第九十三条第一項ただし書」とある 条の六第七項に規定する清算人会設置法人をいう。)」と、 で定める」とあるのは「、同法第百六条中「監事設置一般社 に規定する監事設置清算法人をいう。以下この項及び第百六 は清算人会について法第四十五条の十八第三項の規定を適用 とする」とする。 「読み替えるものとするほか、 法第四十六条の二十一の規定により清算人又 の」と、 「監事設置清算法人」と読み替えるもの 「監事設置一般社団法人に」と 必要な技術的読替えは、 政令

3~5 【適用対象外】 2 評議員は、清算人、監事又は当該清算法人の職員を兼ねる ことができない。

第四十三条

3 員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは 合において、これらの規定中「社員総会」とあるのは「評議 び第七十四条の規定は、清算法人について準用する。この場 (役員等の選任) 政令で定める。 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十二条及 (略) (略)

(清算人及び監事の資格等) (略)

2 監事は、清算人又は当該清算法人の職員を兼ねることがで 第四十四条 きない。

3 { 7 【適用対象外】 第三款 評議員及び評議員会

第四十五条の八 (評議員会の権限等) (略)

ついて、清算人、清算人会その他の評議員会以外の機関が決 定することができることを内容とする定款の定めは、その効 この法律の規定により評議員会の決議を必要とする事項に

ついて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは から第百八十六条まで及び第百九十六条の規定は、評議員に 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百八十四条 政令で定める。

(評議員会の運営)

第四十五条の九 (略)

算人が招集する。 評議員会は、第五項の規定により招集する場合を除き、清 (略)

招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができ 評議員は、清算人に対し、評議員会の目的である事項及び

5 5 9

招集について、同法第百九十四条の規定は評議員会の決議に から第百八十三条まで及び第百九十二条の規定は評議員会の 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百八十一条

的読替えは、

政令で定める。

のいて、同法第百九十五条の規定は評議員会への報告についついて、同法第百九十五条の規定はい」とあるのは「厚生労働省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術で同生労働省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術で厚生労働省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術で厚生労働省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術の読替えば、

政令で定める。

の場合において、同法第百八十一ついて、同法第百九十五条の規定は評議員会への報告についついて、同法第百九十五条の規定は評議員会への報告につい

場合は、この限りでない。
場合は、この限りでない。
「厚生労働省令で定めるいいで、事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当まりから特定の事項について説明を求められた場合には、当該第四十五条の十 清算人及び監事は、評議員会において、評議

(清算人等の説明義務)

(請事録)

第四十五条の十一(略)

の主たる事務所に備え置かなければならない。 清算法人は、評議員会の日から十年間、前項の議事録をそ

- るものをとつているときは、この限りでない。 じることを可能とするための措置として厚生労働省令で定めあつて、従たる事務所における次項第二号に掲げる請求に応あつて、従たる事務所に備え置かなければならない。 ただ写しをその従たる事務所に備え置かなければならない。 ただ写しをその従たる事務所に備え置かなければならない。 ただ写しをその従たる事務所に備え置かなければならない。 ただ写しをその従たる事務所に備え置かなければならない。
- 、次に掲げる請求をすることができる。 4 評議員及び債権者は、清算法人の業務時間内は、いつでも
- 当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は騰写の請求第一項の議事録が書面をもつて作成されているときは、
- 定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求きは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で二 第一項の議事録が電磁的記録をもつて作成されていると

第四十五条の十二 【適用対象外】

第五款

より、監査報告を作成しなければならない。 この場合において、監事は、厚生労働省令で定めるところに第四十五条の十八 監事は、清算人の職務の執行を監査する。

- 況の調査をすることができる。 て事業の報告を求め、又は当該清算法人の業務及び財産の状2 監事は、いつでも、清算人及び当該清算法人の職員に対し

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

ならない。 以上ある場合にあっては、その過半数)の同意を得なければ以上ある議案を評議員会に提出するには、監事(監事が二人第七十二条 清算人は、監事がある場合において、監事の選任

とを請求することができる。ること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求する、清算人に対し、監事の選任を評議員会の目的とす

(監事等の選任等についての意見の陳述)

2 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に解任又は辞任について意見を述べることができる。第七十四条 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは

げる事項を通知しなければならない。 の九第十項において準用する第百八十一条第一項第一号に掲 及び社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第四十五条 の市第分は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨 出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

(評議員提案権)

ければならない。

ければならない。

では、子の期間)前までにしないて、その請求は、評議員会の日の四週間(これを下回る期いて、その請求は、評議員会の日の四週間(これを下回る期会の目的とすることを請求することができる。この場合にお第百八十四条(評議員は、清算人に対し、一定の事項を評議員

の議案につき評議員会において議決に加わることができる評該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一である事項につき議案を提出することができる。ただし、当第百八十五条(評議員は、評議員会において、評議員会の目的

を経過していない場合は、この限りでない。っては、その割合)以上の賛成を得られなかった日から三年議員の十分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあ

て評議員に通知することを請求することができる。 第百八十二条第一項又は第二項の通知に記載し、又は記録し年法律第四十五号)第四十五条の九第十項において準用する年法律第四十五号)第四十五条の九第十項において準用する年法律第四十五号)第四十五条の東領を社会福祉法(昭和二十六員が提出しようとする議案の要領を社会福祉法(昭和二十六人の計算でに、評議員会の目的である事項につき当該評議期間(これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その間(これを下)

い。 れなかった日から三年を経過していない場合には、適用しなれなかった日から三年を経過していない場合には、適用しなに款で定めた場合にあっては、その割合)以上の賛成を得ら加わることができる評議員の十分の一(これを下回る割合を加わることができる評議員の十分の一(これを下回る割合を加りる)は、同項の議案が法令若しくは定款に違反する」 前項の規定は、同項の議案が法令若しくは定款に違反する

(評議員の報酬等)

らない。 第百九十六条 評議員の報酬等の額は、定款で定めなければな

(評議員会の招集の決定)

評議員会の日時及び場所

評議員会の目的である事項があるときは、当該事項

る事項を定めなければならない。 議員会を招集する場合には、当該評議員は、前項各号に掲げ第四十五号)第四十五条の九第五項の規定により評議員が評第四十五号)第四十五条の九第五項の規定により評議員が評し、 「早生労働省令で定める事項 三 前二号に掲げるもののほか、「厚生労働省令で定める事項

(評議員会の招集の通知)

面でその通知を発しなければならない。 場合にあっては、その期間)前までに、評議員に対して、書場合にあっては、その期間)前までに、評議員会の日の一週間(これを下回る期間を定款で定めた、評議員会の日の一週間(これを下回る期間を定款で定めた第四十五条の九第五項の規定により評議員が評議員会を招集第百八十二条 評議員会を招集するには、清算人(社会福祉法

- 、又は記録しなければならない。
 。 前二項の通知には、前条第一項各号に掲げる事項を記載し

(招集手続の省略)

することができる。の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催第百八十三条(前条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員

(延期又は続行の決議)

は、適用しない。 議があった場合には、第百八十一条及び第百八十二条の規定第百九十二条 評議員会においてその延期又は続行について決

(評議員会の決議の省略)

- その主たる事務所に備え置かなければならない。のとみなされた日から十年間、同項の書面又は電磁的記録を1、清算法人は、前項の規定により評議員会の決議があったも
- 、次に掲げる請求をすることができる。評議員及び債権者は、清算法人の業務時間内は、いつでも
- 前項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定前項の書面の閲覧又は謄写の請求
- のとみなされた場合には、その時に当該定時評議員会が終結てについての提案を可決する旨の評議員会の決議があったも第一項の規定により定時評議員会の目的である事項のすべめる方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

(評議員会への報告の省略)

したものとみなす。

評議員会への報告があったものとみなす。 電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又はすべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告第百九十五条 清算人が評議員の全員に対して評議員会に報告

(清算人への報告義務)

告しなければならない。

告しなければならない。

告しなければならない。

告しなければならない。

告しなければならない。

に報する清算人会設置法人をいう。)にあっては、清算人会認めるときは違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるとき、又は法令若しくは定款にをするがあると認めるとき、又は法令若しくは当該行為第百条 監事は、清算人が不正の行為をし、若しくは当該行為

(清算人会への出席義務等)

きは、意見を述べなければならない。 第百一条 監事は、清算人会に出席し、必要があると認めると

、清算人会の招集を請求することができる。
ては、同項ただし書の規定により定められた清算人)に対し
号)第四十六条の十八第一項ただし書に規定する場合にあっ
るときは、清算人(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五

事は、清算人会を招集することができる。人会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監求があった日から二週間以内の日を清算人会の日とする清算前項の規定による請求があった日から五日以内に、その請

(評議員会に対する報告義務)

を評議員会に報告しなければならない。
、書類その他厚生労働省令で定めるときは、その調査の結果
は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果
、書類その他厚生労働省令で定めるものを調査しなければな
第百二条
監事は、清算人が評議員会に提出しようとする議案

(監事による清算人の行為の差止め)

第百三条 監事は、清算人が監事設置清算法人(社会福祉法第第三三条 監事は、清算人に対し、当該行為をやめることを請求すらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によっらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によっらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によっときは、当該清算法人に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

てさせないものとする。人に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の清算

第百四条 【準用対象外】

(監事の報酬等)

2 第百五条 監事の報酬等は、定款にその額を定めていないとき 第百六条 監事がその職務の執行について監事設置清算法人に 第四十六条の二十二 清算人(清算人会設置法人にあつては、 必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことがで 対して次に掲げる請求をしたときは、当該監事設置清算法人 述べることができる。 は、前項の報酬等の範囲内において、監事の協議によって定 て定款の定め又は評議員会の決議がないときは、当該報酬等 は、評議員会の決議によって定める。 所の所在地における清算結了の登記の時までの間、 成しなければならない 後遅滞なく、清算法人の財産の現況を調査し、厚生労働省令 第四十六条の十七第七項各号に掲げる清算人)は、その就任 は、当該請求に係る費用又は債務が当該監事の職務の執行に 目録等を保存しなければならない 承認を受けなければならない。 以下この条及び次条において「財産目録等」という。)を作 該当することとなつた日における財産目録及び貸借対照表 で定めるところにより、第四十六条の三各号に掲げる場合に 二 支出した費用及び支出の日以後におけるその利息の償還 は提供し、 三 負担した債務の債権者に対する弁済(当該債務が弁済期 監事は、評議員会において、監事の報酬等について意見を 監事が二人以上ある場合において、各監事の報酬等につい (財産目録等の作成等) (費用等の請求) 清算法人は、財産目録等を作成した時からその主たる事務 清算人会設置法人においては、 清算人は、財産目録等(前項の規定の適用がある場合にあ にない場合にあっては、相当の担保の提供)の請求 費用の前払の請求 同項の承認を受けたもの)を評議員会に提出し、 その承認を受けなければならない。 第三目 財産目録等 財産目録等は、 清算人会の 当該財産 3 第五条の五 法第四十六条の二十二第一項の規定による財産目 録の作成については、この条の定めるところによる。 ればならない。この場合において、 。『年のいては、財産目録に付された価格を取得価額とみなす さなければならない。 掲げる場合に該当することとなつた日における処分価格を付 格を付すことが困難な場合を除き、法第四十六条の三各号に ことができる。 る部は、その内容を示す適当な名称を付した項目に細分する (清算開始時の貸借対照表) 第一項の財産目録は、次に掲げる部に区分して表示しなけ 前項の財産目録に計上すべき財産については、その処分価 (清算開始時の財産目録) 正味資産 資産 負債 この場合において、 第一号及び第二号に掲げ 清算法人の会計帳

5 4 3 2 第
格 産 場 房 産 純 ら の づ 貸 成
一十六条の二十二第 では、この条の定め しなければならない に表は、法第四十六 しなければならない この場合において、 この場合において、 この場合において、 この場合において、 がで、当該各項目 いて、当該各項目 いて、当該各項目 いて、当該各項目
照表の作成については、この条の定めるところによる。 開表の作成については、この条の定めるところによる。 第一項の貸借対照表は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。この場合において、第三号に掲げる部につければならない。この場合において、第三号に掲げる部につければならない。この場合において、当該各項目に細分することができる。 三 純資産 三 純資産 一 資産 一 資産 一 資産 一 対産 一 対産 一 対産 一 対産 一 対産 一 対産 一 対産 一 対産 一 対域をができる。 一 対産 一 対域をができる。 一 ができる。 一 ができる。 一 ができる。 一 ができる。 一 ができる。 一 ができる。 一 ができる。 一 ができる。 一 がりできる。 一 がしたができる。 一 がしたができる。 一 がしたができる。 一 がしたができる。 一 がしたができる。 一 がしたができる。 一 がしたができる。 一 がしたができる。 一 がならない。 の がは、 ができる。 一 がしたができる。 一 がしたができる。
3 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)

(貸借対照表等の監査等)

厚生労働省令で定めるところにより、監事の監査を受けなけ項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書は、第四十六条の二十五 監事設置清算法人においては、前条第一

ればならない。

2 清算人会設置法人においては、前条第一項の貸借対照表及の承認を受けなければならない。

(清算法人の監査報告)

ついては、この条の定めるところによる。 第五条の九 法第四十六条の二十五第一項の規定による監査に

掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない事務報告並びにこれらの附属明細書を受領したときは、次に2 清算法人の監事は、各清算事務年度に係る貸借対照表及び

監事の監査の方法及びその内容

に表示しているかどうかについての意見 当該清算法人の財産の状況を全ての重要な点において適正 当該清算事務年度に係る貸借対照表及びその附属明細書が

かどうかについての意見令又は定款に従い当該清算法人の状況を正しく示している令又は定款に従い当該清算法人の状況を正しく示している。

びその理由 五 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及 は定款に違反する重大な事実があつたときは、その事実

監査報告を作成した日

5 特定監事は、第五条の七第一項の貸借対照表及び前条第一項の事務報告の全部を受領した日から四週間を経過した日(項の事務報告の全部を受領した日から四週間を経過した日(東の事務報告の全部を受領した日から四週間を経過した日(東の事務報告の全部を受領した日から四週間を経過した日(東の事務報告の全部を受領した日から四週間を経過した日(東の事務報告の全部を受領した日から四週間を経過した日(東の事務報告の全部を通知しなければない事が表現の事務報告の本語を通知しなければない。

当該通知を受ける清算人として定められた清算人 この項の規定による通知を受ける清算人を定めた場合

書の作成に関する職務を行つた清算人対照表及び前条第一項の事務報告並びにこれらの附属明細対照表及び前条第一項の事務報告並びにこれらの附属明細二 前号に掲げる場合以外の場合 第五条の七第一項の貸借

を受けたものとする。
を受けたものとする。
第五条の七第一項の貸借対照表及び前条第一項の事務報告

一項の貸借対照表及び前条第一項の事務報告並びにこれらの知をしない場合には、当該通知をすべき日に、第五条の七第通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通い項の規定にかかわらず、特定監事が第三項の規定により

評議員会に提出し、又は提供しなければならない。	(貸借対照表等の偏置き及び閲覧等) に規定する各清算事務年度に係る貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書(前条第一項の規定の適用がある場合にあつては、監査報告を含む。以下この条において「貸借対照表等」という。)を、定時評議員会の日の一週間前の日(総四十五条の九第十項において準用する一般対団法人に関する法律第百九十四条第一項の規定の適用がある場地における清算結了の登記の時までの間、その主たる事務所がには、当時の書面の提案があった日)からその主たる事務所の所在「貸借対照表等が書面をもつて作成されているときは、当に備え置かなければならない。」 「資借対照表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当時の書面の歴本又は抄本の交付の請求 「資借対照表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当時の書面の歴本又は抄本の交付の請求 「資借対照表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当時の書面の歴本又は抄本の交付の請求 「資借対照表等が電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて清算法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求 「資告人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求 「資告、日本、日本、日本、日本、日本、日本、日本、日本、日本、日本、日本、日本、日本、	
	(電磁的記録に記録された事項を表示する方法) 第二条の三 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める 第二条の三 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める 方法は、次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める 方法は、次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める 方法は、次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める 方法は、次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める 方法は、次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める 「法第三十四条の二第二項第二号 」 法第三十四条の二十五条二項第二号 」 法第四十五条の二十五第二項第二号	附属明細書については、監事の監査を受けたものとみなす。

人は、その債務の不履行によつて生じた責任を免れることが務の弁済をすることができない。この場合において、清算法第四十六条の三十一 清算法人は、前条第一項の期間内は、債債務の弁済の制限)	(債権者に対する公告等) (債権者に対する公告等) (債権者に対する公告等) (債権者に対し、一定の期間内にその債権を申し出るべき旨を信報に公告し、かつ、判明している債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、当該期間は、二月を下ることができない。 (債権者に対する公告には、当該債権者が当該期間内に申出をしないときは清算から除斥される旨を付記しなければならない。	第四目 債務の弁済等	く。)の規定は、清算法人については、適用しない。 項及び第四十五条の三十二から第四十五条の三十四までを除 第四十六条の二十九 第四節第三款 (第四十五条の二十七第四 (適用除外)	きる。 (貸借対照表等の提出命令) きる。	一 監事設置清算法人(清算人会設置法人を除く。) 第四十六条の二十五第一項の監査を受けた貸借対照表及び事務報告 二 清算人会設置法人 第四十六条の二十五第二項の承認を受けた貸借対照表及び事務報告 三 前二号に掲げるもの以外の清算法人 第四十六条の二十三 前二号に掲げるもの以外の清算法人 第四十六条の二十三 前二号に掲げるもの以外の清算法人 第四十六条の二十三 前二号に掲げるもの以外の清算法人 第四十六条の二十三 前二号に掲げるもの以外の清算法人 第四十六条の二十三 前二号により提出され、又は提供された 質算人は、第一項の規定により提出され、又は提供された 事務報告の内容を定時評議員会に報告しなければならない。

により当該社会福祉法人が消滅する場合に限る。) 及び破産第四十七条 解散した社会福祉法人の残余財産は、合併(合併	第五目 残余財産の帰属	(清算からの除斥) 2 前項の規定により清算から除斥された債権者は、引渡しがされていない残余財産に対してのみ、弁済を請求することがされていない残余財産に対してのみ、弁済を請求することがされていない残余財産に対してのみ、弁済を請求することができる。	(債務の弁済前における残余財産の引渡しの制限) (債務の弁済前における残余財産の引渡しをすることができないした後でなければ、その財産の引渡しをすることができない。 ただし、その存否又は額について争いのある債権に係る債 アルス条の三十三 清算法人は、当該清算法人の債務を弁済 第四十六条の三十三 清算法人は、当該清算法人の債務を弁済	(条件付債権等に係る債務の弁済) (条件付債権等に係る債務の弁済) (条件付債権等に係る債務の弁済) (条件付債権等に係る債務の弁済) (条件付債権等に係る債務を介済しなければならない。 同項の債権に係る債務を介済しなければならない。 同項の債権に係る債務を介済しなければならない。 同項の債権に係る債務を介済しなければならない。 (条件付債権等に係る債務を介済しなければならない。 (条件付債権等に係る債務を介済しなければならない。 (条件付債権等に係る債務を介済しなければならない。 (条件付債権等に係る債務を介済しなければならない。	できない。 2 前項の規定にかかわらず、清算法人は、前条第一項の期間 2 前項の規定にかかわらず、清算法人は、前条第一項の期間 できない。

「日本の内では、本地では、本地では、本地では、本地では、大地では、大地では、大地では、大地では、大地では、大地では、大地では、大	(帳簿資料の保存) 「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	行任 つ を を 報 な 八 な 省 質 等	第六目 情算事務の終了等 3 前項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。 その帰属すべき者に帰属する。 での帰属すべき者に帰属する。 での帰属すべき者に帰属する。
		(決算報告) (決算報告) (決算報告) (決算報告) (決算報告) (決算報告は、次に掲げる事項を内容とするものでなければな決算報告は、次に掲げる事項を内容とするものでなければな決算報告は、次に掲げる事項を内容とするものでなければな決算報告は、次に掲げる事項を内容とするものでなければないのでは、適切な項目に細分することができる。 「債権の取立て、資産の処分その他の行為によつて得た収入の額 」 債務の弁済、清算に係る費用の支払その他の行為による費用の額 当該税額を控除した後の財産の額) 当該税額を控除した後の財産の額) 当該税額を控除した後の財産の初) 当該税額を控除した後の財産の初) 当該税額を控除した後の財産の初) 当該税額を控除した後の財産の初) 当該税額を控除した後の財産の初) 「一人の利益を対象がある場合には、その税額及び当該税額を控除した後の財産の初) 「一人の利益を対象がある場合には、その税額及び当該税額を控除した後の財産の初) 「一人の利益といる。」 「一	

(準用規定) おいて、必要な技術的読替えは、政令で定める。 おいて、必要な技術的読替えば、政令で定める。 おいて、必要な技術的読替えば、政令で定める。 おいて、必要な技術的読替えば、政令で定める。	【参考】準用条文(読替え後) 【参考】準用条文(読替え後)	(検査役」と読み替えるものとする。 (検査役の選任) (検査役の選任)と読み替えるものとする。	所轄庁に届け出なければならない。 第四十七条の五 清算が結了したときは、清算人は、その旨を(清算結了の届出)	2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。 4 前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所は、社会福祉法人の業務を監督する官庁に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。 6 真を述べることができる。
(社会福祉法人の解散及び清算に関する読替え) (社会福祉法人の解散及び清算に関する読替え) (社会福祉法人の解散及び清算に関する読替え) (社会福祉法人の解散及び清算に関する読替え) (社会福祉法人の解散及び清算に関する読替え) (社会福祉法人の解散及び清算に関する読替え) (社会福祉法人の解散及び清算に関する読替え)				

【参考】準用条文(読替え後)

社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第四十六条

- 〇一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
- 2 【準用対象外】 地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。 地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。 かる事件を除く。)は、社会福祉法人の主たる事務所の所在第二百八十七条 この法律の規定による非訟事件(次項に規定

東月一大学を

(疎明)

(陳述の聴取) 合には、その原因となる事実を疎明しなければならない。 常二百八十八条 この法律の規定による許可の申立てをする場

二 清算人、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二 清算人、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五条第二項の規定により選任された一時評議員の職務を行うべき者、同法第四十六条の七第三項において準用する第古七十五条第二項の規定により選任された一時評議員の職務を行うべき者、同法第四十六条の七第三項において準用する第方べき者、同法第四十六条の七第三項において準用する第方べき者である場合において、他に当該社会福祉法人を代表する者が存しないときは、監事)及び報酬を受ける者が存しないときは、監事)及び報酬を受ける者が存しないときは、監事)及び報酬を受ける者する者が存しないときは、監事)及び報酬を受ける者する者が存しないときは、監事)及び報酬を受ける者する者が存しないときは、監事)及び報酬を受ける者する者が存しないときは、監事)及び報酬を受ける者する者が存しないときば、監事)及び報酬を受ける者の決定により、

三【準用対象外】

清算人の解任についての裁判の当該清算人

五·六 【準用対象外】

(理由の付記)

判については、この限りでない。には、理由を付さなければならない。ただし、次に掲げる裁第二百九十条(この法律の規定による非訟事件についての裁判

前条第二号に掲げる裁判

(即時抗告) ニー 第二百九十三条各号に掲げる裁判

条の三第二項」と読み替えるものとする。 号に規定する一時理事、監事、代表理事若しくは評議員の職 役」と、同法第二百九十三条第一号中「第二百八十九条第1 又は第二百六十二条第二項の管理人」とあるのは「又は検査 第四十六条の七第三項において準用する第百七十五条第二項 第二百八十九条第二号」と、「若しくは代表清算人」とある 務を行うべき者、清算人」とあるのは「清算人」と、 用する第七十九条第二項の規定」とあるのは「の規定」と、 項の規定により選任された一時代表清算人」と、 法第四十六条の十一第七項において準用する第七十九条第1 の規定により選任された一時評議員の職務を行うべき者、同 十五条第一項」とあるのは「同法第四十六条の三十二第一項 の七第三項」と、 とあるのは「社会福祉法第四十七条の七において準用する 「代表清算人」とあるのは「監事の職務を行うべき者、同法 「、監事、評議員若しくは代表清算人」と、 「第二百四十一条第二項」とあるのは「同法第四十七 「若しくは第二百十四条第七項において準 一、検査役 |第二百| 「同号

第二目 吸収合併	は、合併契約を締結しなければならない。とができる。この場合においては、合併をする社会福祉法人第四十八条 社会福祉法人は、他の社会福祉法人と合併するこ	第一目 通則	第三款 合併	(定定める者に限り、即時抗告をすることができる。 一 【準用対象外】 二 第二百八十九条各号に掲げる裁判 申立人及び当該各号に定める者(同条第二号及び第三号に掲げる裁判にあっては、当該各号に定める者(同条第二号及び第三号に掲げる裁判にあっては、当該各号に定める者(同条第二号人、社会福祉法第四十七条の上において準用する第二百八十九条第二号から第四号までに掲げる裁判に対するものについては、この限りでない。 (不服申立ての制限) 第二百九十三条 ができない。 (不服申立ての制限) 第二百九十三条 次に掲げる裁判に対しては、不服を申し立てることができない。 「準用する第二百八十九条第二号に規定する一時清算人、性差事、評議員若しくは代表清算人の職務を行うべき者、検査役、同法第四十七条の三第二項の帳簿資料の保存をする者の選任又は選定の裁判 二・三 【準用対象外】 四 この法律の規定による許ご事件については、非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)第四十条及び第五十七条第二項第二号の規定による非訟事件については、非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)第四十条及び第五十七条第二項第二号の規定による非訟事件については、非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)第四十条及の規定の裁判を除く。) (最高裁判所規則) 第二百九十五条 この法律の規定による非訟事件の可能、適用しない。 「建知対象外】 四 この法律の規定による非訟事件については、適用しない。 第二百九十五条 この法律の規定による非訟事件については、適用しない。 第二百九十五条 この法律の規定による非訟事件については、適用しない。 第二百九十五条 この法律の規定による非訟事件については、適用しない。 第二百九十五条 この法律の規定は、適用しない。 第二百九十五条 この法律の規定は、適用しない。 第二百九十五条 この法律の規定は、適用しない。 第二百九十五条 この法律の規定は、適用しない。 第二百九十五条 この法律の規定は、適用しない。 第二百九十五条 この法律の規定は、適用しない。 第二百九十五条 この法律の規定は、適用しない。

(吸収合併契約)

第四十九条 社会福祉法人が吸収合併(社会福祉法人が他の社 滅する社会福祉法人(以下この目において「吸収合併消滅社 収合併存続社会福祉法人」という。)及び吸収合併により消 吸収合併後存続する社会福祉法人(以下この目において「吸 で定める事項を定めなければならない 会福祉法人」という。 において同じ。)をする場合には、吸収合併契約において 継させるものをいう。以下この目及び第百三十三条第十一号 祉法人の権利義務の全部を合併後存続する社会福祉法人に承 会福祉法人とする合併であつて、合併により消滅する社会福)の名称及び住所その他厚生労働省令

(吸収合併の効力の発生等)

第五十条 法人の主たる事務所の所在地において合併の登記をすること 社会福祉法人の吸収合併は、 その効力を生ずる。 吸収合併存続社会福祉

- 滅社会福祉法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の 処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。 収合併消滅社会福祉法人の一切の権利義務(当該吸収合併消 吸収合併存続社会福祉法人は、吸収合併の登記の日に、 吸
- 吸収合併は 所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生
- 第三十二条の規定は、前項の認可について準用する。

【参考】準用条文(読替え後

〇社会福祉法 (認可)

第三十二条 所轄庁は、第五十条第三項の規定による認可の申 請があつたときは、当該申請に係る社会福祉法人の資産が第 ならない。 審査した上で、当該第五十条第三項の認可を決定しなければ び設立の手続が、法令の規定に違反していないかどうか等を 二十五条の要件に該当しているかどうか、その定款の内容及

(吸収合併契約)

第五条の十一 事項は、次のとおりとする。 法第四十九条に規定する厚生労働省令で定める

吸収合併がその効力を生ずる日

収合併消滅社会福祉法人をいう。以下同じ。 吸収合併消滅社会福祉法人(法第四十九条に規定する吸)の職員の処

(合併認可申請手続)

第六条 ばならない。 た申請書に次に掲げる書類を添付して所轄庁に提出しなけれ 条の五に規定する新設合併をいう。以下同じ。 る吸収合併をいう。 の六第二項の規定により、吸収合併(法第四十九条に規定す けようとするときは、吸収合併又は新設合併の理由を記載し 社会福祉法人は、法第五十条第三項又は法第五十四条 以下同じ。 又は新設合併(法第五十四 の認可を受

- る書類 四条の八の手続又は定款に定める手続を経たことを証明す 法第五十二条及び法第五十四条の二第一項又は法第五十
- 新設合併設立社会福祉法人をいう。以下同じ。)の定款 併設立社会福祉法人(法第五十四条の五第二号に規定する 収合併存続社会福祉法人をいう。以下同じ。)又は新設合 吸収合併存続社会福祉法人(法第四十九条に規定する吸
- の書類 新設合併消滅社会福祉法人をいう。 併消滅社会福祉法人(法第五十四条の五第一号に規定する 収合併消滅社会福祉法人をいう。以下同じ。)又は新設合 吸収合併消滅社会福祉法人(法第四十九条に規定する吸 以下同じ。) に係る次
- 財産目録及び貸借対照表
- 負債があるときは、その負債を証明する書類
- 人に係る次の書類 吸収合併存続社会福祉法人又は新設合併設立社会福祉法
- 財産目録
- 事業計画書及びこれに伴う収支予算書 合併の日の属する会計年度及び次の会計年度における

(吸収合併消滅社会福祉法人の事前開示事項)	(吸収合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等)
2 第二条第三項及び第五項の規定は、前項の場合に準用する関係を説明する事項を記載した書類 ときは、当該他の名役員の氏名及び当該他の名役員との	
금	
、土山	
書こ規定する馴合が三分の一を昭えない場合こ根る。)について、第二条の十一第六号に規定する者(同号括弧	
ト 監事となるべき者のうちに、他の各役員となるべき者明する事項を言載した書類	
引して記されている。当該他の各理事の氏名及び当該他の各理事との関係を説当該他の各理事の氏名及び当該他の各理事との関係を説	
合が三分の一を超えない場合に限る。)がいるときは	
七号に規定する者については、これらの号に規定する割 について 第二条の十名号に規定する者(第六号又は第	
なるべき者のうちに、他の各理	
を記載した書類	
役員の氏名及び当該他の各役員との関係を説明する事項を表するといっています。	
女と召えない場合に艮ら。) だいらこぎは、当夜也り至又は同条第七号に規定する者(同号括弧書に規定する半	
5	
の各評議員との関係	
合に限る。)がいるときは、当該他の各評議員の氏名及れているという。	
)、同条第七号に規定する者(同号括弧書に規定する半	
弧書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。	
き者について、第二条の七第六号に規定する者(同号括二・計議員となるべき者のうちに「他の名評議員となるべ	
き	
引き続き評議員となるべき者又は引き続き役員となるべて京任「東記書」、『明年任何本統本会権和治力によいてに	
が北壬承若書(及又合併字売土が冨止去しこつ)では、	

第五十一条 吸収合併消滅社会福祉法人は、次条の評議員会の第五十一条 吸収合併消滅社会福祉法人は、次条の評議員会の第五十一条 吸収合併消滅社会福祉法人は、次条の評議員会の第五十一条 吸収合併消滅社会福祉法人は、次条の評議員会の第五十一条 吸収合併消滅社会福祉法人は、次条の評議員会の第五十一条 吸収合併消滅社会福祉法人は、次条の評議員会の第五十一条 吸収合併消滅社会福祉法人は、次条の評議員会の

- 2 吸収合併消滅社会福祉法人の評議員及び債権者は、吸収合併消滅社会福祉法人に対して、その業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者が第、次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者が第、次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者が第、次収合併消滅社会福祉法人の評議員及び債権者は、吸収合
- 前項の書面の閲覧の請求
- 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- める方法により表示したものの閲覧の請求 前項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定
- ことの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求て吸収合併消滅社会福祉法人の定めたものにより提供する四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつ

「収合併存続社会福祉法人をいう。以下同じ。)の定款の定収合併存続社会福祉法人(法第四十九条に規定する吸「 吸収合併存続社会福祉法人(法第四十九条に規定する吸

吸収合併存続社会福祉法人についての次に掲げる事項

最終会計年度の末日(最終会計年度の末日後に生じた事象の内容に限る。)

号において同じ。)についての次に掲げる事項 吸収合併消滅社会福祉法人 (清算法人を除く。以下この

内容に限る。)

・ 吸収合併消滅社会福祉法人において最終会計年度の末日後に生じた事象の では、当該新たな最終会計年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終会計年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終会計年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終会計年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終会計年度の末日後に生じた事象の 内容に限る。)

(計算書類に関する事項)	(債権者の異議) (債権者の異議)
	采 口 !
十七 法第五十四条の十一第三項第三号十六 法第五十四条の七第二項第三号十二 法第五十四条の囚第三項第三号十五 法第五十四条の四第三項第三号	
十四 法第五十四条第二項第三号 十三 法第五十一条第二項第三号 十二 法第四十六条の二十六第二項第三号	
-	
九 法第四十五条の三十二第四項第二号 八 法第四十五条の三十二第三項第三号 七 法第四十五条の三十二第三項第三号	
に 法第四十五条の十九第三項第二号 大 法第四十五条の十九第三項第二号	
5	
를 及	
三に法第四十五条の九第十項におい二、法第三十四条の二第三項第二号	
一 法第三十四条の二第二項第三号 可を制度又に時値直に表示する大浴とする	
(現定する電磁的記録をいう。以下同じ。 方法は、次に掲げる規定の電磁的記録をいう。以下同じ。	
二时	
に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該五 法第五十二条の評議員会の日の二週間前の日後、近 はずる債務に限る) の履行の見込みに関する事項	
合併について異議を述べることができる債権者に対して負法人の債務(法第五十三条第一項第四号の規定により吸収	
V) 55	
いときは、吸収合併消滅社会福祉法人のロージをは、吸収合併消滅社会福祉法人において最	

い。
おこれに、第四号の期間は、二月を下ることができない。ただし、第四号の期間は、二月を下ることができない。からない。ただし、第四号の期間は、二月を下ることができない。があったときは、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ第五十三条 吸収合併消滅社会福祉法人は、第五十条第三項の第五十三条 吸収合併消滅社会福祉法人は、第五十条第三項の

- 吸収合併をする旨
- 一 吸収合併存続社会福祉法人の名称及び住所
- して厚生労働省令で定めるもの 書類をいう。以下この款において同じ。)に関する事項と書類をいう。以下この款において同じ。)に関する事項と 書類をいう。以下この款において同じ。)に関する事項と の計算書類(第四十五条の二十七第二項に規定する計算 吸収合併消滅社会福祉法人及び吸収合併存続社会福祉法
- 四 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨
- 2 債権者が前項第四号の期間内に異議を述べなかつたときは この対象を表す。
- 権者を害するおそれがないときは、この限りでない。 横権者が第一項第四号の期間内に異議を述べたときは、吸合併消滅社会福祉法人は、当該債権者に対し、弁済し、若い合併消滅社会福祉法人は、当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等(信託会社及び信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金田和十八年法律第四号の期間内に異議を述べたときは、吸口合併者が第一項第四号の期間内に異議を述べたときは、吸口合併者が発力である。

(吸収合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等)

- 第五十四条 吸収合併存続社会福祉法人は、次条第一項の評議第五十四条 吸収合併存続社会福祉法人は、次条第一項の評議の内容その他厚生労働省令で定める事項を記載し、又は契約の内容その他厚生労働省令で定める事項を記載し、又は契約の内容その他厚生労働省令で定める事項を記載し、又は対の大きの世界生労働省ので定める事項を記載し、又は対の大きの世界生労働省会で定める事項を記載し、又は対の大きのでは、同項の提案があつた目)からでは、同項の登記の日後六月を経過する日までの間、吸収合併存続社会福祉法人は、次条第一項の評議第五十四条 吸収合併存続社会福祉法人は、次条第一項の評議
- 前項の書面の閲覧の請求

る場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
をで定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規第六条の三、法第五十三条第一項第三号に規定する厚生労働省

- 信 | おいて同じ。) につき最終会計年度がない場合 その | 学において同じ。) につき最終会計年度がない場合 次 | 滅社会福祉法人及び吸収合併存続社会福祉法人をいう。次 | | 次
- 公告対象法人が清算法人である場合 その旨
- 借対照表の要旨の内容 最終会計年度に係る貸 前二号に掲げる場合以外の場合 最終会計年度に係る貸
- 円単位又は十億円単位をもつて表示するものとする。 2 前項第三号の貸借対照表の要旨に係る事項の金額は、百万
- 単位をもつて表示しなければならない。 一項第三号の貸借対照表の要旨に係る事項の金額は、適切な確に判断することができなくなるおそれがある場合には、第確に判断することができなくなるおそれがある場合には、第

(吸収合併存続社会福祉法人の事前開示事項)

| ある事項は、次のとおりとする。 | 第六条の四 | 法第五十四条第一項に規定する厚生労働省令で定

- ての次に掲げる事項の次に掲げる事項を関する。)についての次に掲げる事項を表している。
- 立の日における貸借対照表の内容)がない場合にあつては、吸収合併消滅社会福祉法人の成がない場合にあつては、吸収合併消滅社会福祉法人の成

- 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- める方法により表示したものの閲覧の請求 前項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定
- ことの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求て吸収合併存続社会福祉法人の定めたものにより提供する」前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつ

- 計年度の末日後に生じた事象の内容に限る。)が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終会が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終会計年度の場合にあつては、同項の提案があつた日。以下同じ。
- 三 吸収合併存続社会福祉法人についての次に掲げる事項四十六条の二十二第一項の規定により作成した貸借対照表二 吸収合併消滅社会福祉法人(清算法人に限る。)が法第
- 日 (最終会計年度がない場合にあつては、吸収合併存続社会福祉法人において最終会計年度の末日後に生な債務の負担その他の法人財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容(法第五十四条の二名事象が生じたときは、その内容(法第五十四条の二名事象が生じたときは、その内容(法第五十四条の二人の日までの間に新たな最終会計年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終会計年度の末日後に生じた事象の内容に限る。)
- ロ 吸収合併存続社会福祉法人の成立の日におけ いときは、吸収合併存続社会福祉法人の成立の日におけ る貸借対照表
- 変更が生じたときは、変更後の当該事項後吸収合併の登記の日までの間に、前各号に掲げる事項に、法第五十四条の二第一項の評議員会の日の二週間前の日

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

- 法第三十四条の二第二項第三号
- | 法第三十四条の二第三項第二号
- 五 法第四十五条の十五第二項第二号 四 法第四十五条の十一第四項第二号 号)第百九十四条第三項第二号 四 法第四十五条の十一第四項第二号

法第四十五条の十九第三項第二号

(債権者の異議) 「債権者の異議) 「関収合併をする旨 「吸収合併をする旨 「吸収合併をする旨 「吸収合併をする旨 「吸収合併をする旨 「の収の会併をする旨 「の収の会併をする旨 「の収の会併をする旨 「の収の会併をする旨 「の収の会併をする旨 「の収の会併をする旨 「の収の会併をする旨 「の収の会併をする旨 「の収の会併をする旨 「の収の会所をする旨 「の収の会所をする旨 「の収の会所をする旨	(吸収合併契約の承認) (吸収合併契約の承認) (吸収合併契約の承認) (吸収合併契約の承認として厚生労働省令で定める額が吸収合併消滅社会福祉法人の資務の額として厚生労働省令で定める額を超える場合には、理事は、前項の評議員会において、その旨を説明しなければならない。	
(計算書類に関する事項) 「計算書類に関する事項) 「大学の大」は第五十四条 「大学の大」は第五十四条 「大学の大」は第五十四条 「大学の大」は第五十四条 「大学の大」は第五十四条 「大学の大」は第五十四条 「大学の大」は第五十四条	(資産の額等) (資産の額等) (資産の額等) (資産の額等) (資産の額等) (資産の額等) (資産の額等) (資産の額等) (資産の部に計上すべき額を減じて得た額とする場表の作成があつたものとする場表の作成があつたものとする場表の作成があつたものとする場表の作成があつたものとする場表の作成があつたものとする場表の作成があつたものとする場表の作成があつたものとする場の資産の部に計上すべき額の資産の部に計している。	七 法第四十五条の二十二第三項八 法第四十五条の二十二第三項八 法第四十五条の三十二第三項十二 法第四十六条の二十二第三項十二 法第四十六条の二十二第三項十二 法第四十六条の二十二第三項第三号十四 法第五十四条第二項第三号十四 法第五十四条第二項第三号十四 法第五十四条第二項第三号十四 法第四十五条の二十二第四項第三項第二項 法第四十五条の二十五第二項第三項 法第四十五条の二十五第二項 法第四十五条の二十五第二項 法第四十五条の二十五第二月 法第四十五条の二十五第二月 法第四十五条の二十五第二月 法第四十五条の二十五第二月 十七 法第五十四条の十一第三項 八 法第四十五条の二十五第二月 十七 法第五十四条の十一第三項 八 法第四十五条の二十五第二月 十七 法第四十五条の二十五第二月 十七 法第五十四条の十一第三項 八 法第四十五条 八 法第四十二条 八 二 十二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二
。次号において同じ。)につき最終会計年度がない場合 併存続社会福祉法人及び吸収合併消滅社会福祉法人をいう 掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 一 公告対象法人(法第五十四条の三第一項第三号の吸収合 場で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項 が表の、法第五十四条の三第一項第三号に規定する厚生労 大条の六 法第五十四条の三第一項第三号に規定する厚生労 大条の六 法第五十四条の三第一項第三号に規定する厚生労	(資産の額等) 「関東学働省令で定める額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額とする。 「関生労働省令で定める額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額とする場合における当該貸借対照表表の作成があつたものとする場合における当該貸借対照表表の作成があつたものとする場合における当該貸借対照表表の作成があつたものとする場合における当該貸借対照表の資産の部に計上すべき額の資産の部に計上すべき額の資産の部に計上すべき額の資産の部に計上すべき額の資産の部に計上すべき額の資産の部に計上すべき額の資産の部に計上すべき額の資産の部に計上すべき額の資産の部に計上すべき額の資産の部に計上すべき額の資産の部に計上すべき額の資産の部に計上すべき額の資産の部に計上すべき額。	法第四十五条の二十二第三項第三号法第四十五条の三十二第三項第三号法第四十五条の三十二第三項第三号法第四十五条の三十二第三項第三号法第四十六条の二十二第三項第三号法第五十四条第二項第三号法第五十四条第二項第三号法第五十四条の四第三項第三号法第五十四条の二十二第三項第三号法第五十四条の二十二第三項第三号法第五十四条の二十二第三項第三号法第五十四条の十一第三項第三号

- の人の計算書類に関する事項として厚生労働省合で定めるもの人の計算書類に関する事項として厚生労働省合で定めるも、 吸収合併存続社会福祉法人及び吸収合併消滅社会福祉法
- 四 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨
- 2 債権者が前項第四号の期間内に異議を述べなかつたときはなす。
- 書するおそれがないときは、この限りでない。
 書するおそれがないときは、当該吸収合併をしても当該債権者をしては相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさいばならない。ただし、当該債権者に対し、弁済し、若収合併存続社会福祉法人は、当該債権者に対し、弁済し、若収合併存続社会福祉法人は、当該債権者に対し、弁済し、若収合併存続社会福祉法人は、当該債権者に対し、弁済し、若収合併存続社会福祉法人は、当該債権者に対し、弁済し、若収合併存続社会

(吸収合併に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第五十四条の四 吸収合併存続社会福祉法人は、吸収合併の登記の日後遅滞なく、吸収合併により吸収合併存続社会福祉法人の権利義務その他の吸収合併に関する事項として厚生労働省合で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければな載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければなが、吸収合併により吸収合併存続社会福祉法人は、吸収合併の登らない。

- 2 吸収合併存続社会福祉法人は、吸収合併の登記の日から六 2 吸収合併存続社会福祉法人は、吸収合併の登記の日から六
- 社会福祉法人の定めた費用を支払わなければならない。二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続、次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者が第一、で掲げる請求をすることができる。ただし、債権者が第一の収合併存続社会福祉法人の評議員及び債権者は、吸収合
- 第一項の書面の閲覧の請求
- 第一項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- 定める方法により表示したものの閲覧の請求 第一項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で
- ることの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求つて吸収合併存続社会福祉法人の定めたものにより提供す 第一項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であ

その旨

- 公告対象法人が清算法人である場合 その旨
- 情対照表の要旨の内容 前二号に掲げる場合以外の場合 最終会計年度に係る貸
- 対照表の要旨について準用する。
 対照表の要旨について準用する。

(吸収合併存続社会福祉法人の事後開示事項)

で定める事項は、次のとおりとする。第六条の七法第五十四条の四第一項に規定する厚生労働省令

- 吸収合併の登記の日
- による手続の経過 吸収合併消滅社会福祉法人における法第五十三条の規定
- 規定による手続の経過 吸収合併存続社会福祉法人における法第五十四条の三の
- 法人が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がさ五 法第五十一条第一項の規定により吸収合併消滅社会福祉 滅社会福祉法人から承継した重要な権利義務に関する事項 吸収合併により吸収合併存続社会福祉法人が吸収合併消
- 項 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事

れた事項(吸収合併契約の内容を除く。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

- 一 法第三十四条の二第二項第三号 項を紙面又は映像面に表示する方法とする。 項を紙面又は映像面に表示する方法とする。 に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)に記録された事 に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)に記録された事 に規定する電磁的記録をいる。 第二条の三 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める
- 号)第百九十四条第三項第二号及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八三 法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人二 法第三十四条の二第三項第二号

ばならない。 た申請書に次に掲げる書類を添付して所轄庁に提出しなけれ

- 四条の八の手続又は定款に定める手続を経たことを証明す る書類 法第五十二条及び法第五十四条の二第一項又は法第五十
- 新設合併設立社会福祉法人をいう。以下同じ。 吸収合併消滅社会福祉法人(法第四十九条に規定する吸)の定款

併設立社会福祉法人(法第五十四条の五第二号に規定する

収合併存続社会福祉法人をいう。以下同じ。)又は新設合

吸収合併存続社会福祉法人(法第四十九条に規定する吸

- 新設合併消滅社会福祉法人をいう。以下同じ。)に係る次 併消滅社会福祉法人(法第五十四条の五第一号に規定する 収合併消滅社会福祉法人をいう。以下同じ。)又は新設合 の書類
- 財産目録及び貸借対照表
- 負債があるときは、その負債を証明する書類
- 人に係る次の書類 吸収合併存続社会福祉法人又は新設合併設立社会福祉法
- 事業計画書及びこれに伴う収支予算書 合併の日の属する会計年度及び次の会計年度における
- 引き続き評議員となるべき者又は引き続き役員となるべ き者の就任承諾書を除く。) び就任承諾書(吸収合併存続社会福祉法人については、 評議員となるべき者及び役員となるべき者の履歴書及
- 弧書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。 き者について、第二条の七第六号に規定する者(同号括 び当該他の各評議員との関係を説明する事項を記載した 合に限る。)がいるときは、当該他の各評議員の氏名及 数を超えない場合に限る。) 又は同条第八号に規定する 評議員となるべき者のうちに、他の各評議員となるべ (同号括弧書に規定する割合が三分の一を超えない場 同条第七号に規定する者(同号括弧書に規定する半
- 数を超えない場合に限る。)がいるときは、当該他の各 役員の氏名及び当該他の各役員との関係を説明する事項 又は同条第七号に規定する者(同号括弧書に規定する半 書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。 評議員となるべき者のうちに、他の各役員となるべき 第二条の八第六号に規定する者(同号括弧

第五十四条の七 設合併設立社会福祉法人の成立の日までの間、新設合併契約 条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日)から新 する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百九十四 会の日の二週間前の日 した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなけ (新設合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等) 、内容その他厚生労働省令で定める事項を記載し、 新設合併消滅社会福祉法人は、次条の評議員 (第四十五条の九第十項において準用 又は記録

ればならない。

社会福祉法人の定めた費用を支払わなければならない 前項の書面の閲覧の請求

併消滅社会福祉法人に対して、その業務時間内は、

いつでも

新設合併消滅社会福祉法人の評議員及び債権者は、新設合

一号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併消滅

次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者が第

- 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- める方法により表示したものの閲覧の請求 前項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定
- て新設合併消滅社会福祉法人の定めたものにより提供する 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつ

を記載した書類

- 明する事項を記載した書類 当該他の各理事の氏名及び当該他の各理事との関係を説 合が三分の一を超えない場合に限る。)がいるときは、 七号に規定する者については、これらの号に規定する割 について、第二条の十各号に規定する者(第六号又は第 理事となるべき者のうちに、他の各理事となるべき者
- 関係を説明する事項を記載した書類 ときは、当該他の各役員の氏名及び当該他の各役員との 定する者(同号括弧書に規定する半数を超えない場合に 定する割合が三分の一を超えない場合に限る。 が三分の一を超えない場合に限る。 書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。 監事となるべき者のうちに、他の各役員となるべき者 同条第七号に規定する者(同号括弧書に規定する割合)又は同条第九号に規定する者(同号括弧書に規 第二条の十一第六号に規定する者(同号括弧 同条第八号に規 がいる
- 2 第二条第三項及び第五項の規定は、前項の場合に準用する

(新設合併消滅社会福祉法人の事前開示事項)

第六条の九 法第五十四条の七第一項に規定する厚生労働省令 て定める事項は、次のとおりとする。

- この号において同じ。)についての次に掲げる事項 他の新設合併消滅社会福祉法人(清算法人を除く。 がない場合にあつては、他の新設合併消滅社会福祉法人 の成立の日における貸借対照表の内容) 最終会計年度に係る監査報告等の内容(最終会計年度 以 下
- が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終会 社会福祉法人の成立の日までの間に新たな最終会計年度 の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団 四条の八の評議員会の日の二週間前の日(法第四十五条 影響を与える事象が生じたときは、その内容(法第五十 法人に関する法律第百九十四条第一項の場合にあつては 合併消滅社会福祉法人の成立の日)後に重要な財産の処 計年度の末日後に生じた事象の内容に限る。 (末日 (最終会計年度がない場合にあつては、他の新設 他の新設合併消滅社会福祉法人において最終会計年度 同項の提案があつた日。以下同じ。) 重大な債務の負担その他の法人財産の状況に重要な 後新設合併消滅

- 照表法第四十六条の二十二第一項の規定により作成した貸借対法第四十六条の二十二第一項の規定により作成した貸借対二 他の新設合併消滅社会福祉法人(清算法人に限る。)が
- 「当該新設合併消滅社会福祉法人(清算法人を除く。以下この号において同じ。)についての次に掲げる事項この号において同じ。)についての次に掲げる事項合併消滅社会福祉法人の成立の日)後に重要な財産の処合併消滅社会福祉法人の成立の日)後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の法人財産の状況に重要な分、重大な債務の負担その他の法人財産の状況に重要な分、重大な債務の負担その他の法人財産の状況に重要な分、重大な債務の負担その他の法人財産の状況に重要な対益の人の対策員会の日の二週間前の日後新設合併設立社会福祉法人の成立の日までの間に新たな最終会計年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終会が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終会が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終会が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終会が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終会が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終会
- 日 新設合併設立社会福祉法人の債務(他の新設合併消滅社会福祉 会併設立社会福祉法人の債務(他の新設合併消滅社会福祉 法人から承継する債務を除き、法第五十四条の九第一項第 四号の規定により新設合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。)の履行の見込みに関する事項
- 項 各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事 各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事 法第五十四条の八の評議員会の日の二週間前の日後、前

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

- 法第三十四条の二第三項第二号法第三十四条の二第二項第三号
- 号)第百九十四条第三項第二号及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八人法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人

	i
(計算書類に関する事項)	(債権者の異議) (債権者の異認) (債権者の異議) (債権者の異議) (債権者の異議) (債権者の異議) (債権者の異議) (債権者の異議) (債権者の異認) (債権者の異議) (債権者の異認) (債権者の異議) (債権者の異認) (付益) (付益) (付益) (付益) (付益) (付益) (付益) (付益
	議によつて、新設合併契約の承認を受けなければならない。 第五十四条の八 新設合併消滅社会福祉法人は、評議員会の決 (新設合併契約の承認)
七 法第四十五条の二十五第二号 九 法第四十五条の三十二第三項第三号 十 法第四十五条の三十二第三項第三号 十二 法第四十五条の三十二第三項第三号 十二 法第四十五条の三十二第四項第二号 十四 法第五十四条の四第三項第三号 十四 法第五十四条の二十二第二項第三号 十四 法第五十四条の二十二第四項第二号 十二 法第五十四条の二十二第四項第二号	

第六条の十一 (新設合併設立社会福祉法人の事後開示事項) 法第五十四条の十一第一項に規定する厚生労働

新設合併設立社会福祉法人の成立の日

省令で定める事項は、次のとおりとする。

法第五十四条の九の規定による手続の経過

兀 滅社会福祉法人から承継した重要な権利義務に関する事項 新設合併により新設合併設立社会福祉法人が新設合併消 前三号に掲げるもののほか、新設合併に関する重要な事

第六条の十二 新設合併消滅社会福祉法人が備え置いた書面又は電磁的記録 省令で定める事項は、法第五十四条の七第一項の規定により に記載又は記録がされた事項(新設合併契約の内容を除く。 とする。 法第五十四条の十一第二項に規定する厚生労働

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第二条の三 一 法第三十四条の二第二項第三号項を紙面又は映像面に表示する方法とする。 に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)に記録された事 方法は、次に掲げる規定の電磁的記録(法第三十一条第二項 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める

法第三十四条の二第二項第三号

法第三十四条の二第三項第二号

号)第百九十四条第三項第二号及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八 法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人

法第四十五条の十一第四項第二号

法第四十五条の十九第三項第二号 法第四十五条の十五第二項第二号

法第四十五条の二十五第二号

法第四十五条の三十二第三項第三号

法第四十五条の三十二第四項第二号

法第四十五条の三十四第三項第二号 法第四十六条の二十第二項第二号

第五十五条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百六十四条第一項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)、第二百六十九条(第二号及び第三号に係る部分に限る。)、第二百七十条、第二百七十五条まで並びに第二百七十七条の規定は、社会福祉法人の合併の無効の訴えについて準用する。この場合において、同法第二百六十四条第一項及び第三号中「社員等であった者」とあるのは「評議員等、」と、同項第三号中「社員等で、社会福祉法人の合併の無効の訴えについて準用する。この場合において、同法第二百六十四条第二項第二号中「社員等で、社会福祉法人の合併の無効の訴えと、同政第三号中「社員等」とあるのは「評議員等」と、同項第三号中「社員等」とあるのは「評議員等」と、同項第三号中「社員等」とあるのは「評議員等」と、同政第二号中「社員」とあるのは「評議員等」と、同政第二号中「社員等」とあるのは「評議員等」と、同政第二号中「社員等」とあるのは「解議員等」と、同政第二号中「社員等」とあるのは「解議員等」と、同項第三号中「社員等」とあるのは「解議員等」と、同方、企業の任意、第二日七十一条第一項中「社員」とあるのは「解議員等」と、同政第二号中「社員等」と、市項第二号に掲げる行為の無効の訴えは、当該各号に定める者に限り、提起することができる。 「	第四目 合併の無効の訴え	
(社会福祉法人の合併の無効の訴えに関する読替え) 第十三条の十九 法第五十五条において社会福祉法人の合併の無効の訴えについて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百六十四条第二号及び第三号を準用する場合においては、同法第二百六十九条第二号の規定を準用する場合においては、同法第二百六十九条第二百六十九条第二百六十九条第二百六十九条第二百六十九条第二百六十九条第二百六十九条第二百六十九条第二百六十九条第二百六十九条第二百六十九条第二百六十九条第二百六十九条第二百六十九条第二百六十九条第二号中「新設合併設立社会福祉法人」と、同法第二百十十五条第一項第一号において同じ。)」と、同法第二百七十五条第一項第一号において同じ。)」と、同法第二百七十五条第一項第一号において同じ。)」と、同法第二百七十五条第一項第一号において同じ。)」と、同法第二百七十五条第一項第一号において同じ。)」と、同法第二百七十五条第一項第一号において同じ。)」と、同法第二百七十五条第一項第一号において同じ。)」と、同法第二百七十五条第一項第一号において同じ。)」と、同法第二百七十五条第一項第一号において同じ。)」と、同法第二百七十五条第一項第一号において同じ。)」と、同法第二日十五条第一項第一号において同じ。)」と、同項第二号中「新設合併設立法人」とあるのは「新設合併設立法人」とあるのは「新設合併設立法人」とあるのは「新設合併設立法人」とあるのは「新設合併設立法人」とあるのは「新設合併設立社会福祉法人」とあるのは「新設合併設立法人」とあるのは「新設合併設立法人」とあるのは「新設合併設立法人」とあるのは「新設合併設立法人」と、同項第二号中「新設合併設立法人」と、同項第二号中「新設合併設立法人」と、同項第二号中「新設合併設立社会福祉法人の合併を続き、第二号に対して、一号に対して、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、		
		十二 法第五十四条の十一第三項第三号 十二 法第五十四条の四第三項第三号 十二 法第五十四条の四第三項第三号 十二 法第五十四条の二十六第二項第三号

若しくは吸収合併について承認をしなかった債権者条第一項第一号において同じ。)の評議員等、破産管財人福祉法人をいう。第二百六十九条第二号及び第二百七十五法律第四十五号)第四十九条に規定する吸収合併存続社会は吸収合併存続社会福祉法人(社会福祉法(昭和二十六年)

ついて承認をしなかった債権者 一切ので承認をしなかった債権者 一切のによいで同じ。)の評議員等、破産管財人若しくは新設合併にいて同じ。)の評議員等、破産管財人若しくは新設合併におこ百六十九条第三号及び第二百七十五条第一項第二号において新設合併設立社会福祉法人(社会福祉法第五十四条の又は新設合併をする社会福祉法人の評議員等であった者おいて承認をしなかった債権者 当該行為の効力が生じた日に 前項第三号に掲げる行為 当該行為の効力が生じた日に

(被告)

ては、当該各号に定める者を被告とする。「社会福祉法人の合併の無効の訴え」と総称する。)につい第二百六十九条(次の各号に掲げる訴え(以下この節において

【準用対象外】

三 社会福祉法人の新設合併の無効の訴え 新設合併設立社会福祉法人 公職の場合併の無効の訴え 吸収合併存続社工 社会福祉法人の吸収合併の無効の訴え 吸収合併存続社

(訴えの管轄)四~八 【準用対象外】

会福祉法人

所の管轄に専属する。
る社会福祉法人の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判第二百七十条(社会福祉法人の合併の無効の訴えは、被告とな

(担保提供命令)

算人であるときは、この限りでない。 算人であるときは、この限りでない。 算人であるときは、当該債権者が理事、監事又は清 で提起した債権者に対し、相当の担保を立てるべきことを命 を提起した債権者に対し、相当の担保を立てるべきことを命 を提起した債権者に対し、当該社会福祉法人の合併の無効の訴え 第二百七十一条 社会福祉法人の合併の無効の訴えであって、

【準用対象外】

ることを疎明しなければならない。 申立てをするには、原告の訴えの提起が悪意によるものである 被告は、第一項(前項において準用する場合を含む。)の

(弁論等の必要的併合)

の無効の訴えに係る二以上の訴訟が同時に係属するときは、第二百七十二条(同一の請求を目的とする社会福祉法人の合併

(社会福祉充実計画の承認)	第七節 社会福祉充実計画	その弁論及び裁判は、併合してしなければならない。 その弁論及び裁判は、併合してしなければならない。 (認容判決の効力が及ぶ者の範囲) 第二百七十三条 社会福祉法人の合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該行為をした社会福祉法人が取得した財産によって社会福祉法人の新設合併、教設立を含む、当該判決において無効とされ、又は取り消された行為(当該判決において無効とされ、又は取り消された行為(当該判決において無効とされ、又は取り消された行為(当該治点によって社会福祉法人が設合において、連帯して弁済する責任を負う。 4 各社会福祉法人の第一項の債務の負担部分又は第二項の財産の共有持分について、前項の協議によって定める。 4 各社会福祉法人の第一項の債務の負担部分又は第二項の財産の共有持分について、前項の協議が調わないときは、裁判所は、各社会福祉法人の第一項の債務の負担部分及び前項の財産の共有持分は、各社会福祉法人の財産の技術によって定める。 4 各社会福祉法人の第一項の債務の負担部分又は第二項の財産の共有持分について、前項の協議が調わないときは、裁判所は、各社会福祉法人の申立てにより、第一項各号に掲げる行為の効力が生じた日後に当該各号に定める社会福祉法人の第一項の債務の負担部分又は第二項の財産の共有持分は、各社会福祉法人の第一項の債務の負担部分又は第二項の財産の共有持分は、各社会福祉法人の財産のは、表社会福祉法人の財産の協議によって定める。 4 各社会福祉法人の申立てにより、第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時における各社会福祉法人の財産の報ぞの他一切の事情を考慮して、これを定める。 5 前項に規定する場合には、各社会福祉法人の財産の額ぞの他一切の事情を考慮して、これを定める。 6 行為の効力が生じた時における各社会福祉法人の財産の額ぞの他一切の事情を考慮して、これを定める。 6 方の対別により、第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時における各社会福祉法人の財産の額ぞの財産の対別を指述法人が取得した財産が対別を行為の対力がより、第一項を与に掲げる行為の対力が表別の訴えを指述法人が取得した財産の対別を行為の対別の対別を行為の対別の対別を行為の対別を行るの対別の対別を行為の対別の対別を行為の対別を対対の対別を対対の対別を対対の対別を対対の対別を対対の対別を対対の対別を対対の対別を対対の対別を対対の対対の対別を対対の対別を対対の対対の
(社会福祉充実計画の承認の申請)		

第五十五条の二 社会福祉法人は、毎会計年度において、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えるときは、厚生労働号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えるときは、厚生労働がる社会福祉事業若しくは公益事業(以下この項及び第三項以外の社会福祉事業若しくは公益事業(以下この項及び第三項が、る社会福祉事業若しくは公益事業(以下この項及び第三項がの会計年度において「既存事業」という。)の充実又は既存事業以外の社会福祉事業者しくは公益事業(以下この項及び第三項が充実計画」という。)を作成し、これを所轄庁に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、当該会計年度において、第一福祉充実計画の実施期間中は、この限りではない。

- に計上した額から負債の部に計上した額を控除して得た額一 当該会計年度の前会計年度に係る貸借対照表の資産の部
- 1 前項の承認の申請は、第五十九条の規定による届出と同時定した額一 基準日において現に行っている事業を継続するために必二
- 3 社会福祉充実計画には、次に掲げる事項を記載しなければ1。 に行わなければならない。
- び内容 この条において「社会福祉充実事業」という。)の規模及この条において「社会福祉充実事業」という。)の規模及一 既存事業(充実する部分に限る。)又は新規事業(以下
- 業区域」という。) 社会福祉充実事業を行う区域(以下この条において「事
- || いて「事業費」という。)| || 社会福祉充実事業の実施に要する費用の額(第五項にお三 社会福祉充実事業の実施に要する費用の額(第五項にお
- 社充実残額」という。) 除して得た額(第五項及び第九項第一号において「社会福四 第一項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を控
- 社会福祉充実計画の実施期間
- その他厚生労働省令で定める事項
- る事業に限る。) 社会福祉事業又は公益事業(第二条第四項第四号に掲げ
- 二 公益事業 (第二条第四項第四号に掲げる事業を除き、日本事業に除る)

添付して所轄庁に提出することによつて行うものとする。実計画の承認の申請は、申請書に、次の各号に掲げる書類を第六条の十三 法第五十五条の二第一項に規定する社会福祉充

- 社会福祉充実計画を記載した書類
- 法第五十五条の二第五項に規定する者の意見を聴取した
- 法第五十五条の二第七項の評議員会の議事録
- その他必要な書類

(控除対象財産額等)

ち次に掲げる財産の合計額をいう。 が当該会計年度の前会計年度の末日において有する財産のうが当該会計年度の前会計年度の末日において有する財産のう 第六条の十四 法第五十五条の二第一項第二号に規定する厚生

- 社会福祉事業、公益事業及び収益事業の実施に必要な財
- に相当する財産 に相当する財産のうち固定資産の再取得等に必要な額
- め最低限必要となる運転資金 当該会計年度において、第一号に掲げる事業の実施のた
- 除しなければならないものとする。
 上した額のうち前項第一号に規定する財産に相当する額を控上した額のうち前項第一号に規定する貸借対照表の負債の部に計面条の二第一項第一号に規定する財産の算定に当たつては、法第五十

(社会福祉充実計画の記載事項)

で定める事項は、次のとおりとする。第六条の十五 法第五十五条の二第三項第六号の厚生労働省令

- に電話番号その他の連絡先当該社会福祉法人の名称及び主たる事務所の所在地並び
- 金計画を計画とは会福祉充実事業をいう。以下同じ。)に関する資産する社会福祉充実事業(法第五十五条の二第三項第一号に規
- 法第五十五条の二第四項の規定による検討の結果
- の結果 | 一法第五十五条の二第六項の規定に基づき行う意見の聴取
- その他必要な事項

Ŧī.

兀

(実施する事業の検討の結果)

第六条の十六 法第五十五条の二第四項の規定による同条第三

おいて「地域公益事業」という。) ービスを提供するものに限る。第六項及び第九項第三号に に対し、無料又は低額な料金で、その需要に応じた福祉サ 常生活又は社会生活上の支援を必要とする事業区域の住民

- 三 公益事業(前二号に掲げる事業を除く。)
- その他財務に関する専門的な知識経験を有する者として厚生 事業費及び社会福祉充実残額について、公認会計士、税理士 労働省令で定める者の意見を聴かなければならない。 社会福祉法人は、地域公益事業を行う社会福祉充実計画の 社会福祉法人は、社会福祉充実計画の作成に当たつては、
- 意見を聴かなければならない。 作成に当たつては、当該地域公益事業の内容及び事業区域に おける需要について、当該事業区域の住民その他の関係者の
- 7 社会福祉充実計画は、評議員会の承認を受けなければなら 所轄庁は、社会福祉法人に対し、社会福祉充実計画の作成
- 該申請に係る社会福祉充実計画が、次の各号に掲げる要件の うものとする。 及び円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の支援を行 いずれにも適合するものであると認めるときは、その承認を 所轄庁は、第一項の承認の申請があつた場合において、
- は公益事業の規模及び内容が、社会福祉充実残額に照らし て適切なものであること。 社会福祉充実事業として記載されている社会福祉事業又

するものとする。

- 場合にあつては、その規模及び内容が、当該社会福祉事業 適切なものであること。 に係る事業区域における需要及び供給の見通しに照らして 社会福祉充実事業として社会福祉事業が記載されている
- 場合にあつては、その規模及び内容が、当該地域公益事業 ح に係る事業区域における需要に照らして適切なものである その他厚生労働省令で定める要件に適合するものである 社会福祉充実事業として地域公益事業が記載されている
- ح
- 10 合しているかどうかを調査するため必要があると認めるとき な協力を求めることができる。 所轄庁は、社会福祉充実計画が前項第二号及び第三号に適 関係地方公共団体の長に対して、資料の提供その他必要
- 11 第一項の承認を受けた社会福祉法人は、 同項の承認があつ

とする。 いて検討し を踏まえ、同条第四項各号に掲げる事業の順にその実施につ 項第一号に掲げる事項の記載は、社会福祉法人の設立の目的 その検討の結果を記載することにより行うもの

(財務に関する専門的な知識経験を有する者)

第六条の十七 る者は、監査法人又は税理士法人とする。 法第五十五条の二第五項の厚生労働省令で定め

(社会福祉充実計画を終了することができる。 当該承認社会福祉充実計画を終了することができる。 当該承認社会福祉充実計画の終了)	(社会福祉充実計画の変更) (社会福祉充実計画の変更をしようとするときは、厚生労働省合で定めるところにより、あらかじめ、所轄庁の承認を受けなければならない。ただし、厚生労働省合で定める軽微な変更をしたときは、厚生労働省合で定めるを受けた社会福祉法人は、前項ただし書で定めるところにより、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない。 (社会福祉充実計画の変更をしようとするときは、厚生労働省合で定める軽微な変更をしたときは、厚生労働省合で定めるところにより、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない。 (社会福祉充実計画の変更の申請について準用する。	た社会権祖充実計画」という。) に従つて事業を行わなけば、その変更後のもの。同項及び第五十五条の四において「は、その変更後のもの。同項及び第五十五条の四において「
(承認社会福祉充実計画の終了の承認の申請) (承認社会福祉充実計画の終了の承認の申請は、申請書に、承認社会福祉充実計画に記載された事業を行うことが困難である理由を記載した書類を添付して所轄庁に提出することによつて行うものとた書類を添付して所轄庁に提出することによつて行うものとた書類を添付して所轄庁に提出することによつて行うものとする。	(承認社会福祉充実計画の変更の承認の申請) (承認社会福祉充実計画の変更の承認の申請は、申請書に、次の各号に掲述方書類を添付して所轄庁に提出することによつて行うものとする。) (承認社会福祉充実事業の事業区域の変更) (承認社会福祉充実事業の事業区域の変更) (承認社会福祉充実事業の事業区域の変更) と変更後の実施年度とが同一の市町村の区域内(特別区を含む。)である場合を除く。) と変更後の実施年度とが同一である場合を除く。)と変更後の実施年度とが同一である場合を除く。)と変更後の実施年度とが同一である場合を除く。)と変更後の実施年度とが同一である場合を除く。)と変更後の実施年度とが同一である場合を除く。)と変更後の実施年度とが同一である場合を除く。)と変更後の実施年度とが同一である場合を除く。)と変更後の承認社会福祉充実計画における軽微な変更に関する届出に、次の各号に掲げる書類を添付して所轄庁に提出することによつて行うものとする。 「一変更後の承認社会福祉充実計画を記載した書類を添付して所轄庁に提出することによつて行うものとする。」との承認社会福祉充実計画を記載した書類を添付して所轄庁に提出することによつて行うものとする。	

(監督) (記述法人に対し、表の表書をいできる。 (監督) (監督) (監督) (監督) (監督) (監督) (監督) (記述法人に対し、表の表記とができる。 (監督) (監督) (監督) (監督) (監督) (監督) (監督) (記述法人に対し、対し、関係をに基づいてする行政にときは、第四項の規定による勧告を受けた社会福祉法人に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、第四項の規定による勧告を受けた社会福祉法人に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとらなかったときは、第四項の規定による勧告を受けた基づいてする行政に、ときなの書籍を受けた社会福祉法人に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとらなかったときは、所轄庁は、当該勧告に係る措置をとらなかったときは、所轄庁は、当該勧告に係る措置をとらなかったときは、所轄庁は、当該勧告に係る措置をとらなかったときは、所轄庁は、当該勧告に係る措置をとらなかったときは、所轄庁は、当該勧告に係る措置をとらなかったときは、所轄庁は、当該勧告に係る措置をとらない。 (監督) (記述法人に対し、対し、期間を定めて、当に従いによるに基づいできる。 (監督) (記述法人に対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに	第八節 助成及び監督	
		定める。 定める。 定める。 定める。 定める。 定める。 定める。 定める。 定める。 定める。 定める。 定める。 定める。 第六条の二十二 第六条の十三、第六条の十八、第六条の二十

第五十八条 国又は地方公共団体は、必要があると認めるとき(助成等)	第五十七条の二 関係都道府県知事等(社会福祉法人の事務所第五十七条の二 関係都道府県知事等(社会福祉法人の所轄庁以外の者をいう。次項において同じ。)は、当該社会福祉法人の所轄庁は、第五十六条第一項及び第四項から第九項まで並ことができる。ことができる。ことができる。 でに前条の事務を行うため必要があると認めるときは、関係都道府県知事等に対し、情報又は資料の提供その他必要な協力を求めることができる。	(公益事業又は収益事業の停止) 第五十七条 所轄庁は、第二十六条第一項の規定により公益事業とは収益事業を行う社会福祉法人につき、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、当該社会福祉法人が宣談で定められた事業以外の事業を行うこと。 一 当該社会福祉法人が宣談収益事業から生じた収益を当該社会福祉法人の行う社会福祉事業及び公益事業以外の目的に使用すること。 三 当該公益事業又は収益事業の停止)	9 所轄庁は、第七項の規定により役員の解職を観告しようと 書を作成し、これを所轄庁に提出しなければならない。 この場合に がして弁明する機会を与えなければならない。 この場合に がつ、自己に有利な証拠を提出することができる。 かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。 かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。 かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。 かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。 かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。 かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。 から 前軸 を で が で が で が で が で が で が で が で が で が で
第八条 法第五十八条の規定により社会福祉法人が国の助成を(助成申請手続)			

を妨げない。 十三号)及び地方自治法第二百三十七条第二項の規定の適用 条件よりも当該社会福祉法人に有利な条件で、貸付金を支出 に従い、社会福祉法人に対し、補助金を支出し、又は通常の は、厚生労働省令又は当該地方公共団体の条例で定める手続 ことができる。ただし、国有財産法(昭和二十三年法律第七 し、若しくはその他の財産を譲り渡し、若しくは貸し付ける

- 法人に対して、次に掲げる権限を有する。 目的が有効に達せられることを確保するため、当該社会福祉 ときは、厚生労働大臣又は地方公共団体の長は、その助成の 前項の規定により、社会福祉法人に対する助成がなされた
- 事業又は会計の状況に関し報告を徴すること。
- をすべき旨を勧告すること。 あると認める場合において、その予算について必要な変更 助成の目的に照らして、社会福祉法人の予算が不適当で
- 三 社会福祉法人の役員が法令、法令に基づいてする行政庁 すべき旨を勧告すること。 の処分又は定款に違反した場合において、その役員を解職
- 措置に従わなかつたときは、交付した補助金若しくは貸付金 部の返還を命ずることができる。 又は譲渡し、若しくは貸し付けたその他の財産の全部又は 国又は地方公共団体は、社会福祉法人が前項の規定による
- 号の規定により解職を勧告し、又は前項の規定により補助金 準用する。 若しくは貸付金の全部若しくは一部の返還を命令する場合に 第五十六条第九項から第十一項までの規定は、第二項第三

(所轄庁への届出)

第五十九条 社会福祉法人は、毎会計年度終了後三月以内に、 庁に届け出なければならない。 厚生労働省令で定めるところにより、 次に掲げる書類を所轄

第四十五条の三十二第一項に規定する計算書類等

第四十五条の三十四第二項に規定する財産目録等

人にあつては、厚生労働大臣)に提出しなければならない。 第一条の四各号に該当するものに限る。)を行う社会福祉法 方厚生局長(二以上の地方厚生局の管轄区域にわたり事業(申請しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付し て社会福祉法人の主たる事務所の所在地を管轄区域とする地 理由書

- 助成を受ける事業の計画書及びこれに伴う収支予算書
- 合には、その助成の程度を記載した書類 別に地方公共団体から助成を受け又は受けようとする場
- 財産目録及び貸借対照表
- 2 は、厚生労働大臣が別に定める。 前項に規定するもののほか、助成の種類に応じ必要な手続
- 第二条第五項の規定は、第一項の場合に準用する。

3

(届出)

第九条 掲げる方法のいずれかにより行わなければならない (以下「届出計算書類等」という。)の届出は、次の各号に 法第五十九条の規定による計算書類等及び財産目録等

- 当該イ又はロに定める方法による場合に限る。 書面の提供(次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ
- 当該書面に記載された事項を記載した書面二通の提供 届出計算書類等が書面をもつて作成されている場合
- 場合 当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面 一通の提供 届出計算書類等が電磁的記録をもつて作成されている
- 分に応じ、当該イ又はロに定める方法による場合に限る。 電磁的方法による提供(次のイ又はロに掲げる場合の区

こ。 かまめの大兄その也の事もが動き合で定める事項でする社会福祉法人(厚生労働大臣が所轄庁であるもの有する社会福祉法人(厚生労働大臣が所轄庁であるもの類のうち厚生労働省合で定める書類の内容 類のうち厚生労働省合で定める書類の内容 調を受けた報酬等の支給の基準 認を受けたとき 当社 第四十五条の三十五第二項の承認を受けたとき 当社 二 第四十五条の三十五第二項の承認を受けたとき 当社 二 第四十五条の三十五第二項の承認を受けたとき 当社	(情報の公開等) (情報の公開等) (情報の公開等) (情報の公開等) (情報の公開等)	

Sり、区

iを し の

該承 る書

電磁的方法その他の厚生労働省令で定める方法により報告す く、)の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項につ するものとする。この場合において、 ご容を公表するよう努めるとともに、厚生労働大臣に対し、 調査及び分析を行い、必要な統計その他の資料を作成 都道府県知事は、その を所を

3 認めるときは、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有す る社会福祉法人の所轄庁(市長に限る。次項において同じ。 るものとする。 都道府県知事は、前項前段の事務を行うため必要があると 社会福祉法人の活動の状況その他の厚生労働省令

定める方法によるものとする。 情報を提供するときは、電磁的方法その他の厚生労働省令で て定める事項に関する情報の提供を求めることができる。 所轄庁は、前項の規定による都道府県知事の求めに応じて

当該書面に記載された事項の電磁的方法による提供 届出計算書類等が書面をもつて作成されている場合

場合 当該電磁的記録に記録された事項の電磁的方法に よる提供 届出計算書類等が電磁的記録をもつて作成されている

労働大臣、都道府県知事及び市長をいう。以下同じ。 統一的な支援のための情報処理システムに記録する方法 電子計算機と接続された届出計算書類等の管理等に関する 六号)に規定する独立行政法人福祉医療機構の使用に係る び独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第百六十 届出計算書類等の内容を当該届出に係る行政機関(厚生 及

(公表)

第十条 法第五十九条の二第一項の公表は、インターネットの 利用により行うものとする。

記録された届出計算書類等の内容の公表を行うときは、 定する方法による届出を行い、行政機関等が当該届出により 社会福祉法人が前項に規定する方法による公表を行つたもの とみなす。 前項の規定にかかわらず、 社会福祉法人が前条第三号に規 当該

分に限り、個人の権利利益が害されるおそれがある部分を除 定める書類は、 法第五十九条の二第一項第三号に規定する厚生労働省令で) とする。 次に掲げる書類(法人の運営に係る重要な部

法第四十五条の二十七第二項に規定する計算書類

号及び第十五号に規定する事項が記載された部分を除く。 簿及び同項第四号に規定する書類(第二条の四十一第十四 法第四十五条の三十四第一項第二号に規定する役員等名

(調査事項)

第十条の二 法第五十九条の二第二項、 の権利利益が害されるおそれがある部分を除く。)とする。 定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項(個人 ち社会福祉法人会計基準第三十条第一項第十号に規定する 拠点区分資金収支明細書及び同項第十一号に規定する拠点 区分事業活動明細書の内容 法第四十五条の二十七第二項に規定する計算書類の内容 法第四十五条の三十二第一項に規定する附属明細書のう 第三項及び第六項に規

(社会福祉法人台帳) (社会福祉法人台帳) 第十一条 所轄庁は、社会福祉法人台帳を備えなければならない事項は、次のとおりとする。 一 名称 二 事務所の所在地 四 事業の種類	
	その他の支援を行うよう努めなければならない。 及び監督に関する事務の実施に関し必要な助言、情報の提供及び監督に関する事務の実施に関し必要な助言、情報の提供して、都道府県知事は、市長に対して、社会福祉法人の指導第五十九条の三 厚生労働大臣は、都道府県知事及び市長に対(厚生労働大臣及び都道府県知事の支援)
	「参考」準用名文(読替え後) 「参考」準用名文(読替え後) 「参考」準用対象外」 「参考」準用対象外」 「参考」準用対象外」 「参考」準用対象外」 「参考」準用条文(読替え後)
法 一電磁的方法 生労働省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。	例大臣の求めに応じて情報を提供する場合について準用する 第四項の規定は、都道府県知事が前項の規定による厚生労ができる。
第十条の三 法第五十九条の二第二項及び第四項に規定する厚(報告方法)	厚生労働省合で定める事項に関する情報の提供を求めることに主たる事務所を有する社会福祉法人の活動の状況その他の認めるときは、都道府県知事に対し、当該都道府県の区域内
三 法第四十五条の三十四第一項第一号に規定する財産目録の内容	民は、前項の施策を実施するため必要があい集合物であつて、それらの情報を電子計のまることができるように体系的に構成したのなができるように体系的に構成したのをできる。国民にインターネットその他があったができるように体系的に構成したができるとができるように体系的に構成したがある。

(権限の委任) 第百二十八条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。 ことができる。 ことんができる。 ことんができる。 ことんができる。 ことができる。 ことができる。 ことができる。 ことができる。 ことができる。 ことができる。 ことんができる。 ことができる。 ことんができる。 ことんができる。 ことんができる。 ことんができる。 ことんができる。 ことんができる。 ことんができる。 ことんができる。 ことんがたいさんがたいさんがたいさんがたいさんがたいさんがたいさんがたいさんがたいさ	託事務とする。	第百二十六条 第七章及び第八章の規定により都道府県が処理 第百二十六条 第七章及び第八章の規定により都道府県 お市及び中核市においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市(以下「指定都市等」という。)が処理するものとする。この場合においては、これらの章中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定は、指定都市等に適用があるものとする。	第十一章 雑則	
		(大都市等の特例) (大都市等の特例) (大都市等の特例) (大都市等の特例) (大都市等の特例)		
				五 設立認可年月日及び設立登記年月日 五 設立認可年月日及び設立登記年月日 五 設立認可年月日及び設立登記年月日 五 設立認可年月日及び設立登記年月日

第百三十条の二 次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は社会福祉法人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該社会福祉法人に財産上の損害を加えたとさは、七年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、フはこれを併科する。 一 評議員、理事又は監事 三 第四十二条第二項又は第四十五条の六第二項(第四十五条の十七第三項において準用する場合を含む。)の規定により選任された一時評議員、理事、監事又は理事長の職務を行うべき者	第十二章 罰則	のため必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。第百三十条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施(厚生労働省令への委任)	。

第百三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。	に処する。	に対して適用する。	二条の例に従う。 2 前条第二項の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。 国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。	第百三十条の三 次に掲げる者が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を収受し、又はその要求若しくは利束をしたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。	3 前二項の罪の未遂は、罰する。 より選任された一時清算法人の評議員の職務を行うべき者 より選任された一時清算法人の評議員の職務を行うべき者

第百三十三条 評議員、理事、監事、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、清算人、民事保全法第五十六条に規定する一時清算法人の職務を行うべき者、同項第四号に規定する一時常算法人の職務を行うべき者、同項第四号に規定する一時代表清算人の職務を行うべき者、同項第二号に規定する一時常算法人の職務を行うべき者、同項第二号に規定する一時常算法人の職務を行うべき者、同項第二号に規定する一時清算法人の職務を行うべき者、同項第二号に規定する一時計算法人の職務を行うべき者、同項第二号に規定する一時会計監査人の職務を行うべき者は、次のいずれかに該当する場合には、二十万円以下の一方の正第一項、第四十六条の十二第一項、第四十六条の二第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。 三 第三十四条の二第二項若しくは第三項、第四十五条の十十五条の十九第三項、第四十五条の二十五、第四十五条の十十五条の十十五条の十五条の十五条の十十五条の十十第三項、第四十五条の十五条の十十第二項若しくは第四十五条の二十五、第四十五条の十十五条の十十第二項、第五十四条の出第二項、第四十五条の十十四条の十十第二項、第五十四条の七第二項、第四十五条の十十四条の十十第二項の規定又は第四十五条の二十五、第四十五条の十十四条の十十第二項、第五十四条の出第二項、第五十四条の出第二項、第四十五条の十十四条の十十第二項、第五十四条の七第二項、第四十五条の十十四条の十十第三項、第五十四条の七第二項、第四十五条の十十二条の十十二条の十十二条の十十二条の十十二条の十十二条の十十二条の十	はその人に対しても同条の罰金刑を科する。 の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人の事業に関し、前条第百三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使	者にもかかわらず、引き続きその社会福祉事業を経営した二条第一項若しくは第二項の規定により許可を取り消され規定する制限若しくは停止の命令に違反した者又は第七十

	町村	市都道府界	* +~ =
	第五十六条第九項第五十八条第二項及び同条第四項において準用す	府県 第三十一条第一項、第四十二条第二項、第四十五条の六第二項(第四十五条の三十六第二項及び第四項、第四十六条第一項、第四十五条の二第一項、第五十五条の二第一項、第五十五条の二第一項、第五十五条の二第一項、第五十五条の二第一項、第五十五条の二第一項、第五十五条の二第一項、第五十五条の二第一項、第五十五条の二第一項、第五十五条の二第一項、第五十五条の二第一項、第五十五条の二第一項、第五十五条の二第一項、第五十五条の二第一項、第五十五条の二第一項、第五十五条の二第一項、第五十五条の二第一項、第五十五条の六第二項、第五十五条の二第一項、第五十五条の二第一項、第五十五条の二第一項、第五十五条の二第一項、第五十五条の二第一項、第五十五条の一第五十五条の一第五十五条の一第五十五条の一項、第五十五条の一第五十五条の一第五十五条の三十六条第一項、第五十五条の三十六条第二項、第五十五条の一第五十五条の一第五十五条の一第五十五条の一第五十五条の一第五十五条の一項、第五十五条の一項、第五十五条の一第五十五条の一項、第五十五条の一章、第五十五条の三第一項、第五十五条の二第四十六条第二項、第五十五条の三第一項、第五十五条の二項、第五十五条の二第四十六条第二項、第五十五条の二第四十六条第二項、第五十五条の二第四十六条第二項、第五十五条の二第四十二条第二項、第四十二条第二項、第四十二条第二項、第五十五条の二第四十二条第二項、第五十五条の二第四十二条第二項、第五十五条の二第四十二条第二項、第四十二条第二項、第四十二条第二項、第四十二条第二項、第四十二条第二項、第四十二条第二項、第四十二条第二項、第四十二条第四十二条第二項、第四十二条第二項、第四十二条第二項、第四十二条第二項、第四十二条第二項、第四十二条第二項、第四十二条第二項、第四十二条第二項、第四十二条第二項、第四十二条第二項、第四十二条第二項、第四十二条第二項、第四十二条第二項、第四十二条第二項、第四十二条第二項、第四十二条第二項、第四十二条第二項、第四十二条第四十二条第四十二条第二項、第四十二条第四十二条第二項、第四十二条第四十二条第二項、第四十二条第四十二条第四十二条第四十二条第四十二条第四十二条第四十二条第四十二条	は、十万円以下の過料に処する。四条 第二十三条又は第百十三条第四項の規定に違反
			及
又は届出の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出するこ請者又は届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに申請に記載すべき事項を記録したフレキシブルディスク並びに申第四十一条 次に掲げる書類の提出については、これらの書類(フレキシブルディスクによる手続)			

とによつて行うことができる。

第二条第一項に規定する申請書及び定款

第二条第二項第三号に規定する事業計画書及び収支予算

第三条第一項に規定する申請書

項に規定する届出書 第四条第二項において読み替えて準用される第三条第一

場合を含む。)に規定する定款 第三条第一項第二号(第四条第二項において準用される

第三条第二項第三号に規定する事業計画書及び収支予算

第三条第三項に規定する書類

第五条第一項に規定する申請書

第五条第一項第二号に規定する財産目録及び貸借対照表

第六条第一項に規定する申請書

十二 第六条第一項第三号イに規定する財産目録及び貸借対 十一 第六条第一項第二号に規定する定款

十四 第六条第一項第四号ロに規定する事業計画書及び収支 第六条第一項第四号イに規定する財産目録

第六条第一項第四号ニからトまで

予算書

第八条第一項に規定する申請書

第八条第一項第一号に規定する理由書

第八条第一項第三号に規定する書類 第八条第一項第二号に規定する計画書及び収支予算書

第八条第一項第四号に規定する財産目録及び貸借対照

(フレキシブルディスクの構造)

第四十二条 前条のフレキシブルディスクは、工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本工業規格(以 ならない。 ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければ 下「日本工業規格」という。)X六二二三号に適合する九十

(フレキシブルディスクへの記録方式)

第四十三条 第四十一条のフレキシブルディスクへの記録は、 次に掲げる方式に従つてしなければならない。

一 トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二

○社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省令第百六十八号)(抄) 第二章 経過措置 第二章 経過措置 第三百四十九号)第四条第一項に規定する収益の額として厚生労働省令で定めるところにより計算した額は、法人全体の生労働省令で定めるところにより計算した額は、法人全体の事業活動計算書におけるサービス活動収益の額とする。	○社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の (中) 第二章 経過措置に関する政令(平成二十八年政令第三百四十九号)(抄) 第二章 経過措置に関する政令(平成二十八年政令第三百四十九号)(対) 第二章 経過措置に関する政令(平成二十八年政令第三百四十九号)が四流二十八年三月三十一日までの間に開始する会計年度に係る同法第二条の規定による改正前の社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第五十九条の規定により所轄庁に届け出た収支計算書に基づいて当該会計年度における社会福祉事業がびに社会福祉法第二十六条第一項に規定する公益福祉事業をびに担定する収益事業による経常的な収益の額として厚生労働省令で定めるところにより計算した額(次項において「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に設立された社会福祉法人については、平成二十七年度社会福祉事業等関連経常収益額は零であるものとして、前項の規定を適用する。	○社会福祉法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二十一号)附則(抄) (第二条の規定による社会福祉法の一部改正に伴う経過措置) (第二条の規定による選任は、施行日までに、必要な定款の変更は、施行日において、その効力を生ずる。)第三十七条の規定は、施行日以後」以下「新社会福祉法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律の規定の適用については、施行日ないて、新社会福祉法第四十一条第一項の規定の適用については、施行日から起算して三年を経過する日までの間、同項中「定款の事業の規模が政令で定める基準を超える数」とあるのは、「四人以上」とする。
二 申請年月日又は届出年月日 一 申請者又は届出者の名称 「 申請者又は届出者の名称		
X○六○五号に規定する方式ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格二		

- 下同じ。)の選任について適用する。後に行われる社会福祉法人の役員(理事及び監事をいう。以第十一条 新社会福祉法第四十三条第一項の規定は、施行日以
- 定時評議員会の終結前は、なお従前の例による。最初に招集される定時評議員会の終結の時から適用し、当該ては、新社会福祉法第四十四条第三項の規定は、施行日以後第十二条。この法律の施行の際現に存する社会福祉法人につい
- 第十三条 この法律の施行の際現に在任する社会福祉法人の役権・このには、施行日以後最初に招集される定時評議員会の員については、施行日以後最初に招集される定時評議員会の第十三条 この法律の施行の際現に在任する社会福祉法人の役
- 員及び評議員の施行日前の行為に基づく損害賠償責任につい第十六条 この法律の施行の際現に在任する社会福祉法人の役任するまでの間は、なお従前の例による。 事の代表権については、施行日以後に選定された理事長が就第十五条 この法律の施行の際現に在任する社会福祉法人の理
- る会計帳簿について適用する。 第四節第二款の規定は、施行日以後に開始する会計年度に係第十七条 新社会福祉法第四十五条の二十三第一項及び第六章

ては、なお従前の例による。

- 。

 以後最初に招集される定時評議員会の終結の時から適用する二十条 新社会福祉法第四十五条の三十五の規定は、施行日規定する財産目録等について適用する。

十八年四月一日以後に開始する会計年度に係る同条第二項に

第二十二条 新社会福祉法第六章第六節第三款の規定は、施行が解散した場合の清算については、なお従前の例による。。) 第四十六条第一項各号に掲げる事由により社会福祉法人会福祉法(附則第二十五条において「旧社会福祉法」という第二十一条 施行目前に生じた第二条の規定による改正前の社

第三十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行 第三十三条 この法律(附則第一条第二号に掲げる規定にあっ 第二十四条 新社会福祉法第五十九条の規定は、平成二十八年 第二十三条 新社会福祉法第五十五条の二の規定は、施行日以 ものと定められている場合には、当該同意及びその決議)がの二以上の同意(定款でさらに評議員会の決議を必要とする に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は 則の適用については、なお従前の例による。 される場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰 類について適用する。 四月一日以後に開始する会計年度に係る同条各号に掲げる書 後に開始する会計年度から適用する。 あった場合については、なお従前の例による。 適用し、施行目前に合併について社会福祉法人の理事の三分 日以後に合併について評議員会の決議があった場合について た行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることと ては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にし 政令で定める。 (政令への委任) (罰則の適用に関する経過措置)